

令和6年度

土庄町地域防災計画書

一般対策編

土 庄 町

目 次

第1章 総則	1
第1節 目的	1
第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 土庄町の地勢等の概況	14
第2章 災害予防計画	17
第1節 治山対策計画	17
第2節 砂防対策計画	18
第3節 河川防災対策計画	22
第4節 海岸防災対策計画	26
第5節 ため池等農地防災対策計画	29
第6節 都市防災対策計画	30
第7節 建築物等災害予防計画	32
第8節 海上災害予防計画	34
第9節 道路災害予防計画	36
第10節 原子力災害予防計画	38
第11節 危険物等災害予防計画	40
第12節 大規模火災予防計画	42
第13節 林野火災予防計画	43
第14節 農林水産関係災害予防計画	45
第15節 ライフライン等災害予防計画	47
第16節 防災施設等整備計画	49
第17節 防災業務体制整備計画	52
第18節 保健医療福祉救護体制整備計画	55
第19節 緊急輸送体制整備計画	57
第20節 避難体制整備計画	60
第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画	66
第22節 文教災害予防計画	68
第23節 ボランティア活動環境整備計画	70
第24節 要配慮者対策計画	71
第25節 防災訓練実施計画	76
第26節 防災知識等普及計画	79
第27節 自主防災組織育成計画	84
第28節 被災動物の救護体制整備計画	88
第29節 帰宅困難者対策計画	89
第3章 災害応急対策計画	91
第1節 活動体制計画	91

第2節 広域的応援計画	96
第3節 自衛隊等派遣要請計画	99
第4節 気象情報等伝達計画	102
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	106
第5節 災害情報収集伝達計画	112
第6節 通信運用計画	117
第7節 広報活動計画	119
第8節 災害救助法適用計画	122
第9節 救急救助計画	124
第10節 医療救護計画	126
第11節 緊急輸送計画	128
第12節 交通確保計画	130
第13節 避難計画	134
第14節 食料供給計画	143
第15節 給水計画	145
第16節 生活必需品等供給計画	147
第17節 防疫及び保健衛生計画	149
第18節 廃棄物処理計画	152
第19節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画	155
第20節 住宅応急確保計画	156
第21節 社会秩序の維持計画	159
第22節 文教対策計画	160
第23節 公共施設等応急復旧計画	164
第24節 ライフライン等応急復旧計画	167
第25節 農林水産関係応急対策計画	170
第26節 ボランティア受入計画	172
第27節 要配慮者応急対策計画	174
第28節 被災動物の救護活動計画	176
第29節 水防等活動計画	177
第30節 海難等災害対策計画	179
第31節 海上大量流出油等災害対策計画	182
第32節 航空災害対策計画	184
第33節 道路災害対策計画	186
第34節 原子力災害対策計画	188
第35節 危険物等災害対策計画	190
第36節 大規模火災対策計画	193
第37節 林野火災対策計画	194
第4章 災害復旧計画	195
第1節 復旧復興基本計画	195
第2節 公共施設等災害復旧計画	197

第3節	被災者等生活再建支援計画	198
第4節	義援金等受入配分計画	203

第1章 総則

第1節 目的

第1 計画の目的

この計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害及び事故災害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関し、町、県、防災関係機関及び住民等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、防災対策の総合的かつ計画的な推進を図り、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の構成

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、土庄町防災会議が策定する土庄町地域防災計画は、この計画「一般対策編」のほか、「地震対策編」及び「津波対策編」の3編で構成する。

第3 他の計画との関係

この計画は、町土における防災対策に関して総合的かつ基本的性格を有するものである。
したがって、国の防災基本計画、香川県地域防災計画、防災関係機関等が作成する防災業務計画等をはじめとして、町の水防計画、総合計画及び消防計画等と矛盾しないよう十分な調整を図るものとする。

第4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。また、町は、地域防災計画を香川県防災対策基本条例に規定する施策に沿うものとするとともに、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、地域防災計画の検討に当たっては、当該課題に配慮するものとする。

第5 計画の習熟等

この計画は、災害対策の基本的事項を定めるものであり、町、防災関係機関及び住民等は平素から実践的な訓練や研修などの方法により習熟に努めるとともに、職員行動マニュアル等、より具体的な計画等を定め地震対策の推進体制を整えるものとする。

第6 町民運動の展開（住民すべてによる防災対策の推進）

被害の軽減には、自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域はみんなで助け合って守る「共助」、及び行政が支える「公助」の理念に基づき、それぞれの連携及び協働のもと、災害の種類や規模に応じ、ハード対策とソフト施策を適切に組み合わせ、一体的な推進を図るなど、多様な視点を反映した防災対策を実践することが重要である。その際、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図

る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう様々な対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめる必要があり、その実践を促進する町民運動を展開しなければならない。

町は、自らの防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、町の防災対策の実施状況について定期的に香川県に報告するとともに、その内容を住民に公表するものとする。また、住民及び防災関係機関等に対しては、防災対策基本条例に規定される県民防災週間を中心として、自らの防災対策を定期的に点検し、対策の一層の充実を図るとともに、防災意識の高揚のための活動を行うものとする。

第2節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

第1 防災関係機関及び住民の責務

【町】

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施するとともに、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努める。

【小豆地区消防本部】

小豆地区消防本部は、地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、町と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

【香川県広域水道企業団】

香川県広域水道企業団は、町内全域に対して水道水を供給する水道事業者であり、危機に際し、住民の日常生活に直結してその健康を守るために欠くことのできない水道水を供給する事業者として、住民の生命・健康を守るとともに、社会・経済活動を維持するため、県、町、関係機関等と相互に協力・連携し、災害時においても速やかに水道水を安定して給水できるように努める。

【県】

県は、町を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、活動の総合調整を行い、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努める。

【指定地方行政機関】

指定地方行政機関は、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

【公共的団体及び防災上重要な施設の管理者】

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、応急措置を実施する。

また、町、県及び防災関係機関の防災活動に協力する。

【住民】

住民は、災害時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、それぞれの立場において実施可能な防災活動を行うよう努めるものとする。

また、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努める。

第2 防災関係機関及び住民等の処理すべき事務又は業務の大綱

町の地域に係る防災に関し、土庄町、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、本町区域内の公共的団体その他防災上重要な施設管理者及び住民等の処理すべき事務及び業務の大綱は、次のとおりである。

1 土庄町

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
土庄町	(1) 地域防災計画の作成及び土庄町防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災知識の普及及び防災意識の啓発 (5) 防災教育の推進 (6) 自主防災組織の結成促進及び育成指導 (7) 防災に関する施設の整備及び点検 (8) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (9) 特別警報等の住民への周知措置 (10) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）の発令並びに指定避難所等の開設 (11) 避難行動要支援者の避難支援活動 (12) 消防、水防その他の応急措置 (13) 被災者の救助、救護その他保護措置 (14) 被災した児童生徒の応急教育 (15) 被災地の廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の実施 (16) 緊急輸送等の確保 (17) 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 (18) 災害復旧の実施 (19) ボランティア活動の支援 (20) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

2 小豆地区消防本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
小豆地区消防本部	(1) 消防施設、消防本部体制の整備 (2) 災害及び二次災害の予防警戒及び防除 (3) 人命の救出、救助及び応急救護 (4) 消防、水防その他の応急措置 (5) 災害時の救助、救急、情報の伝達 (6) 危険物の安全性確保のための指導

3 香川県広域水道企業団

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県広域水道企業団	(1) 災害時における水道の被害情報の収集及び県及び町への報告連絡 (2) 災害時における水道水の供給確保 (3) 水道施設の防災対策並びに応急給水及び応急復旧の実施

4 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
香川県	(1) 地域防災計画の作成及び防災会議に関する事務 (2) 防災に関する組織の整備 (3) 防災訓練の実施 (4) 防災知識の普及及び防災意識の啓発 (5) 防災教育の推進 (6) 自主防災組織の結成促進及び育成指導 (7) 防災に関する施設等の整備及び点検 (8) 他県、市町及び防災関係機関との連絡調整並びに広域的調整 (9) 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 (10) 特別警報等の市町への通知 (11) 被災者の救助、救護その他保護措置 (12) 被災した児童生徒の応急教育 (13) 被災地の廃棄物処理に必要な措置、防疫・保健衛生活動の実施 (14) 緊急輸送等の確保 (15) 食料、飲料水、医薬品その他物資の確保 (16) 交通規制、犯罪の予防その他社会秩序の維持に必要な措置 (17) 災害復旧の実施 (18) ボランティア活動の支援 (19) その他災害の防御又は拡大防止のための措置

5 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国管区警察局 四国警察支局	(1) 支局内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導、調整 (2) 警察庁及び他管区警察局との連携 (3) 支局内防災関係機関との連携 (4) 支局内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集及び報告連絡 (5) 警察通信の確保及び統制 (6) 警察災害派遣隊の運用 (7) 支局内各県警察への津波警報等の伝達
四国総合通信局	(1) 災害時に備えた電気通信施設（有線通信施設及び無線通信施設）整備のための調整及び電波の統制監理 (2) 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに電波の監理 (3) 災害地域における電気通信、放送施設等の被害状況の把握 (4) 災害時における通信機器、移動電源車の貸出し (5) 地方公共団体及び関係機関に対する各種非常通信訓練・運用の指導及び協議
四国財務局	(1) 公共土木施設及び農林水産業施設等の災害復旧事業費の査定立会 (2) 地方公共団体に対する災害融資 (3) 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付け (4) 災害時における金融機関の業務運営の確保及び金融上の措置
四国厚生支局	(1) (独)国立病院機構等関係機関との連絡調整
香川労働局	(1) 労働災害防止についての監督指導等 (2) 被災労働者に対する救助、救急措置等に関する協力及び迅速適正な労災補償の実施 (3) 二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害予防の指導 (4) 災害復旧工事等に従事する労働者の安全及び衛生の確保 (5) 被災事業所の再開についての危害防止上必要な指導 (6) 被災失業者に対する職業斡旋、失業給付の支給等

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
中国四国農政局	(1) 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業施設等の防護 (2) 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理の指導 (3) 農作物等に対する被害防止のための営農技術指導 (4) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況の取りまとめ (5) 被災地への営農資材の供給の指導 (6) 被災地における病虫害防除所、家畜保健衛生所の被害状況の把握 (7) 災害時における農地、農業用施設等の応急措置の指導並びにそれらの災害復旧事業の実施及び指導 (8) 地方公共団体への土地改良機械の緊急貸付け (9) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等の指導
四国森林管理局 (香川森林管理事務所)	(1) 森林治水事業の実施並びに林野の保全に係る地すべり防止に関する事業の実施 (2) 国有保安林の整備保全 (3) 災害応急対策用木材（国有林）の供給 (4) 民有林における災害時の応急対策等
四国経済産業局	(1) 防災関係物資についての情報収集、円滑な供給の確保 (2) 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営の確保 (3) 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
中国四国産業保安監督部 中国四国産業保安監督部四国支部	(1) 高圧ガス、火薬類、液化石油ガスに関する保安の確保 (2) 災害時における電気、ガス事業に関する応急対策等
四国地方整備局	(1) 河川、道路等の防災対策及び災害対策の実施に関する事項 (2) 港湾施設、海岸保全施設の整備と防災管理 (3) 港湾及び海岸（港湾区域内）における災害対策の指導 (4) 海上の流出油等に対する防除措置 (5) 港湾・海岸保全施設等の応急復旧工法の指導 (6) 空港の災害復旧 (7) 緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）等の被災地方公共団体への派遣
四国運輸局	(1) 輸送機関、その他関係機関との連絡調整 (2) 陸上及び海上における緊急輸送の確保 (3) 自動車運送事業者、海上運送事業者及び鉄道事業者の安全輸送の確保等に係る災害応急対策の指導
大阪航空局 (高松空港事務所)	(1) 空港施設の整備及び点検(管制部門) (2) 災害時の飛行規制等とその周知 (3) 緊急輸送の拠点としての機能確保(管制部門) (4) 緊急状態にある又は発展する可能性のある航空機の情報収

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	集等 ※(1)及び(3)の業務について管制部門以外は、高松空港(株)に運営委託している。
国土地理院 四国地方測量部	(1) 災害時における情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力 (2) 防災関連情報の提供及び利活用の支援・協力 (3) 地理情報システム活用の支援・協力 (4) 国家座標に基づく位置情報の情報基盤形成のため、必要に応じて国家基準点の復旧測量、地図の修正測量の実施 (5) 公共基準点の復旧測量、地図の修正測量など公共測量の実施における測量法に基づく実施計画書への技術的助言 (6) 地理空間情報の整備及び利活用促進に関する支援・助言
大阪管区气象台 (高松地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
第六管区海上保安本部 (小豆島海上保安署)	(1) 特別警報・警報等の伝達、情報の収集、海難救助等 (2) 災害時における人員及び物資の緊急輸送 (3) 海上における流出油等の防除等、海上交通の安全確保、治安の維持 (4) 航路標識等の整備
中国四国地方環境事務所	(1) 環境保全上緊急に対応する必要がある有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 (2) 廃棄物処理施設及び災害廃棄物の情報収集・伝達 (3) 家庭動物の保護等に係る支援
中国四国防衛局	(1) 災害時における防衛省（本省）及び自衛隊との連絡調整 (2) 災害時における米軍部隊との連絡調整

6 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
自衛隊	(1) 災害派遣の実施 (被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の捜索救助、水防活動、消防活動、人員及び物資の緊急輸送、道路又は水路の啓開、応急医療等の実施、給食及び給水、入浴の支援、危険物の除去等)

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(独)水資源機構吉野川本部	(1) 香川用水の防災対策及び災害応急対策の実施
(独)国立病院機構 中国四国グループ	(1) 災害時における(独)国立病院機構の医療、災害医療班の編成、連絡調整並びに派遣の支援 (2) 広域災害における(独)国立病院機構からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保の支援 (3) 災害時における(独)国立病院機構の被災情報収集、通報 (4) (独)国立病院機構の災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の支援
日本郵便株式会社四国支社 (高松中央郵便局)	(1) 郵便物の送達確保及び窓口業務の維持 (2) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付、被災者が差し出す郵便物の料金免除、被災地あて救助用郵便物の料金免除 (3) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
日本銀行高松支店	(1) 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 (2) 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 (3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置 (4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 (5) 各種措置に関する広報
日本赤十字社香川県支部	(1) 医療救護 (2) こころのケア (3) 救援物資の備蓄及び配分 (4) 血液製剤の供給 (5) 義援金の受付及び配分 (6) その他応急対策に必要な業務
日本放送協会高松放送局	(1) 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害放送の実施 (2) 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道 (3) 社会事業団体等による義援金品の募集等に対する協力
西日本高速道路㈱四国支社	(1) 高松自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
本州四国連絡高速道路㈱ (坂出管理センター)	(1) 瀬戸中央自動車道の防災対策及び災害応急対策の実施
四国旅客鉄道㈱	(1) 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 (2) 列車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 (3) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
N T T 西日本㈱香川支店 K D D I ㈱四国支店	(1) 電気通信施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
(株)NTTドコモ四国支社 NTTコミュニケーションズ(株) ソフトバンク(株) 楽天モバイル(株)	(2) 災害時における非常緊急通話の確保
日本通運(株)四国支店 四国福山通運(株)高松支店 佐川急便(株)四国支店 ヤマト運輸(株)香川主管支店 四国西濃運輸(株)高松支店	(1) 災害時における陸上輸送の確保
中国電力ネットワーク (株)	(1) 電力施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 (2) 災害時における電力の供給確保
イオン (株) (株)セブン-イレブン・ジャパン (株)ローソン (株)ファミリーマート (株)セブン&アイ・ホールディングス	(1) 災害時における物資の調達・供給確保

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
四国ガス(株)	(1) ガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 (2) 災害時におけるガス供給の確保
高松琴平電気鉄道(株)	(1) 鉄道施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 (2) 電車の運行規制及び旅客の避難、救護の実施 (3) 災害時における救助物資及び避難者の輸送の協力
(一社)香川県バス協会 (一社)香川県トラック協会	(1) 災害時における陸上輸送の確保
香川県離島航路事業協同組合 ジャンボフェリー(株)	(1) 災害時における海上輸送の確保
(株)四国新聞社 (株)瀬戸内海放送 西日本放送(株) R S K山陽放送(株) 岡山放送(株) テレビせとうち(株) (株)エフエム香川	(1) 予報、特別警報、警報、災害情報、防災知識の普及等に関する災害報道の実施 (2) 被害情報、被災者に必要な生活情報等の報道
土地改良区	(1) 水門、水路、ため池等の施設の整備、管理及び災害復旧
(一社)香川県医師会	(1) 災害時における収容患者の医療の確保 (2) 災害時における負傷者等の医療救護

(公社)香川県看護協会	(1) 被災した医療機関、社会福祉施設、福祉避難所での活動 (2) 災害時における救護所、避難所等での医療救護活動 (3) 大規模災害時における日本看護協会を通じた他県看護協会への災害支援ナースの応援要請
(一社)香川県LPガス協会	(1) LPガス施設の防災対策並びに被災施設の応急対策及び災害復旧 (2) 災害時におけるLPガス供給の確保

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
農業共済組合中央家畜診療所小豆出張所 農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	(1) 関係機関が行う被害調査の協力 (2) 被災施設等の災害応急対策 (3) 被災組合員に対する融資等の斡旋
商工会 商工会議所	(1) 関係機関が行う被害調査、融資希望者の取りまとめ、斡旋等の協力 (2) 物資等の供給確保及び物価安定についての協力
医療機関	(1) 災害時における収容患者の医療の確保 (2) 災害時における負傷者等の医療救護
社会福祉協議会	(1) 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付け (2) ボランティア活動の体制整備及び支援
社会福祉施設、学校等の管理者	(1) 災害時における入所者、児童生徒等の安全の確保 (2) 災害時における被災者等の一時収容等応急措置に対する協力
危険物施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行う。 (2) 防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、地震や台風等の自然現象の特徴、予測される被害、災害発生時の備え、災害発生時に取るべき行動に関する知識の習得に努める。 (3) 生活地域における地形、地質、過去の災害記録等の情報を収集するよう努める。 (4) 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族で確認しておく。 (5) 建築物の所有者は、当該建物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努める。 (6) 家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策をとるよう努める。 (7) ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努める。 (8) 被害拡大防止のため、消火器等を準備しておくよう努める。 (9) 災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、ラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努める。 (10) 高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは自主防災組織等に、避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努める。 (11) 自主防災組織を結成し、その活動に積極的に参加するよう努める。 (12) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難する。また町が避難情報を発令したときは速やかにこれに応じて行動する。 (13) 避難者は、自主防災組織等によって定められた行動基準に従って行動する。

1 1 自主防災組織

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努める。
(2) 指定避難所等の場所、避難の経路及び方法を確認するよう努める。
(3) 災害が発生する危険性が高い場所や避難経路や避難所など防災に関する情報を示した災害予測地図・防災地図（ハザードマップ）を作成するよう努める。
(4) 避難行動要支援者への避難誘導、避難支援等を行うための体制を整備するよう努める。
(5) 災害時等に地域住民が取るべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、周知するよう努める。
(6) 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るために研修を行うよう努める。
(7) 地域の実情に応じて、必要となる資器材及び物資を備蓄しておくよう努める。
(8) 町が行う避難情報等の発令基準や、町と自主防災組織との役割分担等についてあらかじめ町と協議し、地域に密着した防災対策が実施されるよう努める。
(9) 町、事業者、公共的団体、その他関係団体と連携するよう努める。
(10) 災害時、地域における情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を行う。

1 2 事業者

処理すべき事務又は業務の大綱
(1) 災害時に来客者、従業員等の安全を確保し、業務を継続するため、あらかじめ防災対策の責任者及び災害時に従業員が取るべき行動等を定めて、従業員に対して研修等を行うよう努める。
(2) 管理する施設を避難場所等として使用すること、その他防災対策について、地域住民及び自主防災組織等に積極的に協力するよう努めるものとする。
(3) 町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努める。
(4) 災害時における来客者、従業員等の安全確保と地域住民及び自主防災組織と連携した情報収集、提供、救助、避難誘導等を実施する。

第3節 土庄町の地勢等の概況

第1 地勢等

土庄町は、瀬戸内海国立公園の東部にあって備讃瀬戸の入り口に位置する小豆島の西北部に位置し、豊島を含めた地域を行政区としている。東南部は小豆島町と境を接し、東西 26.9km、南北 11.5km にわたって広がり、総面積は 74.37km² である。

小豆島を東西に走る脊梁山地が四方指・皇踏山から土渕海峡を挟んで高見山・大深山、更に海上を隔てて小豊島から豊島壇山へと連なっている。また、リアス式の美しい海岸線は多くの附属島嶼とあいまって瀬戸内海国立公園にふさわしい内海美、多島美を演出するとともに、土庄港（オリーブポートとのしょう）や四海漁港など多くの天然の良港をつくり出している。

気候は、年平均気温は 16 度前後、降水量は年間 1,000mm から 1,300mm と少なく、積雪は海岸部ではほとんど見られないなど、温暖少雨の瀬戸内式気候である。

【土庄町位置図】



第2 社会的条件

1 人口・世帯の推移

土庄町の人口は12,846人（令和2年国勢調査）である。

本町の人口は、平成2年までは20,000人を超えていたが、その後は減少を続ける一方、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあり、高齢化率は平成2年の20.1%から令和2年には43.1%と、23.0ポイントも上昇している。

また、年齢3区分別人口をみると、平成2年には年少人口（0～14歳）と高齢者人口（65歳以上）が逆転したものの、その差は330人と微小だったが、令和2年にはその差が4,312人となり、少子高齢化の傾向が顕著となっている。

さらに、生産年齢人口（15～64歳）も減少傾向にあり、高齢者人口のみが増加傾向をたどっている。

世帯については、平成2年に6,885世帯であったものが、令和2年では5,750世帯に減少しているが、高齢化の進行に伴い、高齢夫婦のみの世帯や高齢単独世帯が増加傾向となっている。

地域における高齢者又は高齢単独世帯等の増加は、災害時の支援等が必要な避難行動要支援者の増加につながるため、その対策が求められる。

【人口、世帯数の推移】

区分	平成 2年	平成 7年	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年
総人口（人）	20,191	19,074	17,711	16,411	15,123	14,002	12,846
0歳～14歳	3,729	3,015	2,385	1,905	1,587	1,372	1,222
15歳～64歳	12,403	11,374	10,329	9,470	8,498	7,292	6,090
65歳以上	4,059	4,685	4,997	5,036	5,038	5,337	5,534
高齢化率（%）	20.1	24.6	28.2	30.7	33.3	38.1	43.1
総世帯数（世帯）	6,885	6,830	6,704	6,601	6,297	6,061	5,750
一般世帯	6,875	6,819	6,691	6,589	6,287	6,050	5,737
施設等の世帯	10	11	13	12	10	11	13

（国勢調査より）

2 地区別にみた人口・世帯の分布

地区別にみると、土庄地区に総人口の3分の1が集中し、次いで湊崎地区、上庄地区、大部地区の人口が多い傾向にある。

人口集中地区においては、市街地が形成され建物が密集するため、防災対策として市街地の耐震・耐火構造化が求められる。

また、見目地区、豊島家浦・唐櫃・甲生地区、小部地区では高齢化率が高くなっており、避難の際には、高齢者等の避難行動要支援者のため自主防災組織等の協力が求められる。

【地区別人口、高齢者数、高齢化率、世帯数】

地 区	人口 (人)	うち 65 歳以上の 高齢者 (人)	高齢化率 (%)	世帯数 (世帯)
土庄地区	4,525	1,861	41.1	2,047
湊崎地区	2,520	1,004	39.8	1,045
上庄地区	764	296	39.0	355
肥土山地区	558	281	50.4	239
黒岩地区	173	72	41.6	73
小馬越地区	110	46	41.8	55
笠滝地区	76	30	39.5	25
小海地区	351	133	37.9	147
見目地区	214	116	54.2	99
屋形崎地区	255	115	45.1	107
馬越地区	207	88	42.5	90
伊喜末地区	502	214	42.6	208
小江地区	409	190	46.5	165
長浜地区	374	174	46.5	160
滝宮地区	116	50	43.1	59
豊島家浦地区	461	217	47.1	242
豊島唐櫃地区	247	133	53.8	130
豊島甲生地区	60	37	61.7	38
大部地区	719	349	48.5	357
小部地区	205	120	58.5	109
合計	12,846	5,534	43.1	5,750

出典：令和 2 年国勢調査

3 交通

(1) 主要な交通基盤

本町は、小豆島の東西を結ぶ国道 436 号のほか県道、幹線町道、生活道路の道路網と、東南海・南海地震に備えた耐震岸壁を持つ土庄港（オリーブポートとのしょう）をはじめとする町内の 5 つの港から、高松、岡山、日生、宇野へと向かう 5 航路の海上交通網により、住民の暮らしと産業の振興を支えている。

(2) 港湾・漁港

町内の港湾・漁港は、香川県指定地方港湾の土庄港、土庄東港、大部港、家浦港のほか、町管理港湾の北浦港、馬越港、江島港、小瀬港、小豊島港、町管理漁港として第 1 種漁港が 14 港、第 2 種漁港が 1 港である。

第2章 災害予防計画

第1節 治山対策計画

(建設課、農林水産課)

山地災害の防止、水源かん養機能の向上、森林による生活環境の保全等を図るため、森林法に基づき、山地治山、予防治山、流域保全総合治山等の治山事業を推進する。

第1 現況

本町には、山地災害危険地区が269箇所あり、その内訳は、崩壊土砂流出危険地区172箇所、山腹崩壊危険地区97箇所となっている。

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施している。

第2 実施内容

1 治山事業の実施

危険地区の災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を実施する。

(1) 県が実施する治山事業等

- ・山地治山総合対策事業
- ・予防治山事業
- ・流域保全総合治山事業
- ・森林荒廃地緊急整備事業
- ・流木災害対策

(2) 町が実施する治山事業

町は、人家の裏山等小規模な山地災害について防災工事又は復旧工事を行う。

2 山地災害危険地区の周知等

町は、県からの山地災害危険地区に関する情報を収集し、地域防災計画への登載やハザードマップの作成及び地域住民等への提供に努める。また、町は、県及び関係機関と連携・協力し、山地災害防止キャンペーン等の実施を通じ、防災意識の向上に努め、山地災害の未然防止を図る。

なお、山地災害危険地区の周知に当たっては、施設では守り切れない山地災害の発生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、住民等と連携した定期点検等を実施することにより普及啓発を図る。

3 要配慮者利用施設対策

県は、要配慮者利用施設に係る山地災害危険地区における治山事業を優先的に実施するとともに、山地災害危険地区に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、山地災害の未然防止を図る。

第2節 砂防対策計画

(総務課、建設課、農林水産課)

集中豪雨等による土石流、がけ崩れ、地すべり等から人命・財産を守るため、流域治水に基づき、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を行うとともに、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、土砂災害警戒情報の提供、土砂災害警戒区域等の適切な管理など総合的な土砂災害対策を推進する。

第1 現況

1 砂防事業

町内には、土石流を発生原因とした土砂災害警戒区域が 155 箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、順次砂防工事を実施している。

2 急傾斜地崩壊対策事業

町内には、急傾斜地の崩壊を発生原因とした土砂災害警戒区域が 119 箇所あり、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから急傾斜地崩壊危険区域に指定し、順次急傾斜地崩壊防止工事を実施している。

3 地すべり対策事業

町内には、地すべりを発生原因とした土砂災害警戒区域が 9 箇所あり、危険度の高いところから、地すべり防止区域に指定し、順次地すべり防止工事を実施している。

第2 実施内容

1 防災工事の実施

県は、土砂災害警戒区域等における防災対策として、次の事業を積極的に推進する。

- (1) 砂防事業
- (2) 急傾斜地崩壊対策事業
- (3) 地すべり対策事業

2 砂防指定地等の管理等

県は、土砂災害を予防するため、砂防指定地等を積極的に指定し、指定地内における開発等の行為に対し適正な管理を行う。

3 総合的な土砂災害対策

(1) 土砂災害警戒区等の周知

町は、県からの土砂災害警戒区域等に関する資料提供に基づき、地域防災計画へ登載するとともに、県と連携して広報活動等を行い、住民等への周知を徹底する。

(2) 警戒避難体制の確立

町は、次の内容を踏まえて、土砂災害に関する警戒避難体制の整備を推進するとともに、住民の避難体制の強化に努める。なお、必要に応じて、県に助言を求める。

- ・ 警戒又は避難を行うべき基準の運用（土砂災害警戒情報、雨量、前兆現象等）
- ・ 適切な避難方法の周知（避難情報の発令対象区域、情報の収集伝達体制）
- ・ ハザードマップ等の作成

- ・ 要配慮者への支援体制の整備
 - ・ 適切な指定緊急避難場所及び指定避難所、避難経路の選定、周知、運営
 - ・ 土砂災害に関する自主的な防災組織の育成
 - ・ 防災意識の普及（住民説明会、防災訓練、防災教育などの実施）
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- 県は、雨量などの土砂災害関連情報を提供するための砂防情報システムを適切に運用するとともに、ホームページ等により町及び住民へ警戒情報等を配信する。
- 町及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象や前兆現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (4) 土砂災害警戒情報の提供
- 県は、高松地方気象台と共同して、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったとき、町長の避難情報の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、土砂災害警戒情報を作成・発表し、防災行政無線等を使用し、町へ情報の提供を行う。
- (5) 避難情報の発令基準の設定
- 町は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害に関する危険度分布等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難情報を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。
- (6) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の適切な管理
- 県は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を図るため、土砂災害警戒区域等について適切に管理する。
- 県は、土砂災害防止法に基づく基礎調査を定期的に行い、その結果を町長に通知するとともに、公表するものとする。
- 町は、土砂災害警戒区域が指定された場合、町地域防災計画において、土砂災害防止法に基づく所定の事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。
- (7) 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施等
- 県は、地すべりによって重大な土砂災害の急迫した危険が予想される場合は、緊急調査を実施し、土砂災害が想定される区域及び時期に関する情報を関係市町に通知し、あわせて一般住民に周知する。
- (8) 住民に対する普及啓発
- 県及び町は、土砂災害に関する情報等を住民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、施設では守り切れない大洪水、あるいは土砂災害の発

生に対して、日頃の備え、降雨時の情報収集や早めの行動の重要性について、普及啓発を図るものとする。

4 要配慮者利用施設対策

(1) 県は、土砂災害警戒区域等に立地している要配慮者利用施設について、人命・財産を保全するため、土砂災害防止事業を積極的に推進する。また、町は県と協力して、土砂災害に関する情報を施設管理者等に提供、周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、警戒避難体制の確立に努める。

町は、土砂災害に関する情報等を住民等に周知し、土砂災害に関する知識の向上と防災意識の高揚を図るとともに、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある場合において、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。

(2) 町は、町地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定めるものとする。名称及び所在地を定めた施設については、町は、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、町地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法について定めるものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から、要配慮者に関する情報を把握のうえ、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備、避難訓練の実施に努める。

なお、要配慮者利用施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

(3) 土砂災害警戒区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。また、作成した計画について町長に報告するものとする。

第3 土砂災害防止法への対応

1 県は、土砂災害のおそれがある区域について、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定、公表するとともに、町に通知する。

2 警戒避難体制の整備及び周知

町は、警戒区域の指定に基づき、当該警戒区域ごとに警戒避難体制の整備に関して必要な事項を定める。

3 地域住民への周知

町は、町内において警戒区域が指定された場合、警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な次の事項を地域住民に周知する。警戒区域の住民は、これらの資料を基に、平時から安全な避難場所と避難経路を検討し、緊急時に備えるものとする。

(1) 土砂災害に関する情報の伝達方法

- (2) 急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所
 - (3) 土砂災害ハザードマップ等の公表
 - (4) その他必要な事項
- 4 土砂災害に対する防災訓練
- 近年の土砂災害の実態を踏まえ、町、国、県、防災関係機関及び地域住民が一体となって、情報伝達訓練及び避難訓練を行う。また、毎年1回以上は避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。
- 5 その他必要な事項
- 県は土砂災害に関する必要な資料の提供や技術的な支援を行い、町は土砂災害ハザードマップの作成・提供等を行い、土砂災害に関して危険な箇所の周知を図る。

第4 地すべり防止対策の概要

- 1 地表水の排除
- 承水路、排水路等により、地表水の排除を行う。
- 2 地下水の排除
- 地すべりの激しい所を重点的に集水井、横孔排水ボーリング等を設けて地下水の排除を行う。
- 3 杭打
- プレパクト杭を打設し、民家の安全を図る。
- 4 土止壁
- 方格土止壁（コンクリート）を施工し、地すべりの防止を図る。

第3節 河川防災対策計画

(建設課、総務課)

洪水、高潮等による災害を防止するため、流域治水に基づき、各種河川工事を実施し、維持管理の強化と併せて、水系ごとに一貫した河川改修を推進するとともに、洪水ハザードマップの作成・公表などの水防対策を推進する。

第1 現況

本町には、河川法準用河川1本、普通河川117本、流路総延長54,885mの河川があり、各河川について流域降雨量等を検討するとともに、既往の被害状況を勘案し、不良箇所については、水防上緊急度の高い箇所から順次改修事業を実施している。

第2 実施内容

1 河川工事の実施

河川維持修繕、河川改良等の改修事業の実施、治水施設の設置及び運営の適正化、水防活動拠点や情報通信基盤の整備を推進する。

(1) 河川維持修繕

河川管理者は、平常時から河川を巡視して河川施設の状況を把握し、異常を認めたときは直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限に止めるよう堤防の維持、補修、堆積土砂の除去等を行う。

(2) 河川改修

河川管理者は、河積の拡大や河道の安定のため狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸整備等を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。

(3) 治水施設の設置及び運営

河川管理者は、水門、堰、ダム等の治水施設の設置及び運営について、水源より河口まで一貫した観点から適切に行うよう努める。

運営に当たっては、長寿命化計画の作成・実施等による適切な維持管理に努める。

(4) 情報の収集、伝達体制の確立

県は、多重無線やテレメータ雨量計、水位計などの観測機器の配備を中心とした水防情報システムの整備等を推進するとともに、適切な運用に努める。

2 水災防止対策の実施

町は、洪水ハザードマップの作成等の事前情報の提供及び災害時の情報の共有化を行うとともに、住民への分かりやすい水害リスクの提供を行うことにより、住民自ら、地域の水害リスクを正しく知り、正しく判断し、正しく行動することで、被害を軽減する取組みを行う契機となるよう努めるとともに、水防団等の育成・強化により水災防止対策を推進する。

(1) 水位の監視及び通報

町は、大雨又は集中豪雨等による洪水の発生を予測するため、桂川（田中橋）及び伝法川（蓬莱橋、西條橋）の水位を監視し、水位の状況の把握に努めるものとする。

① 水防団待機水位（通報水位）

担当分団長は、水位観測機関と密接な連絡をとり、気象その他の状況により自発的に警戒し、水防団待機水位（通報水位）に達したときは、団員の招集準備などの適切な措置を講ずるとともに、団長にその都度報告し、団長は本部長にこれを報告するものとする。

なお、県からの水位の通報は、香川県水防情報システムのメール配信により行われる。

② 氾濫注意水位（警戒水位）

氾濫注意水位（警戒水位）に達したときは、担当分団長は直ちに団長に連絡し、水防活動班は土庄町水防計画書により出動するものとする。

(2) 殿川ダムの放流

ダム管理事務所から放流する旨通知があった時、町防災無線にて大鐸、淵崎・土庄地区に周知する。

(3) 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省又は県は、洪水予報河川、水位周知河川（以下「洪水予報河川等」という。）について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表するとともに、町長に通知する。

県は、その他河川についても、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に洪水が想定される区域を「洪水浸水想定区域」として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、町長に通知するため、優先順位の高い河川から洪水浸水想定区域図の作成について検討を行うものとする。

(4) 洪水浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 町地域防災計画における措置

(ア) 町地域防災計画において定める事項等

町は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市町地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として市町が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(イ) 市町地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

町は、洪水浸水想定区域内に、地下街等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、又は大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、市町の条例で定める用途及び規模に該当し、所有者又は管理者から申し出のあった施設で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、市町地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

また、当該施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

イ 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者等における措

置

(ア) 地下街等の所有者又は管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「避難確保・浸水防止計画」という。）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置し、また、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者

洪水浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

(5) 洪水ハザードマップの作成・普及の促進

洪水ハザードマップは、住民等が自らの判断で適切な避難を行えるよう各種情報を提示するものである一方、緊急時には、一目で自分のいる場所での避難行動が判別できる必要もあることから、生命・身体に直接影響を及ぼす可能性がある家屋倒壊等氾濫想定区域や浸水深が深い区域等は、特に早期かつ確実に、避難することが必要である。

このことから、町において、これらの区域を「早期の立退き避難が必要な区域」として適切に設定し、洪水ハザードマップに表示するよう努めるものとする。

国土交通省又は県は、町による洪水ハザードマップの作成・普及を促進するため、必要な技術的な支援を行う。

(6) 水防団の育成・強化

町は、青年層・女性層の団員への参加促進等水防団の活性化を推進するとともに、NP

○、民間企業、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで、水防活動の担い手を確保し、その育成及び強化を図る。

(7) 内水排除としての雨水公共下水道及び都市下水路

河川の出水により河道水位が上昇すると堤防の居住側の自然排水が困難となり浸水被害が生ずるため、この堤防の居住側に停滞した雨水を排除する内水排除として、雨水公共下水道及び都市下水路の整備を実施している。

(8) 避難情報の発令基準の設定

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川、水位周知河川及び水防警報河川（以下「洪水予報河川等」という。）については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難情報の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。

国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(9) 大規模氾濫減災協議会

水災については、国（国土交通大臣）及び知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「香川県大規模氾濫等減災協議会」等を活用し、国、県、市町、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。

(10) タイムラインの作成

町は、河川の氾濫に備えて、水防団をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や河川水位を考慮し、洪水予報河川および水位周知河川毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。

3 災害協定等の締結

水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努めるものとする。

第4節 海岸防災対策計画

(建設課、農林水産課)

海水による侵食又は高潮及び波浪等による被害から海岸を防護するため、高潮対策事業、侵食対策事業等の海岸保全事業を行い、町土の保全を図る。

第1 現況

本町は、瀬戸内海に面した海岸線があり、農林水産省及び国土交通省がこれを所管しており、順次高潮対策事業、局部改良事業等が実施されている。

第2 実施内容

1 海岸工事の実施

(1) 高潮対策事業

海岸管理者は、高潮、波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

(2) 侵食対策事業

海岸管理者は、海岸の侵食による被害を防止するため、護岸、突堤等の海岸保全施設の新設、改良等を行う。

(3) 補修事業

海岸管理者は、既存の海岸保全施設を適切かつ有効に機能させるため、老朽化、損傷の激しい施設の補修等を行う。

(4) 海岸環境整備事業

海岸管理者は、海岸の被害防止と併せて環境を整備するため、離岸堤、護岸、遊歩道、飛沫防止施設等の新設、植栽等を行う。

(5) 海岸保全施設の維持及び修繕

定期的な巡視又は点検によって施設の損傷・劣化その他の変状の把握に努め、変状が認められた時は、適切な維持・修繕の措置を講じ、海岸保全施設の機能維持を図る。また、今後、老朽化施設の増加が見込まれることから、施設の長寿命化計画を策定して維持及び修繕を計画的に実施し、施設を良好な状態に保つ。

2 水災防止対策の実施

水防警報海岸、水位周知海岸の指定や高潮浸水想定区域の指定、高潮ハザードマップの作成等の事前情報の提供により水災防止対策を推進する。

(1) 水防警戒海岸の指定

国土交通省又は県は、津波又は高潮により相当な損害を生じるおそれがある海岸を「水防 警報海岸」に指定し、水防上必要があるときは、水防警報を発表し、関係水防管理者その他 水防に関係のある機関に通知する。

(2) 水位周知海岸の指定

県は、津波又は高潮により相当な損害を生じるおそれがある海岸を「水位周知海岸」に指定し、高潮特別警戒水位を定め、当該海岸の推移がこれに達した時は、その旨を水防管

理者および量水標管理者に通知する。

(3) 高潮浸水想定区域の指定

県は、高潮により相当な損害を生ずるおそれがある海岸について高潮特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し、その指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間を明らかにして公表するとともに、関係市町に通知する。

(4) 高潮警報等が発表された場合における避難情報の発令基準

町は、高潮災害に対する住民の警戒避難体制として、高潮警報等が発表された場合に直ちに避難情報を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。

また市町は、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の対象区域を段階的に定めておくなど、高潮警報等の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難情報を発令できるよう、発令対象区域をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すものとする。この際、国は、これらの基準及び対象区域の設定並びに見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(5) 高潮ハザードマップの作成・普及の促進

国土交通省又は県は、市町による高潮等ハザードマップの作成、普及を促進するため必要な支援を行う。

町は、高潮時の避難に必要な事項を住民に周知するため、高潮等ハザードマップの作成し、住民に配布・周知を図る。

(6) 高潮浸水想定区域における避難確保のための措置

ア 町地域防災計画における措置

(ア) 町地域防災計画において定める事項等

町は、高潮浸水想定区域の指定があったときは、町地域防災計画において、少なくとも当該高潮浸水想定区域ごとに、高潮に係る水位情報等の伝達方法、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項、防災訓練として町が行う高潮に係る避難訓練の実施に関する事項を定めるとともに、その内容を住民滞在者等に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

(イ) 町地域防災計画において名称及び所在地を定める施設

町は、高潮浸水想定区域内に、地下街等で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保及び高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの、高齢者等の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの、又は大規模な工場その他の施設で、省令で定める基準を参酌して、町の条例で定める用途及び規模に該当し、所有者又は管理者から申し出のあった施設で、その高潮時の浸水の防止を図る必要があると認められるものがある場合には、町地域防災計画内にその施設名称及び所在地を規定するとともに、当該施設の所有者又は管理者等に対する高潮に係る水位情報等の伝達方法を定める。

また、当該施設の所有者又は管理者から提出された避難確保計画及び避難訓練の内容に

については、必要に応じて助言、勧告を行うものとする。

イ 町地域防災計画に名称及び所在地を定められた施設の所有者又は管理者等における措置

(ア) 地下街等の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、避難確保・浸水防止計画を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置し、また、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施するものとする。

また、作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するとともに、当該計画を公表するものとする。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

(ウ) 大規模工場等の所有者又は管理者

高潮浸水想定区域内に位置し、町地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、浸水防止計画の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるとともに、浸水防止計画に基づき浸水防止活動等の訓練の実施に努めるものとする。

また、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

(7) 樋門等の維持補修

町は、海岸及び河口部の流水排除の樋門、水門の操作については、地元自治会へ委託するものとする。なお、大修繕の必要がある場合は、県費の補助及び受益者の一部負担の上、町が実施する。

第5節 ため池等農地防災対策計画

(農林水産課)

農地及び農業用施設の災害発生を未然に防止するとともに、ため池の治水活用を図るため、老朽ため池の整備、地すべりの防止対策などを行い、農業生産の維持及び農業経営の安定並びに農村地域の防災・減災力の強化を図る。

第1 現況

町内には、多くのため池があり、老朽化して整備を要するものも多く、順次ため池整備工事及び維持補修工事を実施している。

また、県内には農地地すべり防止区域が5地域あり、危険度が高いところから順次地すべり防止工事を実施している。

第2 実施内容

1 ため池等整備事業

町、土地改良区等は、老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う。

2 その他防災事業

県は、急傾斜地で農地の侵食・崩壊の危険がある箇所においては農地保全整備事業を、地すべり指定地域においては地すべり防止事業を行う。

3 ため池の避難対策

町は、県の支援を受け、防災重点農業用ため池について、決壊した場合の影響度や地域の実情を踏まえ、ため池ハザードマップの作成と普及啓発を図るとともに、ため池の維持管理の省力化・効率化を図るため、水位計や監視カメラ等のICT機器の整備と流域治水の取組を推進するものとする。

4 緊急連絡体制の整備

地震や豪雨などの緊急時に迅速に対応するため、町の全ての防災重点農業用ため池について、緊急連絡先一覧表とため池管理者、市町、県、消防、警察等の連絡網を作成するなど体制整備を行う。

第6節 都市防災対策計画

(建設課、総務課)

都市における災害防止のため、適正で秩序ある土地利用を図り、防災面に配慮した都市施設の整備や各種都市防災対策を積極的に推進する。

第1 都市施設の整備促進

1 土地区画整理

町は、都市計画区域内において健全な市街地を形成するため、道路、公園、上下水道等を整備して、面的に計画的な市街化を図る。

2 街路の整備

町は、都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時における緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。

3 公園緑地の整備

町は、市街地の公園緑地の規模と配置の適正な整備を図り、火災の延焼を防止し、災害時における指定緊急避難場所及び指定避難所としての機能を確保する。

第2 都市防災対策の推進

1 都市計画における防災対策の位置付け

町は、長期的な視点で安全なまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図りつつ、都市計画区域マスタープランに定める都市防災に関する都市計画の決定の方針に基づき、都市計画を定める。

2 防火地域、準防火地域の指定

町は、市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し建築材料、構造等の制限を行う。

3 市街地再開発事業

町、県等は、市街地の計画的な再開発を行い、都市における災害の防止、土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新を図る。

4 住宅地区改良事業

町は、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。

5 宅地造成等の規制

県等は、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域（宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域）に指定し、宅地造成等について必要な規制を行う。

また、県は町内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握調査のための詳細調査や経過観察等を行う。

6 地区計画による防災まちづくり

町は、火事、地震等の災害時における地区レベルでの延焼防止及び避難上必要な機能の確保等を図るため、防災街区整備地区計画制度の活用等を図る。

7 住居系用途地域の指定

町は、河川の洪水や津波、高潮等による浸水リスクを考慮し、できるだけリスクの低い地域に住居系用途を指定する。

8 災害に強いまちづくり

町は、立地適正化計画によるコンパクトで安全なまちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮した居住誘導区域を設定するとともに、同計画に、居住誘導区域におけるハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

第3 一般風害予防対策

1 樹木、高層建造物の風害予防措置

寺社の境内等に多く見られる大木の管理者は、倒木防止のための補強、警戒に努めるものとする。高層建造物、煙突等の管理者は、倒壊、折損等による危険を防止するため必要な補強工事を行い、大風時の監視警戒に努めるものとする。

2 路上占用物の風害予防措置

広告、看板、ネオン等の管理者は、大風による転落飛散の予防措置を講じ、又は安全な位置に移す等警戒管理に努めるものとする。

3 簡易建築物の風害予防措置

バラック建築、とたん屋根等を有する建物の管理者は軽量建物をロープで固定する等、あらかじめ危険防止の措置を講じる。

第7節 建築物等災害予防計画

(建設課、総務課、消防署)

風水害、火災等による建築物等の被害を防止し、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の防災指導等を行い、建築物の安全確保を図る。

第1 防災知識の普及

町及び県は、建築物の災害予防について、建築物防災週間を中心にポスター掲示、パンフレット配布等普及活動を行う。また、ラジオ、テレビ、新聞等を通じて広報活動を行う。また、不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対してあらかじめ当該不動産についての、地形、地質、過去の災害記録、予想される被害その他の災害に関する情報を提供するように努めるものとする。

第2 特殊建築物の防災指導

県は、ホテル・旅館、物品販売店舗等の不特定多数の者が利用する特殊建築物について、防災査察等を通じて、耐震性、防火性能、避難施設等に関する防災指導を行う。

第3 違反建築物の指導

県は、法令に違反した建築物が被害を拡大させることから、違反建築物を対象とした指導取締りを積極的に行う。

第4 落下物等の防止対策

県は、建築物の窓ガラス、壁、屋根、つり天井等（以下「窓ガラス等」という。）の飛散・落下防止、給湯設備の転倒防止、ブロック塀等の倒壊防止のための指導及び啓発を行う。

建築物の所有者等は、当該建築物について必要な耐震診断を行い、その結果に応じて改修等を行うよう努めるとともに、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

ブロック塀、広告板その他の工作物、給湯設備又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の安全性を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

第5 がけ地近接等危険住宅移転事業

町及び県は、がけ地近接で崩壊による危険の著しい区域等において、建築に関する制限を行うとともに、がけ地近接等危険住宅の移転事業の促進を図る。

第6 被災建築物及び被災宅地の危険度判定

県は、災害により被災した建築物や宅地の危険度を判定するため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の育成を図る。

第7 住民等への啓発

1 町は、次の方法により、防災指導等の周知徹底を図る。

- (1) ポスターの配布（建設課）
- (2) 町広報による周知啓蒙（総務課）
- (3) 特殊建築物の防災指導（小豆地区消防本部、消防団）
- (4) 違反建築物に対する指導取締り（建設課、小豆地区消防本部、消防団）
- (5) がけ地近接危険住宅の移転促進（建設課）
- (6) 建築業関係者等に協力依頼（建設課、小豆地区消防本部、消防団）
- (7) 不燃耐震性建築物の建築促進対策（建設課）
 - ・住宅金融支援機構による耐火建築物の建設促進
 - ・住宅地区改良事業促進

第8節 海上災害予防計画

(総務課、建設課、農林水産課、消防署、警察署、海上保安署)

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等の発生又は船舶からの大量の油若しくは有害液体物質の流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害を防止し、被害の軽減を図るため、必要な予防対策を推進する。

第1 基礎資料の収集及び調査研究

- 1 過去の海上災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料を収集し、対策樹立の参考とする。
- 2 災害発生の予想に関する資料（気象、海象、地震等に起因する災害の種類、発生時期及び程度の予測並びに判断のための諸資料）を整理する。
- 3 町内各港湾の状況、特に避難港、危険物の荷役場所、貯木場等の状況を把握する。
- 4 台風、突風、高潮等の災害から船舶の安全を守るため、定期連絡船、各港在泊船及び町内の各海域通航船の実態を把握する。
- 5 防災施設、器材等の種類、配置状況を確認する。
- 6 関係機関の災害救助計画との関連を把握する。

第2 資機材の整備等

町、小豆島海上保安署、小豆警察署、関係事業者等は、搜索、救助・救急活動を実施するため、船舶、航空機、潜水器材、救助用資機材の整備に努める。また、搜索、救助活動に関し、専門的知識・技能を有する職員の育成に努める。

第3 防災伝達網の整備

気象状況、災害情報、避難情報の発令その他防災業務の円滑な実施を図るため、関係官公庁及び海事関係者を網羅した組織網を整備する。

第4 大量の油又は有害液体物質の大量流出時における防除活動

町、県及び関係機関等は、大量の油又は有害液体物質が流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるとともに、オイルフェンス、油吸着材等の防除資機材の整備を図る。また、大量の油又は有害液体物質の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握する。

1 小豆島海上保安署への依頼

町は、小豆島海上保安署に対して、海上における大規模な流出油災害に備え、次の措置を依頼するものとする。

- (1) 関係各企業が緊急時に協力できる物資及び数量等の確保及び関係機関との緊密な協力体制の確立
- (2) オイルフェンス、油除去剤等の流出油処理器材の整備の指導及び応急オイルフェンス資材等の状況の把握

第5 防災訓練の実施

小豆島海上保安署、関係機関、関係事業者等は、相互に連携して、大規模海難や大量の油又は有害液体物質の流出を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6 海上災害防止思想の普及等

高松海上保安部、関係機関、関係事業者等は、海難防止、海上災害防止に係る講習会を開催し、また、訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

町、県等は、油流出事故への対応を迅速かつ的確に行うため、指定海上防災機関の海上防災のための措置に関する訓練事業を活用するなどして、人材育成に努める。

第7 海ごみ対策

町、県及び四国地方整備局等は、大量に流木等が発生した場合に備えて、情報を的確に把握し、迅速に対応できるよう連携体制や回収・処理体制の整備を図る。

第9節 道路災害予防計画

(建設課、警察署)

道路施設の被災等による道路災害の発生防止及び災害時における交通の確保のため、道路施設等の整備、災害時の協力体制の確立等を図る。

第1 道路施設等の整備

- 1 道路管理者等は、道路災害の予防対策として、次の措置を講じる。
 - (1) 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について、防災工事等を行う。
 - (2) 落橋、変形等の被害が予想される道路橋について、橋梁補強工事等を行うとともに、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えを実施することにより、重要な道路ネットワークの安全性、信頼性を確保する。
 - (3) 覆工コンクリートや附帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩壊等が予想されるトンネルについて、補強工事等を行う。
 - (4) 主要な道路については、代替路を確保するための道路ネットワークの整備に努める。
 - (5) 道路施設の定期点検を実施し、適切な維持管理に努めるとともに、電線共同溝等の整備に努める。
 - (6) 危険物及び障害物の除去等災害予防、応急復旧に必要な資機材の備蓄を推進する。
 - (7) 冬季の交通確保のため、除雪体制の整備を図る。
- 2 警察本部は、交通安全施設等について、停電等に対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。

第2 協力体制の確立

道路管理者等は、道路施設の被害が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制の構築、防災関係機関との情報交換、相互応援体制の確立等を図る。

第3 危険防止のための事前規制

道路管理者等は、気象・水象情報、道路情報等の分析により、道路の通行が危険であると認められる場合は、通行規制を行う。

特に、大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）に対しては、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努めるものとする。

第4 防災訓練の実施

道路管理者等は、関係機関と連携して、事故災害の発生を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第5 除雪体制の整備

- 1 道路管理者は、集中的な大雪等に対し、道路交通を確保できるよう、除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに、所管施設の緊急点検、除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の効率的・効果的な除雪に努めるものとする。
- 2 道路管理者は、集中的な大雪時においても、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、計画的・予防的な通行止め、滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。
- 3 道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努めるものとする。
- 4 道路管理者は、過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ、立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し、計画的・予防的な通行規制区間について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議して設定するものとする。
- 5 道路管理者は、立ち往生車両を速やかに排除するための措置について他の道路管理者をはじめその他関係機関と協議し、リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに、融雪剤の用意等、大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。
- 6 道路管理者は、集中的な大雪時の道路交通を確保できるよう他の道路管理者をはじめ、その他関係機関と情報交換を行い、連携を図る。

第 1 0 節 原子力災害予防計画

(総務課、香川県広域水道企業団)

原子力発電所の事故等によって大量に放出される放射性物質又は放射線による被害を防止するため、情報の収集及び連絡体制の整備、広報・相談体制の整備、環境放射線モニタリング体制の整備、農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備、緊急時の保健医療体制の整備等を図る。

第 1 情報の収集及び連絡体制の整備

町は、原子力災害による被害の防止に万全を期すため、国、警察本部、県、原子力事業者、報道機関等との間において、原子力発電所の事故等の正確な情報の収集及び連絡体制の整備を図る。

町、県、警察本部等は、原子力発電所の事故等の正確な情報を、住民等に対して確実かつ速やかに伝達できる広報体制の整備を図るとともに、県、市町は、住民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応できる相談体制を整備する。

なお、体制については、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者及び一時滞在者に十分に配慮し、整備を図るものとする。原子力事業者は、原子力発電所の事故等を把握した場合は、県に対し、速やかな連絡を行い、相互に協力のうえ原子力災害に対応できるよう、県との間における情報の連絡体制の整備を図る。

第 2 環境放射線モニタリング体制の整備

1 平時における環境放射線モニタリングの実施

町は、平時から、県が実施する平時の環境中の放射性物質又は放射線についてのモニタリング結果から、町内の環境を把握するとともに、原子力発電所の事故等の発生時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積する。

2 緊急時の環境放射線モニタリング体制の整備

町は、国、県等と平時から緊密な連携を図り、原子力発電所の事故等の発生時における緊急時の環境放射線モニタリングの実施体制の整備を図る。

3 環境放射線モニタリング結果の公表

町は、県のホームページ等の活用により、住民等に対し、県が実施する環境放射線モニタリングに関する情報を提供する。

第 3 農作物・飲食物・水道水等の安全性を確保する体制の整備

1 検査体制の整備

県は、農作物・飲食物・水道水等を対象とする放射性物質又は放射線の検査機材を整備するとともに、検査体制の整備を図る。

2 連絡体制の整備

町、県、水道事業者(香川県広域水道企業団をいう。以下同じ。)、農林水産業関係者等は、原子力発電所の事故等の発生時における農作物・飲食物・水道水等の出荷・摂取に関する注

意喚起や出荷・摂取制限等の措置に関する情報提供等を迅速に行うため、連絡体制の整備を図る。

第4 緊急時の保健医療体制の整備

町は、国、県、保健医療機関等と連携し、住民等に対する健康相談や身体汚染検査及び除染の実施等が可能な緊急時の保健医療体制の整備を図る。

第5 知識の普及・啓発

町、県、原子力事業者は、原子力災害の特殊性を考慮し、住民に対して、平常時から原子力災害に関する知識の普及・啓発を図る。

第6 広域的な応援体制の整備

県及び町は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（国からの指示に基づき、避難や一時避難を行う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査をいう。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図る。

第 1 1 節 危険物等災害予防計画

(総務課、消防署)

危険物（石油類等）、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、指導の強化、自主保安体制の強化等を図る。

第 1 施設の安全性の確保

町及び県は、施設の安全性を確保するため、次の措置を講じる。

事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

1 保安検査等

町及び県は、危険物等関係施設が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかなど施設の安全確保のため、保安検査、立入検査等を行う。

(1) 小豆地区消防本部

- ・ 施設の規制について、消防法で規定する危険物製造所等の設置、変更に関しては消防法の規定に基づき適正に実施するよう指導を強化する。
- ・ 危険物製造所等については、必要の都度、立入り検査を実施し、災害防止上必要な指示、指導を強力に行う。
- ・ 危険物の運搬については消防法で規制されるが、特に運搬基準の厳守、車両火災の防止及び安全運転の励行について指導を行うとともに、警察の協力のもとにこれらの取締りを実施する。

2 自主保安体制の整備促進のための指導

町は、事業所における自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置、定期点検・自主点検の実施等自主保安体制の整備の促進を図るため指導を行う。

(1) 危険物施設の所有者等

危険物施設の所有者、管理者及び占有者は、危険物施設の維持管理等について関係法令を遵守し、危険物災害の予防について万全の措置を講ずるものとする。

(2) 火薬類対策

県の実施する関係事業所に対する立入り検査のほか、小豆地区消防本部においても高松労働基準監督署及び小豆警察署と連絡のうえ、定期的に予防査察を実施し、施設及び設備の整備を促進させる。

(3) 高圧ガス対策

県と連絡の上、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱い及び消費並びに容器の取扱いについて規制し、同法に定める基準に適合するよう関係者に対して指導監督を行い、高圧ガスによる災害を未然に防止するものとする。

3 講習会等の実施

町は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対して、講習会、研修会の実施等により保

安管理及び危険物等に関する知識の向上を図り、危険物等関係施設の保安体制の強化を図るものとする。

第2 資機材の整備等

町は、地域の実情に応じて化学消防車等の整備を図り、消防力の強化に努めるとともに、事業所に対して化学消火薬剤その他必要な資機材の整備について指導するものとする。

第3 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、様々な危険物災害を想定し、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第4 防災知識の普及

町及び県は、住民に対して、危険物安全週間や防災関連行事等を通じその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所・指定避難所での行動等防災知識の普及、啓発を図るものとする。

第 1 2 節 大規模火災予防計画

(総務課、消防署)

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害の発生を未然に防止し、また、発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

第 1 災害に強いまちの形成

町及び県は、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽や備蓄倉庫の整備、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。また、高層建築物、医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離着陸場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

第 2 火災に対する建築物の安全化

町及び事業者は、火災に対する建築物の安全性を確保するため、次の措置を講じるものとする。

- 1 多数の人が出入りする事業所等の高層建築物等について、法令に適合した消防用設備等の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。
- 2 高層建築物等について、防火管理者及び防災管理者を適正に選任するとともに、消防計画の作成や消火、通報及び避難訓練を行うなど、防災管理体制の充実を図る。
- 3 高層建築物等について、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底、不燃性材料等の使用、店舗等における火気の使用制限等により火災安全対策の充実を図る。

第 3 消火活動体制の整備

町は、大規模な火事に備え、消火栓だけでなく、耐震性防火水槽及び耐震性貯水槽の整備、海水、ため池、河川水等の自然水利の活用、プール等の指定消防水利等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。また、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り消防体制の整備に努めるとともに、消防ポンプ自動車等の消防用機械、資機材の整備促進に努める。

第 4 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関、関係事業者等と連携して、大規模な火事及び被害を想定し、より実践的な消火、救助等の訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第 5 防災意識の啓発

町及び県は、全国火災予防運動、防災週間、文化財防火デー等を通じ、住民に対して、大規模な火事の被害想定を示しながらその危険性を周知するとともに、災害時にとるべき行動等防災知識の普及啓発を図る。

第 1 3 節 林野火災予防計画

(総務課、消防署)

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防、消防体制の整備充実を推進する。

第 1 消防施設等の整備

町及び県は、消防施設等の整備を図るため、次の措置を講じる。

- 1 防火線の役割をはたすとともに、消火活動に必要となる林道の整備を図る。
- 2 林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械、資機材の整備を図る。
- 3 防火標識板等の火災予防施設や簡易防火用水等の初期消火用施設などの配備を促進する。

第 2 消火体制の整備

町及び小豆地区消防本部は、林野火災による被害の軽減に努めるとともに、住民に対し林野火災時の処置について十分周知しておくものとする。

1 被害想定 の作成

町は、林野火災における消火対策の検討のため、林野火災による被害想定調査を実施する。

被害想定調査に当たっては、所有者区分、樹種、地形、林道網を登載した山林地図等に基づき、延焼予想、林野の被害予想、消防活動の障害の予想及び林野火災の原因等の事項を加味するものとする。

なお、山林地図は、平常時から詳細な情報を整理把握するよう努める。

2 初期消火体制の確立

林野火災における消火活動の特徴は、交通及び水利が不便なこと、消火活動が困難なこと、広大な地域にわたることなどがあげられ、このような困難な状況のもとでは、初期消火が特に重要となる。

町及び小豆地区消防本部は、次に掲げる事項に留意し、初期消火を実施するものとする。

- (1) 火災発生時及び消火活動時における円滑な通報連絡を確保するため、有線、携帯無線等通信機器の整備を確立しておくこと。
- (2) 連絡通信等に関する伝達経路を確立しておくこと。
- (3) 初期消火を実施するために必要な小型動力ポンプ、チェーンソー、手鋸、斧、なた、スコップ等を整備するとともにその利用体制を確立しておくこと。

第 3 協力体制の整備

林野火災の予防、消防活動は、林業関係者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に消火活動には隣接する市町消防機関の相互援助協力によることが多いので、町は、これらの関係機関、団体等との協力体制の整備充実を図るものとする。

第4 森林所有（管理）者に対する指導

町は、森林所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等林野火災防止に努めるよう指導する。また、火入れに際しては、森林法に基づいて実施し、消防機関等と十分に連絡をとり、安全を期するよう指導する。

第5 防災訓練の実施

町及び県は、関係機関と連携して、様々な状況を想定し、広域応援も想定した、より実践的な訓練を行う。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第6 防災意識の啓発

町及び県は、林野火災の多発する時期に、山火事予防期間等を設定し、航空機、横断幕、立看板、広報誌、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

第14節 農林水産関係災害予防計画

(農林水産課)

風水害等による農林水産関係の被害の防止及び軽減を図るため、災害予防に関する技術指導等必要な対策を推進する。

第1 農作物対策

町及び県は、農作物が強風や豪雨などにより大きな被害を受けることが予想される場合には、防風や排水などの技術対策を事前に農家や農業団体に周知し、被害が軽減できるよう指導を行う。

また、災害後は、病虫害の異常発生などによる二次的な農作物被害の発生を防止するため、的確な防除指導や農薬の確保に努める。

なお、農作物の風害予防は、次のとおりとする。

1 水稲

- (1) 早期、普通期により作期の分散を図る。
- (2) 健苗育苗並びに本田肥培管理等の講習会を開催し合理的栽培の浸透を図り、倒伏防止に努める。
- (3) 病虫害防除並びに中干しにより健全な稲を育てる。

2 果樹

- (1) 防風林、防風垣の設置
 - ・ 台風等の風害予防のため、現存樹園地並びに今後の樹園地計画用地に防風林の設置を図り、7月に防風林の剪定を実施し、防風効果を高める。
- (2) 防風網の使用
- (3) 台風等が発生した場合は、支柱を設け、折損を防止する。
- (4) 排水溝の整備により排水の徹底を図る。
- (5) 海岸地帯では、潮風害に注意し、特別防風林の中を広くし潮風害予防に努める。
- (6) 土壌保全
 - ・ 台風季節は、特に樹園地に敷わら又は草生栽培により、土壌保全に努めるとともに畦畔には、できるだけラブリグラス等により畦畔保護を図る。

3 野菜・花卉類

- (1) 土寄せを十分に行い、倒伏防止に努める。
- (2) 台風時に備え簡易防風網を設置する。
- (3) 鉄骨ビニールハウスについては、網又は防風網で補強する。
- (4) ハウスの換気窓を整備しておく。
- (5) ビニールの破損箇所を修理しておく。
- (6) その他、果樹、水稲に準ずる。

第2 園芸等施設対策

町及び県は、風害、雪害などの被害を受けないよう、気象情報に留意しながら園芸等の施設の維持、補強に努めるよう指導する。

第3 畜産業対策

町及び県は、災害に対する技術指導に努めるとともに、災害時の家畜伝染病の発生に備え防疫体制の確立に努めるものとする。

第4 林業対策

町及び県は、風水害等の災害に強い森林整備を図るため、森林の状況に応じた適時適切な保育、間伐の実施等の指導を行う。

第5 水産業対策

町及び県は、合理的な海上施設の設置及び漁場利用方法等の指導を行い、気象・海象に対応した施設の維持を図るとともに、漁船設備及び性能基準に基づく指導を行い漁船の安全性の確保を図る。

第 15 節 ライフライン等災害予防計画

(総務課、香川県広域水道企業団)

災害による電気、ガス、通信サービス、上下水道等のライフライン関連施設の被害を未然に防止するため、施設ごとに安全性を確保できるような技術基準等を設定するとともに、被害を最小限にとどめるため系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を実施する。

ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、浸水想定区域図や土砂災害警戒区域に関する情報等を活用し、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うほか、行政とライフライン事業者の間で災害時連絡員を派遣する体制を整備する。

第 1 電気施設

電気事業者は、災害時においても電力供給を確保するため、各設備毎に安全化対策を十分行うとともに、重要な送電線の 2 回線化などバックアップ体制の整備を図る。

また、応急復旧体制の整備及び応急復旧用資機材等の確保を図るとともに、各電力会社との電力融通や相互応援体制の整備等を図る。

第 2 電気通信施設

電気通信事業者は、災害時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。

また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るとともに、全国からの要員の応援体制、資材等の調達体制の確立を図る。

第 3 水道施設

水道事業者は、災害による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるとともに、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するため、施設の安全性の強化、送水ルートของ ループ化、配水管網のブロック化、長時間の停電に備えた電源の確保、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化、施設管理図書の整備等を図る。

第 4 下水道施設（雨水公共下水道及び都市下水路）

1 現況

本町には、6 箇所下水道施設（雨水公共下水道及び都市下水路）がある。ポンプ場及び水路等、既設の重要な構造物については、通常の維持管理等と併せて耐震性についても調査・検討を行い、必要に応じ補強等の対策を実施し、施設の機能保持に努めていく。

2 施設の安全性の確保

町は、下水道施設（雨水公共下水道及び都市下水路）について、災害による施設の損傷を最小限にとどめ、住民の衛生的な生活環境を確保するとともに、最低限の雨水排除機能を維持するため、施設の安全強化、バックアップ及び応急復旧体制の整備、施設管理図書の整備

等を図る。

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第 1 6 節 防災施設等整備計画

(総務課、消防署)

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、気象等観測、水防、消防、通信などの施設・設備等の整備を図る。

第 1 気象観測施設等

町、県及び関係機関は、気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な観測施設・設備を整備する。

第 2 水防施設等

町及び県は、重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、スコップ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫等を整備する。

第 3 消防施設等

- 1 町は、消防ポンプ自動車等の消防用車両、消火栓、耐震性防火水槽、耐震性貯水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善及び性能調査を実施するとともに、特殊火災に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。
- 2 町は、救助・救急活動のため、救助工作車、救急自動車、照明車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- 3 町は、デジタル化した消防救急無線を活用し、多様なデータ通信の実施等により、消防救急活動の多様化を図る。
- 4 町は、消防団の機能強化を図るため、携帯無線機、車載無線機のデジタル化を推進する。また、消防団車両、消防屯所における吹鳴装置等の機器の更新・修繕を計画的に行う。

第 4 通信施設等

1 災害通信施設の整備

町、県及び防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、通信施設・設備等に関して、次の措置を講じる。

- (1) 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線や香川県防災情報システムなどを活用し、地域、市町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を推進する。
- (2) 情報通信施設の風水害等に対する安全性の確保及び施設の危険分散、通信路の多ルート化、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持向上を図る。
- (3) 商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、無停電電源設備等の整備を図る。なお、発電設備の無給油による運転可能時間は 7 2 時間以上を目安とする。また、非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

- (4) 非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有線無線通信システムの一体的運用等、災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。
- (5) 災害に強い伝送路を構築するため、有線系・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図る。特に、地域衛星通信ネットワーク等の耐災害性に優れている衛星系ネットワークについて、大規模災害発生時における輻輳の回避に留意しつつ、消防庁、県、町、消防本部等を通じた一体的な整備を図る。
- (6) 平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け防災関係機関等との連携による通信訓練を行う。
- (7) 災害時に有効な、携帯電話、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。
- (8) 全国瞬時警報システム（J－ALERT）など、地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続すること等により、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。
- (9) 衛星携帯電話の整備の推進に努める。

2 通信機器の維持補修

町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。特に、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努める。

3 町防災行政無線の利用

町は、災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、住民に対しても災害情報等を速やかに伝達するため、防災行政無線の整備を推進する。

(1) 現況

町は、町、各公民館及び消防分団相互の災害時における迅速かつ的確な通信を確保するため、設置・運用している。

(2) 機能

① 固定系

- ・ 地震、風水害などの予警報と災害時の情報伝達
- ・ 平常時における一般行政放送

② 移動系

- ・ 地震、風水害などの災害時の情報収集・伝達
- ・ 災害対策に係わる措置要請・指令・伝達
- ・ 平常時における一般行政伝達

(3) 施設の被災防止対策及び活用

① 固定系

- ・ 各家庭の戸別受信機の電源は、平常時には家庭用電源から、停電時には、乾電池により確保でき、非常時においては、受信機を携帯用として持ち出すことが可能となっている。
- ・ 親局、中継用無線機は、蓄電池により無停電化を図っている。

② 移動系

- ・ 車載型無線機にて、対策本部と相互に連絡する。

4 衛星携帯電話の利用

災害時において、加入電話等が使用不能になったときは、各公民館等に設置している衛星携帯電話を利用する。

5 他機関（警察等）通信施設の利用

非常災害時において、速やかに通信連絡を確保するため、災害対策基本法第57条及び同法施行令第22条の規定により、関係機関に事前手続きを行って優先利用の措置を講ずるとともに、電気通信設備の途絶を考慮し、次の連絡網を整備しておく。

- (1) 警察電話利用網
- (2) 香川県防災行政無線利用網
- (3) 消防無線連絡網
- (4) 消防無線による小豆島町との連絡網

第5 地域防災拠点等

町は、備蓄倉庫や資機材庫等の機能を備え、平時に自主防災組織等の訓練・研修等が行える、災害時に活動拠点となる施設を整備する。

また、庁舎の災害対策本部のバックアップ施設として機能する通信施設等を備えた拠点施設の整備に努める。

第6 その他施設等

- 1 県は、林野火災における空中消火、被災状況等の情報収集、緊急物資の輸送等の応急対策を行うため、機動性に優れるヘリコプターを整備し、積極的に活用する。
- 2 道路管理者等、河川管理者等は、被災した道路、河川等の施設の応急復旧等を行うため、必要な資機材を備蓄する。

第 1 7 節 防災業務体制整備計画

(総務課)

災害時における災害応急対策等の業務が迅速かつ的確に実施できるよう、職員の非常参集体制の整備、防災関係機関相互及び民間事業者との連携体制の強化、防災中枢機能等の確保、充実等を図る。

第 1 職員の体制

- 1 町及び防災関係機関は、それぞれの実情に応じて、専門的知見を有する防災担当職員の確保・育成に努めるとともに、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等について検討を行い、職員の非常参集体制の整備を図る。また、必要に応じて、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに訓練・研修を行い、活動手順、資器材や装備の使用方法等の習熟、他機関等との連携について徹底を図る。
- 2 町及び県は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等の研修制度、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

第 2 防災関係機関相互の連携体制

- 1 災害時には防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど平常時から連携を強化しておくものとする。なお、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意するものとする。
また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、ヘリポート等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報共有に努めるとともに、消防防災ヘリ、警察ヘリなど災害時のヘリコプターの利用についてあらかじめ協議しておくものとする。
- 2 町は、近隣市町及び県内市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備を努める。
- 3 町及び県は、町長と知事とのホットラインによる緊急連絡体制を構築する。また、町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておくものとする。
- 4 町及び県は、大規模災害の発生において、市町間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるように、あらかじめ県内全市町が参加する応援協定を締結するなど、連携の強化を図り、全県的な相互応援体制を整備するものとする。
- 5 町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体や関係機関等に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定や広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど迅速に被災地域への支援や避難がで

きる体制を整備するものとする。

- 6 町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画の策定に努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

第3 民間事業者との連携

町及び県は、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用するものとする。なお、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。

また、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるものとする。

第4 業務体制の構築

町は、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第5 防災中枢機能等の確保、充実

町、県及び防災関係機関は、それぞれの防災中枢機能を果たす施設、設備の充実、浸水対策等の強化及び再生可能エネルギーも含めた非常用電源や非常用通信手段の整備、点検に努めるものとする。

また、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、電気事業者と災害時における電力の優先供給先の調整を行うほか、非常用電源の運転や公用車両等に必要な燃料供給等について、あらかじめ協定等を締結するなど、関係業界の協力を得て、調達確保を図るものとする。

第6 基幹情報システムの機能確保

町は、県の助言を受け、自らが管理する情報システムの安全対策の実施を図る。

第7 広域防災活動体制の整備

町及び県は、大規模災害時における消防、警察及び自衛隊の応援部隊の活動に必要となる活動拠点について、関係機関との調整の上、あらかじめ活動拠点候補地としてリスト化し、発災時の被害状況に応じた、迅速な活動拠点の決定に備えることとする。

また、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第8 複合災害への対応

- 1 町、県及び防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。
- 2 町、県及び防災関係機関は、複合災害が発生した場合、それぞれの災害に対して、災害対応に当たる要員、資機材等の望ましい配分ができない可能性に留意した上で、外部からの支援要請することも含め、要員・資機材の投入判断を行うことを対応計画にあらかじめ定めるよう努めるものとする。
- 3 町、県及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。

第 18 節 保健医療福祉救護体制整備計画

(総務課、健康福祉課、医師会)

災害時において迅速な保健医療福祉活動を行い人命の安全を確保するため、救護所の設置、医療救護班の編成、後方医療機関の選定、医薬品等の確保など保健医療福祉救護体制の整備を図る。

第 1 初期医療体制の整備

- 1 町は、県医療救護計画に基づき、救護所の設置、救護班の編成、出動等に関する計画を作成するとともに、初期医療体制を整備する。(以下、この計画を含めて地震災害に対する土庄町の医療救護計画については「土庄町医療救護計画」と総称する。)
- 2 町は、県医療救護計画に基づき、自主防災組織による軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援などの自主救護体制を確立させるものとする。
- 3 関係機関は、町の医療救護を応援、補完するため、災害派遣医療チーム（DMAT）や広域医療救護班の編成、派遣等の体制を整備するとともに、災害医療コーディネーターも参加する実践的な訓練等を通じて対応能力の向上に努める。

第 2 後方医療体制等の整備

町は、救護所における救護班で対応できない負傷者等を収容するため、後方医療機関として救護病院や広域救護病院の確保を図る。

救護病院の設置に当たっては、原則として、すべての病院・医院を対象として協力を求めるとともに、その他の医療機関についてもできる限り協力が得られるように努める。

No.	施設名	病床数	班数	所在地	電話番号
1	小豆島中央病院 ☆★	234	2	小豆郡小豆島町池田 2060-1	0879-75-1121

(注) 1 ★は、DMAT 指定病院

2 DMAT 指定病院の班数は「医師・看護師・業務調整員」で 1 班

3 ☆は、災害拠点病院（平成 28 年 4 月）

第 3 医薬品等の確保

町は、救護班及び後方医療機関の行う医療活動のため必要な医薬品、医療資機材、血液等を確保するため、備蓄、供給、連絡等の体制を整備する。また、町民に対して、軽度の傷病については、自分で手当を行える程度の医薬品等を準備するよう啓発する。

第 4 ライフラインの確保

保健医療福祉救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による機能の大幅な低下に備え、対策を講じるよう努める。

第 5 保健医療福祉活動の総合調整体制の整備

- 1 県は、大規模災害時に保健医療活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を遅滞なく行うための体制を整備する

ものとする。

- 2 町は、保健医療福祉活動に関する情報の連携と併せ、保健師等による避難所での保健衛生対策、在宅被災者への健康支援等に対応する体制を整備するものとする。
- 3 町は、災害時の福祉支援体制の整備のため、避難所における福祉的ニーズを把握し、必要な場合は県に災害派遣福祉チーム（DWA T）の派遣を要請し、派遣後との連携体制の整備に努めるものとする。

第 19 節 緊急輸送体制整備計画

(総務課、建設課、消防署、警察署、海上保安署、医師会)

人命の救助や生活物資、資機材の輸送の災害応急対策活動に必要な輸送路の確保のため、緊急輸送路の指定・整備、道路交通管理体制の整備等を推進する。

第 1 緊急輸送路の指定等

1 道路

- (1) 第 1 次輸送確保路線 (広域的な輸送に必要な主要幹線道路)
- (2) 第 2 次輸送確保路線 (町役場等の主要な防災拠点と接続する幹線道路)
- (3) 第 3 次輸送確保路線 (第 1 次・第 2 次輸送確保路線を補完する道路)

	路線名	区間
第 1 次輸送確保路線	国道 4 3 6 号 県道本町小瀬土庄港線	土庄港～淵崎 (町境) 土庄町甲 ※本町バイパス経由
第 2 次輸送確保路線	町道掛条線 町道西古浜線 町道東元浜海岸 2 号線	土庄町
第 3 次輸送確保路線	県道土庄福田線	土庄町淵崎～土庄町大部

2 港湾

- (1) 防災機能強化港 (県指定、救助・輸送活動等を行う港湾)

土庄港は、震災時等の住民の避難、物資の応急輸送に供するため、耐震強化岸壁等の整備を行う。なお、防災機能強化港と輸送確保路線を結ぶ連絡道路は、第一次輸送確保路線と同等扱いとする。

港湾名	種別	管理者	輸送確保路線への連絡経路
土庄港	地方港湾	香川県	臨港道路大木戸臨港 1 号線→臨港道路大木戸臨港 2 号線→国道 4 3 6 号

- (2) 補完港 (町指定、防災機能強化港を補完する港湾)

港湾名	種別	管理者
土庄東港	地方港湾	香川県
家浦港	地方港湾	香川県
大部港	地方港湾	香川県

第 2 物資輸送体制の整備

- 1 県は、一次 (広域) 物資拠点から二次 (地域) 物資拠点までの物資の輸送体制を整備する。
- 2 町は、二次 (地域) 物資拠点から各指定避難所までの物資の輸送体制を整備する。

第 3 緊急輸送ネットワークの整備

町は、災害時の応急対策活動円滑に行うため、町内の防災活動拠点 (町役場、警察署、

消防本部)、輸送拠点(道路、港湾、臨時ヘリポート)、防災備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの整備を推進する。

1 道路

緊急輸送路ネットワーク図に基づき、震災時においても防災上重要な土庄港等の岸壁から輸送が行えるよう、臨港道路の整備を推進する。

(1) 県管理道路については、緊急を要する箇所から順次整備を行うよう要望する。

(2) 町管理道路については、緊急を要する箇所から順次整備を行う。

2 港湾

県管理港湾については、必要に応じ補強等の対策を要望する。

3 ヘリポート

緊急な救急活動、救助活動、災害応急対策活動、火災防御活動等を行えるよう防災ヘリポートの整備を進める。

第4 道路交通管理体制の整備

1 道路管理者等及び警察本部は、災害時における広域的な交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、耐久性等の確保と倒壊、破損等に備え、応急復旧体制の確立を図る。

2 道路管理者は、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

第5 民間事業者との連携

1 町は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備を図る。

2 町は、物資の輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努め、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。

第6 臨時ヘリポート予定地

香川県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場は、次のとおりである。

【香川県防災ヘリコプター用飛行場外離着陸場】

名 称	場 所	所在地	管理者・連絡先	座 標	特記事項
豊島	土庄町立豊島中学校運動場	土庄町豊島家浦 810	土庄町教育委員会 (教育総務課) 0879-62-7012	N 34° 29' 28" E 134° 03' 49"	防災対応
オリビアン	オリビアン芝生広場	土庄町屋形崎甲 63-1	カサイホールディングス株式会社 03-5777-2889	N 34° 31' 02" E 134° 13' 20"	※
土庄	土庄町所有地	土庄町甲 1360-21	土庄町総務課 0879-62-7000	N 34° 28' 33" E 134° 10' 52"	防災対応

※全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外離着陸場

第20節 避難体制整備計画

(総務課)

家屋の倒壊、焼失やライフラインの途絶等の被害を受けた被災者、延焼拡大やがけ崩れ等の危険の迫った地域の住民等の迅速かつ安全な避難を実施するため、地域の特性に応じた指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の確保・整備、並びに避難情報の発令基準等の策定を行い、住民に対して周知徹底を図る。

第1 指定緊急避難場所の指定、整備

- 1 町は、公園、学校等の公共施設等を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、災害の危険が切迫した緊急時における住民等の安全な避難先を確保するため、洪水、津波等の災害種別に応じて、災害の危険が及ばない場所又は施設を、管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所として指定するとともに、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等、管理体制を構築しておくものとする。
- 2 町は、必要に応じて、指定緊急避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担うなど、円滑な避難のため、自主防災組織等のコミュニティを活かした避難活動の促進に努める。
- 3 町は、指定緊急避難場所を指定するにあたり、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害時に迅速に指定緊急避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。
県は、県有施設の指定緊急避難場所の指定について協力するものとする。
- 4 町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

第2 指定避難所の指定、整備

- 1 町は、避難者を収容するため、地域の人口、地形、災害に対する安全性等を考慮して、あらかじめ公民館、学校等公共施設等について、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所として指定するものとし、既存の避難用の建物等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。
 - (1) 町は、一般の指定避難所等では生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、介護保険施設、障害者支援施設等を福祉避難所として指定するよう努める。
 - (2) 町は、指定避難所を選定するに当たり、避難者を滞在させるために、必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。
また、町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定避難所を近隣市町に指定するものとする。
福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において

要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるもの等を指定するものとする。特に要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるものとする。指定緊急避難場所を兼ねる指定避難所については、特定の災害では当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知することに努めるものとする。

(3) 町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮し、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等と調整を行う。

(4) 町は、指定管理施設を指定避難所として指定する場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

2 指定避難所においては、あらかじめ、必要な機能を整理し、次の資機材等の整備や防災行政無線(戸別受信機を含む。)等を活用した情報収集・伝達手段の確保を図るよう努める。

- ・ 貯水槽、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド
- ・ 非常用電源・ガス設備
- ・ テレビ・ラジオ等災害情報の入手に必要な機器
- ・ 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備

3 町は、指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯用トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、体温計、消毒薬剤、炊き出し用具、毛布、生理用品等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

4 県は、町が行う屋内避難に使用する建物の選定について、県有施設の活用等協力するものとし、県有施設が指定避難所又は応急救護所となった場合、当該施設管理者は、その開設に必要な資機材の搬入、配備について協力するものとする。

5 町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、指定避難所の収容人数を考慮し、過密抑制のため、可能な限り多くの避難所の確保に努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて検討するよう努めるものとし、県はこれを支援する。

第3 避難路の選定

町は、避難路については、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなど考慮して、避難路を複数ルート選定するものとする。なお、避難路は原則として次の道路とする。

- (1) 国道、県道及び町道
- (2) 主要避難路（資料編参照）
- (3) 幅員 2 メートル以上の町管理農道及び集落道で町長が指定したもの

第 4 指定緊急避難場所等の明示

町は、指定緊急避難場所等を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した指定緊急避難場所等であることを明示するよう努めるものとする。

県及び市町は、災害種別一般図記号を使った指定緊急避難場所等の標識の見方に関する周知に努めるものとする。

第 5 避難指示の発令基準等の策定

- 1 町は、災害時に適切な避難が行えるよう、避難指示の発令基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、指定避難所の管理運営方法等を策定しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。特に、避難指示を発令する基準や伝達内容・方法については、国により示されたガイドラインを参考に、必要に応じて見直し等を行うものとする。
- 2 町は、避難指示を発令する際、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。
- 3 町は、避難指示のほか、高齢者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者等に対して、その避難支援対策と対応しつつ、早めの段階での避難行動の開始を求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける高齢者等避難、また既に災害が発生又は切迫している状況であり、命を守るための最善の行動を促す緊急安全確保の発令基準の設定を図るものとする。
- 4 町は、避難指示の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努めるものとする。

第 6 避難に関する広報

- 1 町は、指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、避難方法、避難情報の意味合い、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること等について、指定緊急避難場所等の表示板や誘導用の標識板等の設置、広報誌や防災マップ等の配布、防災訓練の実施等を通じて、住民に周知徹底を図るものとする。
- 2 町は、指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、避難に関する情報の伝達方法については、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を検討し、整備に努めるものとする。なお、避難情報については、県防災情報システムの防災アプリ及び防災情報メールを伝達手段の一つとすることとし、住民に対しては事前に防災アプリのダウンロード及び

メール配信希望の登録をするよう積極的に呼びかけるものとする。

- 3 町は、指定避難所において負傷者等の情報を収集し、家族等からの問合せに対する回答が行える体制の整備に努める。

また、居宅地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化に努める。

- 4 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努め、これを周知するものとする。

第7 避難計画の策定等

- 1 町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。当該避難計画には、避難情報の発令基準、指定緊急避難場所・指定避難所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。
- 2 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難所の運営について、あらかじめ、指定避難所の所有者または管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。また、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における3密の回避や生活環境の確保、開設時の感染症対策、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底等を推進する。
- 3 町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、上記避難計画及び行動基準を町民に周知する。
- 4 町と小豆保健所は、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うものとする。

小豆保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、町との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。

第8 避難所運営マニュアルの作成

町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア及び避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ、避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に避難所運営に関与する体制へ早期に移行することを基本とする、全体的な考え方としての避難所運営マニュアルの作成に努める。

また、全体的な考え方としての避難所運営マニュアル等を参考に、町、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織等は、連携を図り、指定避難所ごとの運営マニュアルの作成に努めるものとする。

なお、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への知識等普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営することが望ましいことについて啓発に努めるものとする。

第 9 防災上重要な施設の避難計画

学校、病院その他多数の者を収容する施設及び福祉関係施設管理者は、それぞれの施設、地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し関係職員等に周知するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するものとする。

第 10 要配慮者への対応

町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、関係団体、福祉事業者等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から要配慮者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者の個別避難計画の作成等の避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

第 11 帰宅困難者への対応

町及び県は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための対策の推進に努める。

第 12 児童生徒等への対応

- 1 町及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童、生徒（以下「児童生徒等」という。）の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- 2 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と町との間及び施設間の連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

第 13 土砂災害対策

町長は、土砂災害警戒区域内等に要配慮者利用施設がある場合には、町地域防災計画にこれらの施設名称及び所在地を定めるとともに、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報等の伝達方法を定めるとともに、必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布やその他の必要な措置を講じる。

また、土砂災害警戒区域内にあり、町地域防災計画に名称等を定められた要配慮者利用施設の所有者等は、避難確保計画を作成し、この計画を町長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

第 1 4 孤立地域への対応

町は、孤立の恐れがある集落の実態把握に努め、通信手段の確保、救助救援体制の整備、備蓄等の対策を推進する。

第 1 5 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練

県及び町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

第21節 食料、飲料水及び生活物資確保計画

(総務課、健康福祉課、住民環境課、香川県広域水道企業団)

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、ライフラインや流通機能の一時的な停止等が起こった場合、被災者への生活救援物資の迅速な供給を行うため、物資等の備蓄や調達体制の整備を図る。

第1 食料等の確保

- 1 町は、食料について、乳アレルギー等の食物アレルギーへの対応や特別な配慮を要する避難者向けの物資も含め、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。

なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- 2 町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

第2 飲料水の確保

- 1 水道事業者は、給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、災害時の応急給水運搬に必要な要員の確保や、給水車等の給水資機材の整備を図る。
- 2 町は、飲料水について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなどして、調達の確保を図る。

なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

- 3 町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、飲料水の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄及び物資調達・輸送調整等システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

第3 生活物資の確保

- 1 町は、被害を想定し、外部支援の時期や孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、生活物資の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して毛布、日用品等の備蓄及び物資調達・輸送調整等システムを活用した在庫状況の登録に努めるとともに、輸送方法等の輸送体制の整備を図る。その際、燃料不足により支障が生じることのないよう、必要な燃料供給等について、あらかじめ協定を締結するなど、関係業界の協力を得て調達の確保を図る。

2 町は、災害時に生活物資が円滑に確保できるよう関係業界等に協力を依頼するとともに、主要な供給先との供給協定の締結に努める。

なお、平時から、訓練等を通じて、運送手段等の確認を行うとともに、協定を締結した民間事業者等の災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

生活物資の備蓄については、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

第4 住民による備蓄

住民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、災害時に備え、食料や飲料水（1人1日3リットルを基準とする。）等の家庭備蓄を最低でも3日分、できれば1週間分程度備蓄するように努めるものとする。

また、避難するときに持ち出す最低限の食料及び飲料水、生活用品についても併せて準備しておくよう努める。

第5 物資の集積拠点の指定

町は、一次（広域）物資拠点等からの緊急物資等の受入れ、一時保管、仕分け及び各指定避難所への物資輸送等を行うため、公共施設、広場等を二次（地域）物資拠点として指定し、その情報を物資調達・輸送調整等システムに登録しておくものとする。

【一次（広域）物資拠点】

番号	事業者	施設名	所在地
1	香川県	香川県産業交流センター（サンメッセ香川）	香川県高松市林町 2217-1

【二次（地域）物資拠点】

番号	事業者	施設名	所在地
1	土庄町	土庄町総合会館	香川県小豆郡土庄町甲 267-78

第 2 2 節 文教災害予防計画

(教育総務課、生涯学習課)

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の児童生徒等、教職員等の生命、身体、安全を図り、学校等の土地、建物その他工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から守るため、防災体制の整備、訓練の実施、文教施設・設備の点検、整備等を行うとともに、文化財の保護対策を推進する。

第 1 学校等における防災対策

校長等は、災害に備えて、県又は町の指導により、次の措置を講じる。

1 防災体制の整備

災害時において、迅速かつ適切に対応するため、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの作成に努め、災害に備えた教職員の役割分担の明確化や連携体制の整備を推進する。また、指定避難所に指定されている学校については、町の防災担当部局と連携し、指定避難所開設時の協力体制の確立に努める。

2 防災教育の実施

児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、外部の専門家の協力の下、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災教育の充実に努める。

3 防災上必要な訓練の実施

児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

4 登下校時の安全確保

登下校時の児童生徒等の安全を確保するため、災害時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう努め、安全な通学路や児童生徒等の誘導方法、保護者との連携方法等危険回避の方法と併せて、児童生徒等、保護者、関係機関等に周知徹底を図る。

5 学校以外の教育機関の防災対策

災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、災害に備えて職員の任務の分担、連携等について組織の整備を図るとともに、職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時に適切な行動がとれるよう、情報の伝達、避難、誘導等防災上必要な計画を立てるとともに実践的な訓練を行う。

第 2 文教施設・設備の点検、整備

町は、文教施設・設備を災害から守るため、定期的に点検を行い危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。また、被災したときに備えて、施設、設備の補修、補強等に必要な資機材を整備する。

第3 文化財の保護

町は、文化財の被害の発生及び拡大を防止するため、文化財の適切な保護・管理体制を確立するとともに、自動火災報知設備、消火器、消火栓、貯水槽、防火壁等の防災施設の整備を促進する。

第23節 ボランティア活動環境整備計画

(健康福祉課)

災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効果的に行えるよう、ボランティアの自主性を尊重しつつ、平常時から関係団体と連携し、ボランティアの育成、支援体制の整備など活動環境の整備を図る。

第1 協力体制の確立

- 1 町は、県、香川県社会福祉協議会、土庄町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等と連携し、平常時から当該団体の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう連携体制の確立に努める。
- 2 町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する者（土庄町社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、あらかじめ明確化しておくよう努める。

第2 ボランティア活動の啓発等

- 1 町は、県及び関係団体と連携し、ボランティア活動への住民の積極的な参加を呼びかけるため、ボランティア活動の情報提供や活動推進のための広報、啓発などに努める。
- 2 町は、災害時のボランティア活動の調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、電話等通信機器の整備等について検討する。
- 3 町は、香川県社会福祉協議会、土庄町社会福祉協議会、日本赤十字社香川県支部、NPO・ボランティア等との連携により、災害時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

そのほか、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するように努め、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

第3 防災ボランティアの研修等

日本赤十字社香川県支部において、災害救援のボランティア活動に参加協力する個人及び団体を赤十字防災ボランティアとして事前登録するとともに、必要な研修、訓練を行う。

第24節 要配慮者対策計画

(総務課、健康福祉課)

高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対し、災害時に迅速かつ的確な対応を図るため、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の状態に配慮した体制を整備する。

第1 社会福祉施設等入所者の対策

- 1 町及び県は、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等を活用した体制の整備に努める。
- 2 社会福祉施設等の所有者又は管理者は、関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、定期的に避難訓練を実施するものとする。また、災害対策に関する具体的な計画の概要の掲示や、災害時の連携協力体制の整備のほか、次の措置を講じるよう努めるものとする。
 - (1) 災害の予防や災害時の迅速、的確な対応のため、あらかじめ災害支援に関する具体的な計画を作成するとともに、自衛防災組織等を整備し、動員体制、非常招集体制、緊急連絡体制、避難誘導體制等の整備に努める。また、災害時に協力が得られるよう、平常時から近隣施設、地域住民、ボランティア団体等と連携を図っておく。
 - (2) 利用者及び従事者等に対して避難経路及び指定緊急避難場所・指定避難所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行うとともに、利用者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施する。
 - (3) 定期的に施設、設備等を点検し必要な修繕等を行うとともに、施設内部や周辺のバリアフリー化等に努める。また、災害時に利用者等の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うほか、予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努める。
 - (4) 災害時の入所者等の安全の確保を図るため、施設の倒壊等による入所者等の他施設への移送、収容などについての施設相互間の応援協力体制や、県、市町、関係機関、地域住民等との連携協力体制の整備に努める。
- 3 地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時や土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

第2 在宅の避難行動要支援者の対策

- 1 町は、町地域防災計画において、避難行動要支援者の避難誘導等を適切に行うための措置を定める。また、避難支援に係る考え方を整理し、避難行動要支援者名簿に係る作成・活用方針等を整理する。
- 2 町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。なお、作成した名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事

由を適切に反映したものとなるよう、定期的に整備、更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

県は、必要に応じて、町に対し助言、情報提供等を行う。

- 3 町は、町地域防災計画に定めるところにより消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意又は町の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

- 4 町は、災害時に効果的に利用することで適切な避難支援を行うため、地域と連携して、名簿に掲載された避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、避難先、避難経路、避難支援等実施者及びその支援方法等について定めた個別避難計画を作成し、県は、必要に応じて、町に対し助言、情報提供等を行う。

計画作成の際には、地域におけるハザードの状態、対象者の心身の状態、社会的孤立の状況等を踏まえて優先順位を定め、優先度の高い者から個別避難計画を作成することとする。

また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- 5 町は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

- 6 町は、町地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意がある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。ただし、条例等の規定に基づき、本人の同意なしに提供することができる場合はこの限りではない。

また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。

なお、災害時には避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等を行うことに留意する。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

- 7 町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- 8 避難支援等に際しては、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命および身体の安全が確保されていることが大前提であり、避難支援等関係者は、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行うものとする。
- 9 町は、あらかじめ自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等の活動を通じて、高齢者等の要配慮者の状況を把握し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努める。自治会及び自主防災組織は、共助の精神に基づき、地域内の要配慮者の状況を把握し、災害時の避難方法について平常時から確認・周知に努める。
- 10 町は、災害担当部局と福祉担当部局の連携の下、地域包括支援センターにハザードマップの掲示や避難訓練のお知らせ等の防災関連パンフレット等を設置する。また、町は、高齢者の避難行動の理解促進に向けて、平常時から地域包括支援センター・ケアマネジャーと連携を図る。
- 11 難病患者への対応のため、町及び県は、情報を共有し連携を図るとともに、必要に応じて、個別の難病患者に対する支援計画を作成するなど支援体制の整備に努める。

第3 福祉避難所の指定等

- 1 町は、指定避難所内の一般の避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が相談や介助等の必要な生活支援が受けられるよう、福祉エリアを設けるほか、必要に応じて、社会福祉施設等の管理者との協議により、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所の指定の拡充及び設置・運営マニュアルの作成に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- 2 町は、平坦で幅員の広い避難路、車いすも使用できる指定避難所や福祉避難所、大きな字で見やすい標識板など、要配慮者に配慮した防災基盤整備に努める。
- 3 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。

さらに、町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

第4 外国人の対策

- 1 町は、外国人に対して、災害時に円滑な支援ができるよう、外国人の人数や所在の把握に努めるとともに、指定避難所の掲示板等に外国語を併記するよう努める。
- 2 町は、外国語による防災に関するパンフレット等の作成・配布や防災訓練の実施等により、防災知識の普及・啓発に努めるとともに、災害時にも外国人と円滑にコミュニケーションが図れるよう、必要に応じて通訳ボランティア等の要請を行う。

第5 避難行動要支援者からの情報提供

高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるものは、町、自主防災組織等に、あらかじめ安否確認や避難の際に必要な自らの情報を提供するように努めるものとする。

第6 避難行動要支援者の避難行動支援体制の整備

地域において円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、災害対策基本法における避難行動要支援者名簿を整備する。

1 避難行動要支援者名簿の整備

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、次の要件に該当する者とする。

- ① 介護保険の要介護認定が3～5の者
- ② 身体障害者手帳、療育手帳又は精神福祉手帳の所持者
- ③ 75歳以上の一人暮らし高齢者
- ④ 75歳以上のみで構成される世帯の高齢者
- ⑤ 上記の他、災害時に避難情報の入手、判断又は避難行動を自らが行うことが困難な者で、本人が希望するもの

(2) 避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載し、また記録する。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 避難支援等を必要とする事由
- ⑥ その他避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

(3) 名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法は次に掲げるものとする。

- ① 住民基本台帳
- ② 健康福祉課より提供
- ③ 手上げ方式（要支援者の範囲以外の者）

(4) 避難行動要支援者名簿の登録は、「土庄町避難行動要支援者避難支援プラン」に定める。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新は、年1回行う。ただし、重要な事項で変更が必要な場合はその都度行う。

2 災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿の情報を提供するものとする。ただし、情報を提供することについて本人の同意を得られない場合は、この限りではないが、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

また、避難支援等関係者になるものは、次に掲げる団体及び個人とする。

- (1) 自治会、自主防災組織
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 小豆警察署
- (4) その他避難支援等の実施に携わる関係者

3 避難行動要支援者名簿の提供に際して、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずる。

- (1) 避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- (2) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務がかせられていることを十分に説明する。
- (3) 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所に保管するなど、厳重な保管を行うように指導する。
- (4) 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう、また、提供先が団体の場合は、台帳を取り扱う者を限定するよう指導する。
- (5) 個人情報の適性管理について、避難支援等関係者に対し、誓約を求める。

第 2 5 節 防災訓練実施計画

(総務課、消防署、警察署、海上保安署、医師会)

災害対策活動の習熟、防災関係機関の連携強化、町民の防災意識の高揚等を図るため、災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な各種訓練を定期的、継続的に実施するとともに、訓練後には、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、町、防災関係機関及び住民等は、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

第 1 総合防災訓練

町は、大規模な災害の発生を想定して、防災関係機関、ライフライン事業者、町民、自主防災組織その他関係団体等多様な主体の協力を得て、その緊密な連携の下に、総合的な訓練を行う。

また、住民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、町は防災訓練に際して広く住民の参加を求め、住民は防災対策の重要性を理解し、各種防災訓練に積極的かつ主体的に参加するよう努めるものとする。

総合防災訓練は、次に掲げる個別訓練等を組み合わせ、毎年度実施要領を定め実施する。

- 1 職員の動員、災害対策本部設置運営訓練
- 2 情報の収集・伝達及び災害広報訓練
- 3 水防、消防、救出・救助訓練
- 4 避難誘導、指定避難所・救護所設置運営、炊き出し訓練
- 5 応急救護、応急医療訓練
- 6 ライフライン応急復旧、道路啓開訓練
- 7 警戒区域の設定、交通規制訓練
- 8 航空偵察訓練
- 9 救援物資及び緊急物資輸送訓練等

第 2 災害対策本部設置運営訓練

町は、災害時において災害対策本部の運営を適切に行うため、本部の設置、職員の動員配備、情報収集、本部会議の開催等の訓練を行う。なお、災害時において、意見聴取・連絡調整等のため、災害対策本部に防災関係機関の出席を求めることも想定し、防災関係機関と連携した訓練の実施に努める。

第3 図上訓練

町は、災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を実施する図上訓練を行う。

第4 水防訓練

町は、水防計画に基づく水防活動を円滑に実施するため、消防関係団体と協力して、隔年1回あらゆる事態を想定し、これに対する水防工法並びに出動、警戒避難等を水防時期以前において実施するものとする。

なお、具体的な訓練計画はその都度立てるものとするが、事前に消防、警察、土木等の関係機関と十分協議打合せを行うとともに、決定した実施内容は各方面に周知するものとする。また、県の実施する水防訓練に協力し、これに参加する。

第5 海上防災訓練

小豆島海上保安署が中心となって、次の訓練を実施する。

- 1 天災地変に際しての救助、救援等各種防災訓練
- 2 大規模な船舶、航空機等の遭難に備えての救難訓練
- 3 大規模な流出油等災害対策訓練

第6 消防訓練

町は、消防計画に基づく消防活動を円滑に実施するため、消火、救助活動等の訓練を行うとともに、必要に応じ大規模火災、林野火災等を想定した訓練を行う。

第7 避難救助訓練

訓練実施に当たっては、要配慮者への支援体制を考慮するものとする。

- 1 町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、防災訓練を行う。
- 2 町及び県は、災害時において避難活動や救助活動等を円滑に実施するため、水防、消防等の訓練と併せて、避難誘導、指定避難所開設、人命救助、救護所開設等の訓練を行う。
- 3 町は、土砂災害警戒区域等において、自主防災組織や地域住民の協力を得ながら避難体制の整備を図るとともに避難訓練を行うものとする。
- 4 学校、病院、映画館、複合ビル等多人数を収容する特殊建築物の管理者は、収容者等の人命保護のため特に避難について、その施設の整備を図り、訓練を行うものとする。
 - (1) 学校安全避難訓練
教育委員会は、各校の消防計画によって年1回以上実施する。
 - (2) 病院避難訓練
経営者は、各病院の消防計画によって年2回以上実施する。
 - (3) 宿泊施設避難訓練
3以上の階をもつ宿泊施設の経営者は、それぞれの消防計画によって年2回以上実施する。

- 5 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、洪水時及び土砂災害時の避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、当該要配慮者施設の利用者への避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

また、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は避難確保計画を作成し、町へ報告するとともに、これに基づき避難訓練を実施する。

第8 非常通信連絡訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、感度交換、模擬非常通報等の訓練を行う。

また、町は、非常通信連絡訓練を年1回実施し、所要時間を記録して出動計画に資するものとする。

第9 非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時において短時間に非常配備体制が確立できるよう、各種災害を想定し、勤務時間外における職員等の参集訓練を行う。

第10 事故災害訓練

突発的な海難事故、航空機事故、鉄道事故、油流出事故等に対し迅速かつ的確な対策を実施するため、防災関係機関、関連企業、関係団体等が連携した防災訓練を行う。

第11 土砂災害に対する防災訓練

近年の土砂災害の実態を踏まえ、町、国、県、防災関係機関及び町民が一体となって、年に1回以上、情報伝達訓練及び避難訓練を行い、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の高揚を図る。

第12 自主防災組織等における訓練

自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟、防災関係機関等との連携を図るため、町及び消防機関の指導の下に、地域の事業所とも協調して、少なくとも年1回以上組織的に実施するものとする。

また、防災訓練の実施に当たっては、消防署或いは防災センターを積極的に活用するものとする。

自主防災組織等は、次に掲げる訓練を行う。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難訓練、避難行動要支援者の安全確認・避難誘導
- (3) 初期消火訓練
- (4) 応急救護訓練等
- (5) 避難所運営訓練

第26節 防災知識等普及計画

(総務課、教育総務課、消防署)

災害時における被害の拡大の防止、災害応急対策の効果的な実施等を図るため、防災関係職員に対して計画的かつ継続的な防災研修を行う。また、住民に対する防災知識等の普及に当たっては、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体を意識した防災に関する教育の普及推進を図る。

第1 防災思想の普及

自らの身の安全は自らが守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、食料、飲料水等の備蓄など平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また、災害時には、近隣の負傷者、高齢者・障害者等の避難行動要支援者を助けること、指定緊急避難場所・指定避難所で自ら活動すること、あるいは県、町等が行っている防災活動に協力することなどが求められる。

このため、町及び県は、教育機関、民間団体等との密接な連携のもと、防災に関する冊子等の配布や周知、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を推進するなど、自主防災思想の普及、徹底を図る。

第2 住民に対する普及啓発

1 町は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

2 町は、住民の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。また、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用等の方法により、災害時等において住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図るほか、平常時から、各種ハザードマップを活用した地域における災害リスクの確認を促進するよう周知に努める。さらに、体験学習を通して防災意識の普及啓発を図るため、体験型啓発施設等を積極的に活用する。

なお、普及啓発に当たっては、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、県民防災週間（7月15日から7月21日）、防災週間、火災予防週間、水防月間、土砂災害防止月間等の予防運動実施時期を中心に行う。

【災害予防運動期間】

火災、風水害シーズン前には、災害を未然に防止、又は最小限度に止めるために必要な防災知識を周知徹底する。

- ・ 2月下旬 ～ 3月上旬 ：火災予防に関すること。
- ・ 6月1日 ～ 6月30日：土砂災害の防止と被害の軽減に関すること。

- ・ 6月上旬 ～ 9月下旬 ：風水害予防に関すること。
- ・ 7月15日～ 7月21日：県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実。
- ・ 11月上旬～12月下旬 ：火災予防に関すること。

3 啓発内容

- ・ 地域防災計画等の概要、自主防災組織の意義
- ・ 特別警報・警報・注意報の意味や内容、発表時にとるべき行動
- ・ 浸水、山・がけ崩れ危険予想地域等に関する知識
- ・ 土砂災害に係わる前兆現象に関する知識
- ・ 正確な情報入手の方法
- ・ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ・ 避難情報の意味や内容、発令時にとるべき行動
- ・ 指定緊急避難場所及び指定避難所、避難路、指定避難所での行動など避難に関する知識
- ・ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な避難行動をとること
- ・ 浸水想定地域での避難に関する知識
 - 住民に対し、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難等の普及啓発を図る。
- ・ 最低でも3日分、できれば1週間分程度の食料、飲料水、生活必需品等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備
- ・ 火災の予防、台風や地震に対する家屋の保全対策
- ・ ライフライン途絶時の対策
- ・ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼育についての準備
- ・ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で災害時にとるべき行動
- ・ 災害時における家族内の連絡体制の確保、災害時の家族等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の活用
- ・ 水害保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え等
- ・ 被災体験の伝承
 - 被災体験を被災者だけにとどめず、県民の記憶として広く共有化することや、世代を超えて被災体験を伝えていく。
- ・ 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

第3 職員に対する防災研修

町及び防災関係機関は、災害時における適正な判断力を養成し、災害応急対策の円滑な実施を図るため、また職場内における防災体制を確立するため、防災訓練の実施、防災講演会・講習会の開催、見学・現地調査の実施、防災活動手引書の配布等あらゆる機会を活用して、職員に対して必要な防災研修を行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

1 災害に関する基礎知識

- 2 香川県及び町内における災害発生状況
- 3 地域防災計画等の概要
- 4 災害が予想される、又は発生した時に、職員がとるべき具体的行動に関する知識及び果たすべき役割（動員体制、任務分担等）
- 5 その他災害対策上必要な事項

第4 学校における防災教育

1 児童生徒等に対する防災教育

学校は、各教科や道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、学校の教育活動全体を通じて、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保するとともに、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるように、学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害の基本的な知識や災害時の適切な行動等について教育を行う。

また、地域の自主防災組織が実施する訓練等への参加に努めるなど、地域と一体となった取組みを推進する。

特に、避難や災害時における危険の回避及び安全な行動の仕方については、児童生徒等の発達段階や学校の立地条件、地域の特性等に応じた教育が大切である。

2 教職員に対する防災教育

学校における日常の安全対策や災害時の危機管理などを盛り込んだ防災に関する手引等を用い、災害時に教職員のとるべき行動とその意義、児童生徒等に対する指導、負傷者の応急手当、災害時に特に留意する事項等に関する研修を行うとともに、その内容の周知徹底を図る。

3 消防団員等が参画する防災教育

学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

第5 防災上重要な施設の管理者等の教育

町及び防災関係機関は、危険物を有する施設、病院、ホテル・旅館、大規模小売店舗等の防災上重要な施設の管理者等に対して、災害に関する知識の普及及び防災教育の実施に努める。

第6 企業防災の促進

企業は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努め

るものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国、県及び町が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努めるものとする。

中小企業・小規模事業者は、上記の取組が困難な場合、防災・減災対策の第一歩として、自然災害等による自社の災害リスクを認識し、事業活動の継続に向けた事前対策を盛り込む事業継続力強化支援計画を作成し、事業活動への影響を軽減するよう努めるものとする。

県及び町、各業界の民間団体は、広報誌、パンフレット等の配布、ラジオ・テレビ・新聞等マスメディアの活用、防災に関する講演会等の方法により、災害時等において企業が的確な判断に基づき行動できるよう、災害に関する正しい知識や防災対応について普及啓発を図り、来客者、従業員等の安全確保、業務を継続するための取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図る。

町及び商工会は、共同で事業継続力強化支援計画を策定し、中小企業・小規模事業者における防災・減災対策の普及に努めるものとする。

また、県及び町は、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図られるよう施策を検討するものとする。

第7 防災センター

町は、防災センターの整備に努め、自主防災組織のリーダー研修、幼少年・婦人防火クラブ員や一般町民に対する防災知識の普及啓発を積極的に推進する。

第8 防災意識調査

町は、町民の災害についての知識と防災意識を把握するため、世論調査やアンケート調査等を実施し、その結果を参考にして、防災計画の見直しや町民の意識啓発計画の見直しを行う。

第9 防災相談

町及び防災関係機関は、災害についての町民の相談に応じるため、相談窓口を整備する。なお、町における防災相談窓口は次のとおりである。

- ・ 一般的な事項 ： 小豆地区消防本部
- ・ 建物に関する事項 ： 建設課

第10 災害情報の提供等

- 1 町は、災害状況を記録し、及び公表する。
- 2 町は、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報を住民に提供するものとする。また、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

第11 災害教訓の伝承

住民は自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。

町は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害教訓

の伝承の重要性について啓発を行うほか、大災害に関する調査分析結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努め、住民が災害教訓を伝承する取組みを支援するものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

第 2 7 節 自主防災組織育成計画

(総務課、消防署)

災害時における被害の拡大の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動が極めて重要となることから、地域住民、事業所等による自主防災組織の育成や活動の活性化、消防団の活性化などに努めるとともに、事業所においては、自衛消防組織の充実強化等に取り組む。また、一定の地区内の住民及び事業者は、必要に応じて、地区防災計画を作成するなどにより、地区の防災活動を推進する。これらを通じて、地域の防災体制の充実を図る。

第 1 地域住民等の自主防災組織

災害時には行政や防災関係機関のみならず、地域住民が組織する自主防災組織による出火防止、初期消火、被災者の救出・救護活動等が非常に重要である。

町民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

町は、地域住民に対し積極的に指導、助言を行い、自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織のリーダーの研修や地区防災計画の作成の支援等に努めるものとする。

また、消防団と自主防災組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

1 自主防災組織の編成

- (1) 自主防災組織は、住民の日常生活上の範囲として一体性を有する規模を念頭に、既存の自治会等を活用して編成する。その規模が大きすぎる場合は、地域防災活動がしやすいブロックに分ける。
- (2) 他地域への通勤者が多い地域は、昼夜間の活動に支障のない組織編成とする。
- (3) 防災に関する多様な視点からの意見取入等のため、女性や多様な世代の参加を求める。また、看護師など地域内の専門家や経験者の参加も求める。
- (4) 津波浸水想定のある区域内にある地区や土砂災害危険地域等災害危険度の高い地区は、特に重点を置き組織化を推進する。

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は、次のとおりである。自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

【平常時】

- (1) 平常時の備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
 - ① 災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度の確認
 - ② 災害発生現象の態様に応じた指定緊急避難場所・指定避難所、避難の経路及び方法等の確認
 - ③ 避難情報の発令等の基準、災害対応における町との役割分担等についての町との協議
 - ④ 災害予測地図（ハザードマップ）等の作成及び地図の内容の住民への周知

- ⑤ 地域の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等の体制を整備
- ⑥ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、指定緊急避難場所・指定避難所等における行動基準の作成及び周知
- ⑦ 地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るための研修等の実施
- (2) 初期消火、情報収集・伝達、救出・救護及び避難等の防災訓練の実施
- (3) 初期消火用資機材等の防災資機材及び応急手当用医薬品の整備点検
- (4) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄
- (5) 家庭及び地域における防災点検の実施
- (6) 地域における高齢者、障害者等の避難行動要支援者の把握

【発災時】

- (1) 出火防止、初期消火の実施
- (2) 正確な情報の収集、伝達
- (3) 集団避難の実施
- (4) 高齢者、障害者等の避難行動要支援者の安否確認、避難誘導、避難支援等
- (5) 救出、救護の実施及び協力
- (6) 炊き出しの実施及び協力
- (7) 救援物資の分配及び指定避難所の運営に対する協力等
- (8) 廃棄物処理活動に対する協力

3 自主防災組織及び消防団の保有すべき資機材

自主防災組織及び消防団は、地域での防災活動に必要な初期消火、救助・救護用資機材及び訓練用資機材を小学校区単位等で備蓄するものとする。

- (1) 初期消火用資機材

可搬型小型動力ポンプ、可搬式散水装置、大型消火器、スタンドパイプ、ホースボックス、組立型水槽その他初期消火用資機材
- (2) 救助用資機材

携帯用無線機、ハンドマイク、発電機、投光機、チェンソー、エンジンカッター、可搬式ウインチ、チェンブロック、ジャッキ、担架、はしご、救命ロープ、油圧式救助器具その他救助活動に必要な資機材
- (3) 救護用資機材

ろ水器、救急医療セット、テント、防水シート、揚水機、毛布、簡易ベッド、簡易トイレ、炊飯装置、リヤカー、防災井戸その他救護活動に必要な資機材
- (4) 訓練用資機材

ビデオ装置、映写装置、人命救助訓練用人形、訓練用消火器具その他訓練に必要な資機材

第2 事業所の自衛消防組織等

1 自衛防災組織の育成

町は、各事業所が自衛消防組織等を中心として自主防災体制の確立を行うのを支援するとともに、事業所の地元地域への貢献という意味からも、自衛消防組織等を地域の自主防災組織の一つと位置づけて連携を図る。

2 組織活動の促進

事業所は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することのないよう的確な防災活動を実施するため、消防設備や防災設備等を整備・充実するとともに、自衛消防組織等を充実強化するものとする。

また、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を行うよう努めるものとし、その活動能力を高めるため次のことを行うものとする。

- (1) 防災訓練の実施
- (2) 従業員等の防災教育の実施
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災等災害予防対策の実施
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護等訓練の実施
- (7) 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄

3 地域住民との連携強化

事業所等は、町及び県が実施する防災対策の推進に協力するとともに、所有し、又は管理する施設を避難場所等として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

災害時には、関係地域の自主防災組織等と連携を図りながら、事業所及び地域の安全確保に努めるものとする。

第3 社会福祉施設の自衛消防組織等

- 1 社会福祉施設は、寝たきり老人や障害者及び乳幼児等いわゆる要配慮者が利用することから、町は社会福祉施設の管理者を指導し、要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を促進する。
- 2 町は、自主防災組織や事業所の自衛消防組織等の整備及び指導を通じ、それらの防災組織と社会福祉施設との連携を図り、要配慮者の安全確保に関する協力体制を整備する。
- 3 社会福祉施設の管理者の役割
 - (1) 社会福祉施設の管理者は、地震災害に備えあらかじめ防災組織を整えとともに、職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制、入所者の避難誘導等の防災対策について「防災マニュアル」を作成するものとする。特に、夜間等における消防機関等への緊急通報及び入所者の避難誘導体制に十分配慮するものとする。
 - (2) 社会福祉施設の管理者は、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するものとする。
 - (3) 社会福祉施設の管理者は、町及び自主防災組織等と連携し、施設入所者の安全確保に関する協力体制づくりに努めるものとする。

第4 消防団の活性化

消防団は、消火活動のみならず多数の動員を必要とする大規模災害時の救助救出活動、避難誘導など防災活動に大きな役割が期待されていることから、県及び市町は、装備の充実、女性の入団促進を含めた団員の確保対策、知識技術の向上対策などを推進し、消防団の活性化を図る。

第5 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

1 自主防災組織協議会

町は、地域の自主防災組織の区域内に事業所の自衛消防組織等が存在する場合は、住民組織と事業所組織の連携を図るため、自主防災組織協議会の設置に努め、情報交換や相互の活動の調整及び協力の推進を図る。

2 地域の防災力の向上

- (1) 自主防災組織協議会は、当該地区の防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として土庄町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行うこととする。
- (2) 町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合を図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第28節 被災動物の救護体制整備計画

(健康福祉課、住民環境課)

災害時に動物を原因とする混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、平常時から県及び各関係機関、(公社)香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力体制を確立し、飼い主への支援及び被災動物の救護体制を整備する。

第1 被災動物避難対策（飼い主の役割）

動物の飼い主は、日頃からその動物の生理、習性等を理解し、動物を飼っていない避難者へも配慮して、指定避難所へ適切な避難ができるよう、しつけやワクチンの接種をするとともに、動物用避難用品（ケージ等）を準備するよう努める。また、不必要な繁殖を防止するために、不妊・去勢手術を実施しておくように努める。

また、災害時に逸走した動物を所有者である飼い主のもとに返すことができるようにするため、飼い主は、飼養する動物に名札やマイクロチップなどで所有者明示（個体識別）を実施するよう努める。

第2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、日頃から、災害発生時も想定した当該動物の脱出防止のため、施設や捕獲器具の点検、万一脱出した場合の関係機関への通報体制を確認するなど、当該動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するために必要な措置をとる。

県は、特定動物の飼い主に対して、災害発生時の対応を含めた危害防止対策について、必要に応じて監視・指導を実施し、災害時には特定動物に関する情報の収集や発信ができるよう、関係機関等と連携体制の構築を図る。

第3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、指定避難所での混乱を避けるため、あらかじめ動物との同行避難者を受け入れられる施設を選定、住民への周知、指定避難所設置主体と選定した指定避難所での受入れや飼養管理方法等の体制整備に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

また、動物との同行避難訓練を実施するよう努める。

第4 被災動物救護活動対策

町は、平常時から県と連携して、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供体制を整備する。

県は、(公社)香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協力して、被災動物の救護活動体制を整備し、災害時にはそれぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

第 2 9 節 帰宅困難者対策計画

(総務課、商工観光課)

通勤・通学、出張、買い物、旅行等で移動している者が、大規模災害発生時等に、公共交通機関の運行停止や道路の交通規制により、帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となることが予測される。帰宅困難者の発生による混乱を防止し、安全な帰宅を支援するための推進を図る。

第 1 町民への啓発

町及び県は、町民に対して、「災害発生時にむやみに行動を開始しない」という基本原則の周知徹底を図るとともに徒歩帰宅に必要な装備、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認等について、必要な啓発を図る。

第 2 事業所への啓発

町及び県は、事業所等に対して、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・飲料水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を図る。

第 3 指定避難所等の提供

町は、指定避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応をあらかじめ定めておくなど、指定避難所の運営体制の整備に努める。特に主要港湾のターミナル等の周辺地域においては、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。

なお、滞在できる施設の確保に当たっては、男女のニーズの違いや要配慮者の多様なニーズに配慮するものとする。

第 4 情報提供体制の整備

町及び県は、公共交通機関の運行状況や道路の復旧情報など帰宅するために必要な情報を、防災行政無線、インターネット、指定避難所・防災拠点施設等における張り紙や、報道機関による広報など、多様な手段により、迅速に提供できる体制を整備するものとする。

第 5 安否確認の支援

町及び県は、災害時の家族・親戚等の安否確認のためのシステム（災害伝言ダイヤル（171）や災害用伝言板サービス等）の効果的な活用が図られるよう普及・啓発を図るものとする。

第 6 災害時の徒歩帰宅者に対する支援

町及び県は、コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者への水道水やトイレの提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体

制を整備する。

第7 帰宅困難となる観光客等への対策

- 1 町及び県は、現地の地理に不案内な観光客等（訪日外国人旅行者を含む。）に対して、パンフレット、チラシ及び web 等などにより避難対象地域、指定避難所等についての広報を行うよう努めるものとする。
- 2 町は、特に観光地では、地理に不案内な帰宅困難者が発生することが見込まれるため、観光客等の安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する方法などをあらかじめ定め、災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう体制整備を図るものとする。また、既に指定している指定避難所のほか、帰宅困難者が一時的に滞在できる施設の確保を検討するものとする。
- 3 町及び県は、ホテル・旅館等の宿泊施設管理者に対して、宿泊客等の把握方法、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速提供するための取組みを促進する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制計画

(総務課、消防署)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町及び防災関係機関は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、それぞれ災害対策本部等を設置し、災害情報を一元的に把握し、共有することができるように、活動体制を整備する。なお、災害応急対策の実施に当たり、職員の安全の確保に十分配慮するものとする。

第1 町の活動組織

1 迅速な活動体制の確保

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

2 防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置されており、地域防災計画の作成及び実施の推進、防災に関する重要事項の審議を図る。

3 災害対策本部

町の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときで、町長が必要と認めた場合は、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、県に準じてあらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部を設置し、災害応急対策を行う。

(1) 災害対策本部の設置、解散

町長は、災害応急対策を実施するため、次の基準に該当する場合、土庄町災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成とその実施、関係機関の連絡調整等を図る。

なお、複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。

町長は、町の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、災害対策本部を解散する。

【設置基準】

- ① 県内に気象警報等が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- ② 町内で次の事故等が発生し、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

- ・ 大規模な火災又は爆発
- ・ 災害を誘発する物質の大量流出
- ・ 大規模な航空機、船舶等の事故
- ・ その他重大な事故

- ③ 通常の組織における対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき。

(2) 設置場所

災害対策本部は、庁舎 3 階防災対策室に設置する。

ただし、庁舎が使用できないと判断した場合は、土庄町域学連携交流施設「夢すび館」に本部を設置するものとする。

(3) 災害対策本部の組織

① 本部長

本部長（町長）は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

② 副本部長

副本部長（副町長、教育長）は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。なお、本部長、副本部長ともに事故あるときは、災害対策本部を所管する総務課において、職務権限規定に定められた職員が順にその職務を代理する。

③ 本部員

ア 本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

イ 本部員は、各課長、小豆地区消防長及び消防団長をもって充てる。

④ 本部会議

ア 本部長は、災害対策に関する重要な事項を協議決定し、その推進を図るため、必要に応じ本部会議を招集する。

イ 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員（本部長があらかじめ指名した者）をもって組織する。

ウ 本部会議の主な協議事項は次のとおりとする。

- ・ 本部の動員配備体制に関すること。
- ・ 重要な災害情報、被害情報の分析及びそれに伴う対策の基本方針に関すること。
- ・ 災害救助法の適用に関すること。
- ・ 各班に対する災害対策の指示等に関すること。
- ・ 香川県、他市町及び防災関係機関への応援要請に関すること。
- ・ 関係機関、団体に対する協力並びに応援要請に関すること。
- ・ その他重要な災害対策に関すること。

⑤ 本部事務局

ア 災害対策本部の事務を処理するため、本部に事務局を置き、事務局は総務課とする。

イ 事務局長（総務課長）は、本部長の命を受け、事務局の事務を掌理するとともに、

各対策班の連絡調整にあたる。

⑥ 班

ア 災害応急対策の全庁的な推進を図るため、災害対策本部に班を置く。

イ 各班の組織及び分掌事務は別表のとおりとする。

⑦ 現地災害対策本部

本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。

ア 現地災害対策本部は、現地災害対策本部長、現地災害対策本部員及びその他職員をもって組織する。

イ 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

ウ 現地災害対策本部は、副本部長、現地対策本部員及びその他職員のうち、本部長が指名する者をもって組織する。

第2 動員配備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、本部長は、迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、必要に応じ職員の動員配備を行う。

1 配備基準

職員の配備基準は、災害対策本部設置の有無にかかわらず、次のとおりとする。

【風水害の場合】

区分	配備基準	配備内容
第1次配備	・強風、大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき ・その他特に町長（本部長）が必要と認めたとき	総務課長、建設課長、農林水産課長、消防長、消防団長、その他所属長が指名する職員 ・第2次配備体制に移行可能な体制をとる
第2次配備 水防本部設置	・暴風、大雨、洪水、高潮等の警報及び土砂災害警戒情報が発表され、災害が起こるおそれがあるとき ・氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき ・竜巻注意報が発表され、災害が起こるおそれがあるとき ・その他特に町長（本部長）が必要と認めたとき	総務課長、企画財政課長、建設課長、農林水産課長、健康福祉課長、教育総務課長、生涯学習課長、消防長、消防団長、その他所属長が指名する職員 ・第3次配備体制に移行可能な体制をとる
第3次配備 災害対策本部設置	・特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪）が発表されたとき ・町内に、大規模な災害が発生し、又は発生が予想されるとき ・その他特に町長（本部長）が必要と認めたとき	災害対策本部に係るもの全員

（注）水防本部設置時において、その後の台風の進路等の状況次第で災害対策本部に移行する可

能性が高まってきた場合など、特に警戒を要する必要があると判断される段階に、水防本部から災害対策本部への移行が円滑に行えるよう、災害対策本部移行の準備体制として災害警戒体制を立ち上げる。また、水防状況に係る情報の共有や、災害対策本部への移行に係る認識の統一を図るため、必要に応じて災害警戒体制連絡会議を開催する。

【その他の災害の場合】

区分	配備基準	配備内容
第1次配備	・林野火災が発生したとき ・油等流出事故が発生したとき ・その他小規模な事故が発生したとき	・関係課の少数人員で、情報の収集及び連絡活動を円滑に行いうる体制をとる ・第2次配備体制に移行可能な体制をとる
第2次配備	・大規模な火災又は爆発が発生したとき ・災害を誘発する物質の大量流出等が発生したとき ・大規模な航空機、船舶等の事故が発生したとき	・災害応急に関係ある課の所要人員で、情報収集連絡活動及び応急措置体制をとる ・第3次配備体制に移行可能な体制をとる
第3次配備 災害対策本部設置	・上記の事故等により、相当規模の被害が発生したとき ・県周辺の原子力発電所事故が発生したとき ・通常の組織による対応では、災害応急対策が不十分又は不可能であるとき	災害対策本部に関係するもの全員

2 動員体制の確立

- (1) 災害対策本部の各班長に充てられる者は、配備基準に従って、それぞれの対策班の動員計画を作成し、職員に周知する。
- (2) 各所属長は、災害対策本部設置前の災害対策の活動に従事する職員をあらかじめ指定する。
- (3) 各所属長は、夜間、休日等時間外の災害発生に備えて、連絡体制を整備する。

3 参集等の方法

(1) 勤務時間中における動員

総務課長は、気象等に関する注意報又は警報等が発表されたとき、庁内放送及び庁内電話により、職員に動員の伝達を行う。放送設備等が使用できないときは、総務課長は職員の使送により、各班長へ動員の伝達を行う。

動員の伝達を受けた部長は、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害応急対策に従事させる。

(2) 休日又は勤務時間外における動員

ア 風水害の場合

気象等に関する注意報又は警報等が発表されたときは、総務課から関係各所属へファクシミリ等で当該情報の内容を伝達する。

各班長は、気象情報自動連絡システム等により、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させる。

指定された職員は、各班長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

イ その他の災害の場合

災害に関する情報があつたときは、総務課から関係各課へ電話等で当該情報の内容を伝達する。

関係班長は、総務課からの情報又は報道機関等の情報に基づき、あらかじめ指定した職員を配備につかせ、災害の予防又は応急対策に従事させる。

指定された職員は、各班長からの連絡に基づき配備につくほか、報道機関等からの情報により災害の発生を知ったときは、自主的に参集する。

ウ 参集する場所は、原則として各自の配備場所とする。

被害の状況等により配備場所に参集できない職員は、本庁又は地区公民館に参集するものとする。この場合、職員は各自の所属に参集場所を連絡し、当該場所の責任者の指示に従い災害応急対策に従事する。

エ 職員は、作業しやすい服装で参集すること。

オ 参集途上において、災害発生現場を発見した場合には、直ちに本部及び最寄の出先機関等に連絡すること。

カ 参集途上において、被害状況等をできる限り把握し、登庁した後直ちにその内容を本部に報告する。

キ 参集に当たっては、自動車（二輪車を除く。）を極力使用しないものとする。

(3) 直近動員

第1次配備となった場合は、地区公民館職員以外に、班長の指名する者（各地区公民館へ各3名）は、地区公民館へ参集するものとする。

(4) 動員の報告

各班長は、出先機関も含めた職員の動員状況を速やかに把握し、総務課長に人員数等を報告する。

(5) 災害対策本部設置時における動員

① 本部員は、直ちに本部会議室において災害応急対策に当たる。

② 各班長並びに各班員は、直ちに所定の場所において班長等の指揮のもとに災害応急対策に当たる。

③ 災害の状況により、所定の場所に参集できない職員は、本庁又は地区公民館に参集し、所定の場所に参集可能となるまでの間、当該責任者の指示に従い、災害応急対策に当たる。

第3 防災関係機関の活動体制

各防災関係機関は、関係地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、それぞれの責務を遂行するため、あらかじめ定めた設置基準、組織、動員配備体制等により災害対策本部等の防災組織を設置し、災害応急対策を行うものとする。

また、町や県から資料や情報の提供、意見の表明、災害対策本部会議への出席等を求められた場合は、協力する。

第2節 広域的応援計画

(総務課、消防署)

災害時において、本町だけでの災害応急活動の実施が困難な場合は、県外も含めた防災関係機関等が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

第1 町の応援要請等

1 他市町に対する応援要請

町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があるとき認めるときは、他市町に対して応援（職員派遣を含む。）を要請する。

応援を求められた市町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

2 県に対する応援要請等

(1) 町は、町内に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するために必要があるとき認めるときは、県に対して応援（職員派遣を含む。）を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(2) 町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県に対して、他の市町又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(3) 町は、県内全市町間の応援協定に基づき、個別の市町に応援を要請するいとまがないときは、県に対して、他の市町への応援の要請を依頼することができる。

3 指定地方行政機関に対する職員派遣の要請

町は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関に対して、当該機関の職員の派遣を要請する。

4 民間団体等に対する要請

町は、町内における応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため必要があるとき認めるときは、民間団体等に対して協力を要請する。

第2 消防機関の応援要請

町は、自らの消防力では十分な対応が困難な場合には、消防相互応援協定に基づき協定締結市町に応援を要請する。

第3 緊急消防援助隊の応援要請

緊急消防援助隊の応援要請は、消防組織法（昭和22年法律第226号。）第44条に基づき行う。

1 県に対する応援要請

町は、災害規模及び災害を考慮して、本町を管轄する小豆地区消防本部（消防の一部事務組合を含む。以下同じ。）の消防力及び県内の消防応援では十分な体制をとることができないと判断した場合は、県に対して応援要請を行うものとする。

なお、県に連絡をとることができない場合は、消防庁に対して直接要請するものとし、事

後、速やかにその旨を県に対して報告するものとする。

2 消防庁に対する応援要請

- (1) 県は、被災市町からの応援要請連絡を受けた場合は、災害規模、被害状況及び県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の出動が必要と判断したときは、消防庁に対して応援要請を行うものとする。
- (2) 県は、被災市町からの応援要請がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁に対して応援要請を行うものとする。
- (3) 県は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び被災市町に対して通知するものとする。
- (4) 県は、消防庁から応援決定通知を受けた場合は、その旨を代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）及び被災市町に対して通知するものとする。

3 被害状況等の報告

町は、緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに、次に掲げる事項について、県に対して報告するものとし、報告を受けた県は、速やかに、その旨を消防庁に対して報告するものとする。

- (1) 被害状況
- (2) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
- (3) 緊急消防援助隊の任務
- (4) その他必要な情報

【消防庁連絡先】

広域応援室		宿直室（夜間休日）	
TEL 03-5253-7569	FAX 03-5253-7537	TEL 03-5253-7777	FAX 03-5253-7553

第4 応援受入体制の確保

応援等を要請した町及び消防本部等は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備するものとする。特に、ヘリコプターの応援を要請した場合は、臨時離着陸場を準備するとともに、「広域航空応援受援マニュアル」に基づき、受入体制を整備する。

第5 相互応援協定に基づく他都道府県等への応援

町及び県等は、災害の発生を覚知したときは、あらかじめ締結している相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、要請を受けた場合には、早急に出動できる応援体制を整備するものとする。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要すると認められるときは、相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行うものとする。

なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

第6 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の要請

大規模自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、被災地方公共団体等は四国地方整備局河川国道事務所等が派遣するリエゾンや各事務所長・首長のホットライン等を通じて、緊急災害対策派遣隊の派遣を要請することができる。緊急災害対策派遣隊は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 被災地における被害状況調査に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (2) 被災地における被害拡大防止に関する地方公共団体等への支援に関すること。
- (3) 被災地の早期復旧を図るため必要となる地方公共団体等への支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、緊急災害対策派遣隊が円滑かつ迅速に技術的支援を実施するために必要な事務。

第3節 自衛隊等派遣要請計画

(総務課)

災害時において、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合は、自衛隊法の規定に基づき、災害派遣要請を行う。

第1 災害派遣要請の手続等

自衛隊に対する災害派遣要請は、「災害派遣に関する香川県知事と陸上自衛隊第14旅団長との協定書」に基づき行う。

- 1 災害派遣要請の必要が生じる可能性があるとは判断される場合は、町は県に対して、県は第14旅団に対して、状況判断に必要な情報を可及的速やかに提供する。また、災害派遣要請の可能性が高いときは、必要に応じて、第14旅団に連絡員の派遣を求める。
- 2 町は、災害派遣を必要とする場合には、次の事項を記載した文書を県に提出し、災害派遣要請を行うよう求める。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、電話等で要請し、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

なお、通信の途絶等により県への要求ができない場合には、直接第14旅団に通知することができるものとし、この場合、町は速やかにその旨を県に通知する。

【陸上自衛隊第14旅団連絡先】

第3部 (N T T)		第3部 (防災行政無線：地上) ※1		第3部 (防災行政無線：衛星) ※2	
TEL 0877-62-2311	FAX 0877-62-2311 (内線切替)	TEL 466-502	FAX 466-581	TEL 037-466-001	FAX 037-466-002

※1 防災行政無線電話機による

※2 衛星電話機による

第2 自衛隊の自主派遣

- 1 災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊は自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。
 - (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
 - (2) 災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣要請を行うことができないと認められる場合に、市町、警察等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
 - (3) 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものである場合

- (4) その他災害に際し、上記①から③に準じ、特に緊急を要し、県等からの要請を待ついとまがないと認められる場合

上記の場合においても、できる限り早急に県等に連絡し密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。また、自主派遣の後に、県等からの要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

- 2 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に、火災その他の災害が発生した場合、自衛隊は部隊を派遣することができる。

第3 派遣部隊の業務

派遣部隊は、主として人命及び財産の保護のため、県、市町及び防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる業務を行う。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難情報が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対して、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

大規模火災に対して、利用可能な消火資機材等をもって、消防機関に協力して消火活動を行う。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。(ただし、放置すれば、人命、財産にかかわると考えられる場合)

7 応急医療、救護及び防疫

被災者に対して、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)

8 通信支援

緊急を要し、他に適当な手段がない場合に、通信の支援を行う。

9 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を行う。

10 給食及び給水

被災者に対して、給食及び給水を行う。

11 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対して、救援物資を無償貸付し、又は譲与する。

12 危険物の保安及び除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

1 3 入浴支援

被災者に対して、入浴の支援を行う。

1 4 その他

その他自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置を行う。

第4 派遣部隊の受入

町は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、次に掲げる事項に留意し、派遣部隊の活動が十分に達成できるよう努めなければならない。

- (1) 派遣部隊との連絡員を指名する。
- (2) 到着後、派遣部隊の作業が速やかに開始できるよう必要な資機材を準備する。
- (3) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう、最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 集結地(宿泊施設、駐車場等を含む。)、臨時離着陸場等必要な施設を確保するとともに、災害対策本部又はその近傍に自衛隊の連絡調整所(室)を確保する。

第5 撤収要請

町は、県、派遣部隊等と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、県と通じて第14旅団に対して、派遣部隊の撤収を要請する。

第6 経費の負担

町は、原則として自衛隊が救援活動に要した経費を負担するものとし、その内容は概ね次のとおりである。

なお、疑義が生じたとき又はその他必要経費が生じたときは、その都度協議する。

- 1 救援活動に必要な資機材(自衛隊装備に係るものは除く。)等の購入費、借上料、運搬費、修理費等
- 2 派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
- 3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話等通信費等
- 4 救援活動の実施に際し生じた損害の補償
- 5 県等が管理する有料道路の通行料

第4節 気象情報等伝達計画

(総務課)

気象の予報、特別警報、警報等の情報を一刻も早く住民等に伝達するため、迅速かつ的確な情報収集、伝達等の方法等について定める。

第1 風水害関係

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・警報・注意報

高松地方気象台から、大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、県内の市町ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(1) 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報。

種 類	概 要
大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。

種 類	概 要
大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。

(2) 警報

大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮により重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報。

種 類	発表基準等
大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には別表 2 のいずれかの条件に該当する場合である。 大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。 大雨警報（土砂災害）は、高齢者等が危険な場所からの避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。
洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には別表 4 のいずれか条件に該当する場合である。 河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。
大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが 15 cm 以上になると予想される場合
暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合
暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 20m/s 以上、海上で 25m/s 以上になると予想される場合 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。

種 類	発表基準等
波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 2.5m 以上になると予想される場合
高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には別表 5 の条件に該当する場合である。 危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 4 に相当。

(3) 注意報

大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等により災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報。

種 類	発表基準等
大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には別表 1 のいずれかの条件に該当する場合である。 避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には別表 3 のいずれかの条件に該当する場合である。 避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。
大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間降雪の深さが 5 cm 以上になると予想される場合
強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合
風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上になると予想される場合 「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が 1.5m 以上になると予想される場合
高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。具体的には別表 5 の条件に該当する場合である。 高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル 3 に相当。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。

種 類	発表基準等
	具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上で 100m以下、海上で 500m以下になると予想される場合
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には火災の危険が大きい次の条件に該当する場合である。 最小湿度が 35%以下で、実効湿度が 60%以下になると予想される場合
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想された時に発表される。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが 20 cm以上あり、降雪の深さが 30 cm以上になると予想される場合 ②積雪の深さが 50 cm以上あり、高松地方気象台における最高気温が 8℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想され、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれがあるときに発表される。具体的には次の条件に該当する場合である。 24 時間の降雪の深さが 20 cm以上あり、気温が－ 1℃から 2℃になると予想される場合
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、農作物への被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合である。 晩霜期で、最低気温が 3℃以下になると予想される場合
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがある次の条件に該当する場合である。 高松地方気象台において最低気温が－ 4℃以下になると予想される場合
※融雪注意報	
※着氷注意報	

※本地域における当該現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため、具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は、香川県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 別表 1 から 5 については、参考資料に記載。
- 3 地震で地盤がゆるんだり火山の噴火で火山灰がつもったりして災害発生にかかわる条件が変化した場合、通常とは異なる基準（暫定基準）で発表することがある。また、災害の発生状況によっては、この基準にとらわれず運用することもある。
- 4 特別警報・警報・注意報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな特別警報・警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の特別警報・警報・注意報は自動的に解除又は更新されて、新たな特別警報・警報・注意報に切り替えられる。
- 5 地面現象注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、地面現象警報はその警報事項を気象警報に、地面現象特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。地面現象特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(4) 特別警報・警報・注意報の地域名称

特別警報・警報・注意報については、該当する市町を明示して発表されるが、報道等では以下のように市町村等をまとめた地域の名称が使用される場合がある。

	地域名称	よ み	市 町
香川県	高松地域	たかまつちいき	高松市、直島町
	小 豆	しょうず	土庄町、小豆島町
	東 讃	とうさん	さぬき市、東かがわ市、三木町
	中 讃	ちゅうさん	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
	西 讃	せいさん	観音寺市、三豊市

(5) キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

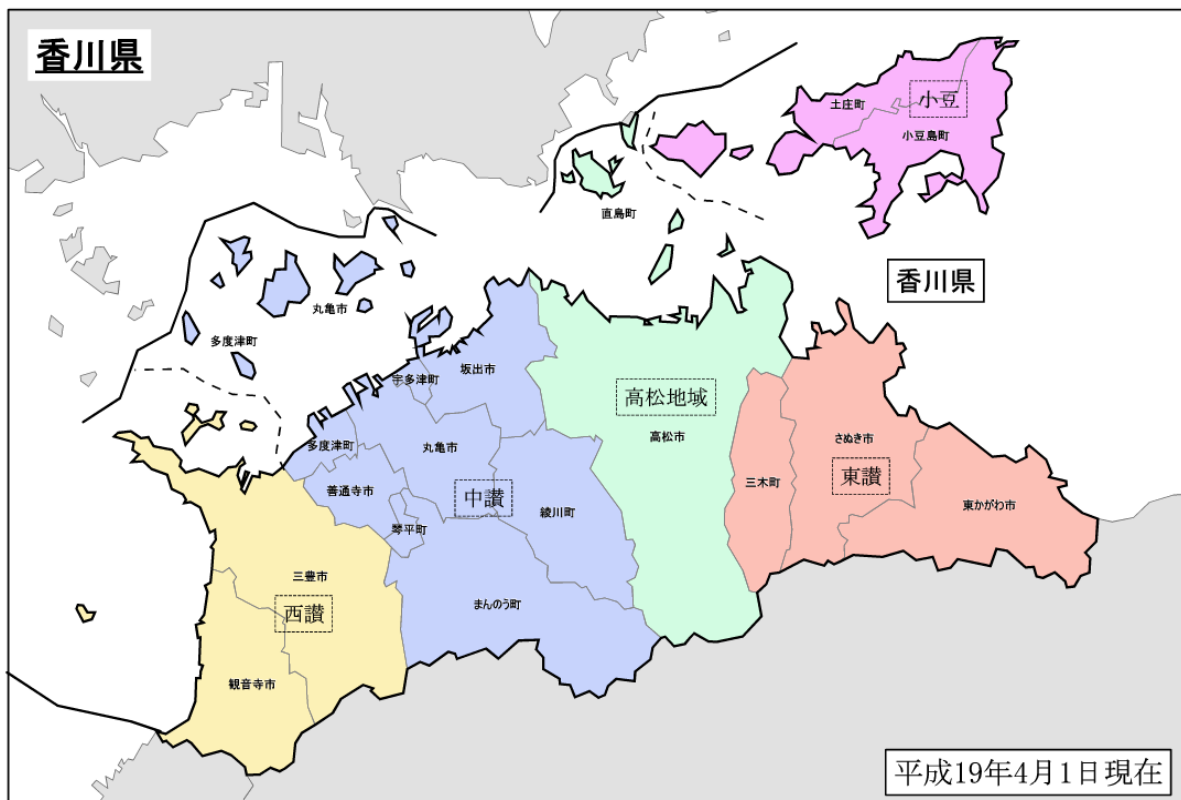
種 類	概 要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップにより災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒

	レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップ等による災害リスクの再確認、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「洪水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(6) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で発表される。大雨、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

【市町をまとめた地域名称】



3 全般気象情報、四国地方気象情報、香川県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する香川県気象情報」、「記録的な大雨に関する四国地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する香川県気象情報」、「顕著な大雨に関する四国地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象情報が発表される場合がある。

4 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（香川県では1時間降水量90mm以上）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

【例】	香川県記録的短時間大雨情報 第1号 令和××年△△月〇〇日09時17分 気象庁発表 9時10分香川県で記録的短時間大雨 小豆島町内海で102ミリ 9時香川県で記録的短時間大雨 土庄町付近で120ミリ以上 東かがわ市付近で約90ミリ
------------	---

5 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生する気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（香川県）で発表される。

情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

【例】	香川県竜巻注意情報 第1号 令和××年4月20日10時27分 気象庁発表 香川県では、竜巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になっています。 空の様子に注意してください。雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。 落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。
------------	---

6 特別警報・警報・注意報の伝達

高松地方気象台は、特別警報・警報・注意報等を発表した場合、気象警報等の伝達系統図に従い、県及び関係機関に伝達するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、住民等に周知するように努める。

県は、高松地方気象台から送られてきた特別警報・警報・注意報等を県防災情報システムで登録者の携帯電話端末等にメール配信するとともに、県防災行政無線により町及び小豆地区消防本部へ一斉同報する。

特に、県は、気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに町へ通知する。町は、気象等に関する特別警報について通知を受けたとき又は自ら知ったときは、防災行政無線、広報車、緊急速報メール、消防団、自主防災組織等なるべく多くの手段を用いて、直ちに住民に周知する。

また、町及び県は、特別警報・警報・注意報等の通知を受けたとき又は洪水等のおそれがあるときは、雨量や水位などの変動を監視するとともに、災害危険箇所等における情報を収集する。

7 土砂災害警戒情報

(1) 土砂災害警戒情報の発表

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町長の避難指示の発令や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町を特定して警戒が呼びかけられる情報で、香川県と高松地方気象台から共同で発表される。市町内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。

(2) 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、気象情報の伝達系統図に準じて高松地方気象台は関係機関へ伝達するとともに、必要に応じて報道機関等の協力を求めて、住民等に周知されるよう努める。

また、県は、各市町、各消防本部へ県防災行政無線の一斉同報により通知するとともに、住民等に対して、携帯電話の一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）を活用し、周知する。

(3) 利用にあたっての留意事項

土砂災害警戒情報の利用にあたっては、個々の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する必要がある。避難等の判断は、土砂災害警戒情報のみで行うのではなく、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において危険度が高まっている領域内の土砂災害警戒区域等に絞り込んで行う必要がある。

また、町長は、土砂災害警戒情報が発表された場合に、直ちに避難情報を発令することを

基本とする。

第2 火災気象通報等

1 火災気象通報

高松地方気象台は、消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険であると認められるときに知事に対して通報し、知事は速やかに町長に通報する。

高松地方気象台が香川県へ通報する火災気象通報は次のとおり。

(1) 通報基準

「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨及び降雪時には通報しないことがある。

(2) 対象とする区域

警報・注意報の二次細分区域（市町単位）を用いる。

(3) 通報内容及び時刻

毎日5時頃に、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として香川県に通報する、この際、通報基準に該当、または該当するおそれがある場合、火災気象通報として通報し、注意すべき事項を付加する。

また、直前の内容と異なる見通しとなった場合は、その旨を随時に通報する。

2 火災警報

町長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発令することができる。

第3 異常現象発見者の通報義務等

1 異常現象発見者の通報

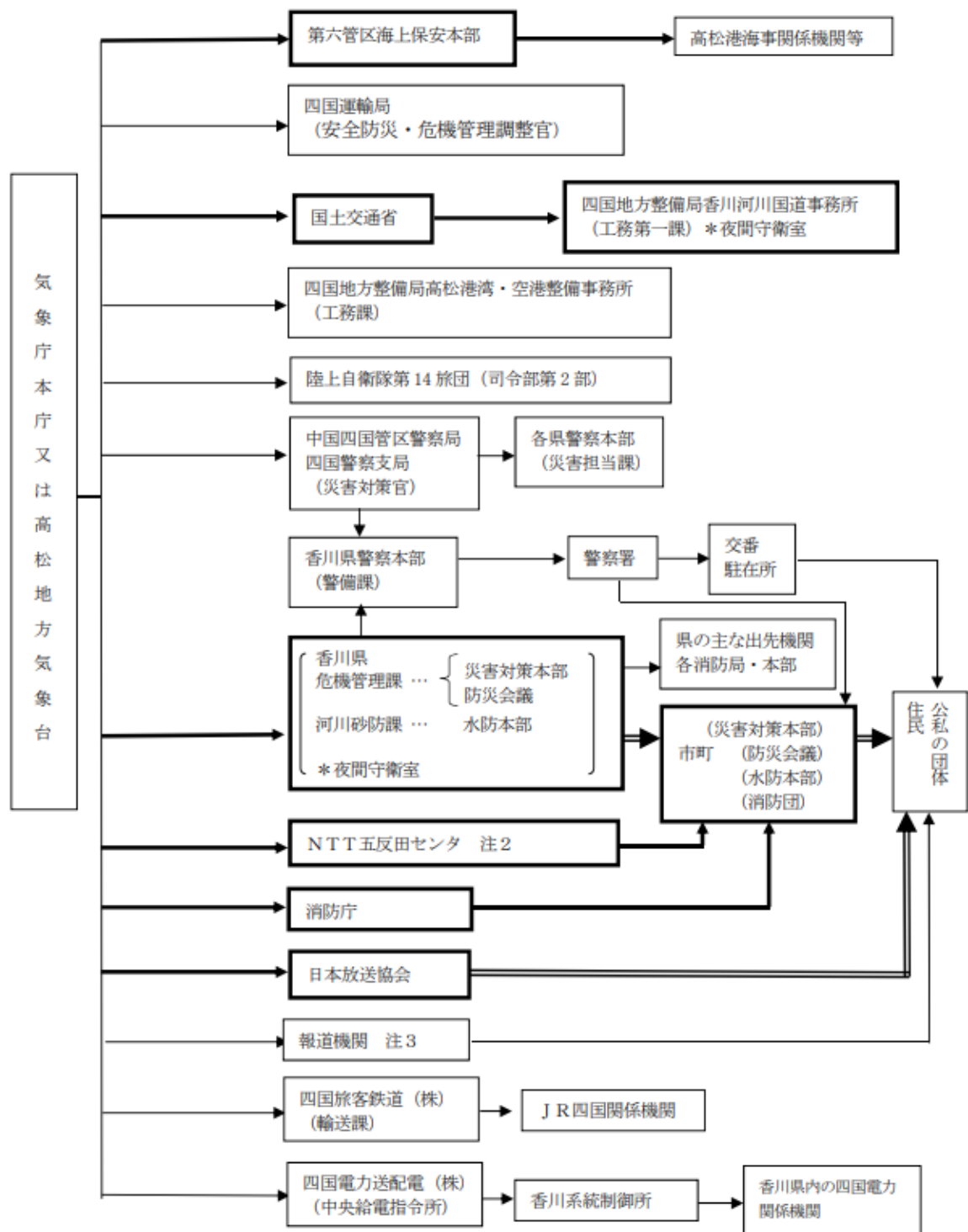
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町又は警察若しくは小豆島海上保安署等に通報しなければならない。通報を受けた警察又は小豆島海上保安署等は、その旨を速やかに町に通報する。

この通報を受けた町は、その旨を速やかに県（危機管理課）、高松地方気象台及びその他の関係機関に通報するとともに、住民、団体等に周知する。

2 通報すべき異常現象

- (1) 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき。
- (2) たつまき、強いひょうがあったとき。
- (3) 異常な高波、うねり、潮位、河川の異常水位等があったとき。
- (4) 土砂災害に関する前兆現象を確認したとき。

【気象警報等の伝達系統図】



- (注) 1 太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が業務付けられている伝達経路を示す。
- 2 NTT五反田センタへは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。
- 3 報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

第5節 災害情報収集伝達計画

(総務課、消防署、警察署、海上保安署、医師会、香川県広域水道企業団)

災害応急対策を実施する上で不可欠な被害情報、応急措置情報等を、防災関係機関の緊密な連携のもと迅速かつ的確に収集、伝達し、情報の共有化を図る。

第1 情報の収集伝達

1 被害規模の早期把握のための活動

- (1) 町は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。
- (2) 町は、消防団等の巡視活動を通じ被害状況を把握するとともに、119番通報の殺到状況等の情報を収集する。
- (3) 各対策部・各班において収集した情報は、本部事務局に集約する。情報伝達及び広報は、関係各班との連携を図り、本部事務局、応急情報連絡班が行う。
- (4) 警察本部は、県警ヘリコプターのヘリテレ等の装備により、被災地域の情報を収集するとともに、パトカー等による情報収集、110番通報、警察署等からの被害情報の収集等を行い、被害規模を早期に把握する。

2 災害発生直後の被害の第1次情報の収集伝達

- (1) 町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害状況、火災、土砂災害の発生状況、ため池の被害情報等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。なお、県に報告できない場合は、直接消防庁へ被害情報を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。
特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録等の有無にかかわらず、土庄町の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察本部等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。
また、119番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。
- (2) 被害等の第一報は、原則として、災害等を覚知してから30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。
- (3) 人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。
当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。
- (4) 道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、町は、所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、県に連絡するものとする。また、町及び県は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

3 一般被害情報、応急対策活動状況等の収集伝達

町及び防災関係機関は、各種情報の収集伝達を行うとともに、情報の共有化を図る。

- (1) 町は、被害状況、応急対策活動状況、災害対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。

なお、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあつては、県は、調査のための職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努めるものとする。また、県は、自ら実施する応急対策活動状況等を町に連絡する。

- (2) 町及び防災関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。
- (3) 情報連絡班は、各班及び分室の集めた情報及び災害現地写真等を収集し、遅滞なく本部長に報告しなければならない。

4 収集すべき情報

- (1) 発生報告

被害が発生したとき直ちに行う。

- ① 人命危険の有無及び人的被害の発生状況
- ② 家屋等建物の倒壊状況
- ③ 火災、津波、土砂災害等の二次災害の発生状況及び危険性
- ④ 避難の必要の有無及び避難の状況
- ⑤ 住民の動向
- ⑥ 道路、港湾及び交通機関の被害状況
- ⑦ 電気、水道、電話等ライフラインの被害状況
- ⑧ その他災害の発生拡大防止措置上必要な事項

- (2) 経過報告

被災の途中時において、被害の状況を調査集計し、速やかに行う。

- ① 被害状況
- ② 避難情報の発令、警戒区域の設定状況
- ③ 指定避難所の設置状況
- ④ 避難生活の状況
- ⑤ 食料、飲料水、生活必需物資の供給状況
- ⑥ 電気、水道、電話等ライフラインの復旧状況
- ⑦ 医療機関の開設状況
- ⑧ 救護所の設置及び活動状況
- ⑨ 傷病者の収容状況
- ⑩ 道路、港湾及び交通機関の復旧状況

- (3) 確定報告

災害が終了し、被害が確定したときにおいて遅滞なく行う。また、災害復旧の基礎資料となる。

- (4) その他法令に定める報告等

(5) 被害状況等情報収集の分担

町の地域における被害状況等の調査に当たっては、各班が実施すべき情報収集の担当を定め、関係団体等の協力を得て実施する。

班	担当課	情報収集の事項
住民環境班 税務班	住民環境課 税務課	人的・住家被害
健康福祉班	健康福祉課	老人福祉施設の被害状況 ボランティアの活動情報
生涯学習班	生涯学習課	公民館、野外施設の被害状況
住民環境班	住民環境課	防疫に関する情報
農林水産班	農林水産課	ため池、農地、農業用施設、水産施設、 治山、林業施設及び漁船被害
建設班 農林水産班	建設課 農林水産課	海岸被害 漁港、港湾、潮位、河川、砂防、 下水道施設、急傾斜地等被害 町道、交通規制
教育総務班	教育総務課	保育園及び園児の被害、被災状況 幼稚園、小・中学校施設被害 児童生徒等被災情報
消防班	消防本部、消防団	人的・住家被害 火災情報、救急・救護情報

5 災害記録の作成

町は、被害状況が確定した段階で、各班が調査した被害情報や記録写真等を災害記録として取りまとめておく。

6 被災者台帳の作成

町は、被災者の支援を総合的かつ効率的に実施するため必要と認める場合、被災者台帳を作成する。

(1) 登載する情報

登載する主な情報は、次のとおりとする。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他被害状況
- ⑥ 支援の実施状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

(2) 個人情報の厳格な管理

被災者台帳には、被災者についての個人情報が登載されており、管理及び作成に当たっては、管理する者や利用目的の限定を図る等、個人情報保護条例等の法令を遵守した管理方法を講じ、被災者のプライバシー保護に十分留意する。

(3) 被災者台帳の利用及び情報の提供

町は、次の事項に該当する場合、被災者台帳の情報を提供する。

- ① 本人（台帳情報によって識別される特定の個人をいう。以下同じ）の同意があるとき、又は本人に提供するとき
- ② 町が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき
- ③ 県及び他市町等が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき

第2 直接即報基準に該当した場合の報告

火災・災害等の報告は、町は県に行うことが原則であるが、即報基準に該当する火災・災害等のうち一定規模（直接即報基準）以上のものを覚知した場合は、第一報を県だけではなく直接消防庁にも、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。

1 火災等即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・航空機火災、大型タンカー火災、トンネル内車両火災、列車火災などの火災
- ・石油コンビナート等特別防災区域内の事故
- ・危険物等に係る事故・原子力災害等

2 救急・救助事故即報のうち直接即報基準に該当するもの

死者及び負傷者が15人以上発生し又は発生するおそれがある列車の衝突、転覆、バスの転落、ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故等

3 武力攻撃災害即報に該当するもの

4 災害即報のうち直接即報基準に該当するもの

- ・地震が発生し、町の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- ・津波、風水害のうち、死者又は行方不明者が生じたもの等

【消防庁連絡先】

区分 回線別	応急対策室（平日 9:30～18:15）		宿直室（左記以外）	
	電話	FAX	電話	FAX
NTT 回線	03-5253-7527	03-5253-7537	03-5253-7777	03-5253-7553
県防災 行政無線 （地上）※1	200-048-500-90-49013	200-048-500-90-49033	200-048-500-90-49101	200-048-500-90-49036
県防災行政 無線（衛星） ※2	048-500-90-49013	048-500-90-49033	048-500-90-49101	048-500-90-49036
メール（応急対策室、宿直室共） fdma-sokuhou@m1.soumu.go.jp				

※1 防災行政無線電話機による

※2 衛星電話機による

第3 被害の認定

町は、罹災証明書発行、災害救助法の適用、被災者生活再建支援法の運用等の根拠となる住宅の被害認定に際しては、災害の被害認定基準について（平成13年6月28日府政防第518

号内閣府通知)で示された、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」や「災害に係る住家の被害認定業務実施体制の手引き」等に基づき、迅速かつ適切に実施するものとする。

第6節 通信運用計画

(総務課)

災害時における通信連絡は迅速かつ円滑に行う必要があるので、防災関係機関は、無線・有線の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被害の把握と早期復旧及び代替通信手段の確保に努める。

第1 災害時の通信連絡

町、県及び防災関係機関相互の連絡は、加入電話のほか、県防災行政無線、衛星携帯電話等を利用して行う。

1 発災直後の調査点検等

町は、通信施設の調査点検を行い、障害が発生し通信不能になった施設については、直ちに復旧の措置をとる。また、商用電源が停止したときは、非常電源装置の燃料確保の措置をとる。

2 県防災情報システムの運用

町、県及び防災関係機関は、このシステムを利用することにより、気象情報、水防情報、避難情報、被害情報などの災害関連情報の共有化を図る。

3 電気通信事業者の設備の利用

(1) 災害時優先電話の利用

災害時には、一般の加入電話は輻輳するので、あらかじめNTT西日本(株)香川支店に申請を行い、承諾を得た特定の電話番号の災害時優先電話を活用する。

(2) 孤立防止用衛星電話装置の利用

町は、災害時において開設された指定避難所等の通信が孤立した場合、NTT西日本(株)香川支店に対し小型ポータブル衛星装置の出動を要請し、通信の確保を図るものとする。

4 他の機関の専用電話の利用

災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、他の機関が設置する専用電話を利用し、通信の確保を図るものとする。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、航空保安電話、海上保安電話、鉄軌道電話、電気事業電話がある。

5 非常通信の利用

通信が途絶し、通信回線を利用することができないとき又は利用することが著しく困難であるときは、他の機関の無線通信施設を利用し、通信の確保を図るものとする。

なお、県と町との通信が途絶したときは、香川県地方通信ルートにより、通信手段を確保するものとする。

6 災害対策用移動通信機器の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通常の通信ができないとき又は困難なときは、総務省（四国総合通信局を含む。）の災害対策用移動通信機器（衛星携帯電話、MCA、簡易無線）の無償貸与制度を活用し、通信の確保を図るものとする。

7 災害対策用移動電源車の利用

町、県及び復旧関係者は、災害時において、通信機器等に必要な電源が確保できないとき又は困難なときは、総務省の災害対策用移動電源車の無償貸与制度を活用し、通信機器等の電源の確保を図るものとする。

8 アマチュア無線の活用

町及び県は、被災地、指定避難所等との連絡手段等として、必要に応じてアマチュア無線団体に協力を要請する。

9 放送の要請

町及び県は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、放送局に対して、災害に関する通知、要請、伝達、警告等の放送を要請し、住民等へ必要な情報を提供する。

10 土庄町防災行政無線

町は、戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）等を活用した住民等への情報提供を行うものとする。

1.1 情報の収集

町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は危機の設置の推進その他必要な施策を講ずるものとする。

1.2 多様な緊急通報手段

町及び県は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第2 通信施設の応急復旧

町は、戸別受信機を含む防災行政無線の円滑な運用を図るため、通信施設が被災した場合は、応急復旧要員、応急復旧用資機材の確保に努め、通信施設の早期復旧を行う。

第3 最新の情報通信関連技術の導入

県及び町は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第7節 広報活動計画

(総務課、企画財政課)

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるために、町、県、防災関係機関等は相互に協力して、被害の状況や応急対策等に関して正確な情報の適時かつ適切な広報活動を実施する。

住民及び自主防災組織、事業者は、町、県、防災関係機関等の広報活動等による情報を収集するとともに、家族、自主防災組織構成員、従業員、来客者等に適切に情報提供を行うものとする。

第1 被害情報の収集及び広報機関

- 1 地域の被害状況等の収集は、応急情報連絡班が行う。情報連絡班は、各班及び分室の集めた情報及び災害現地写真等を収集し、遅滞なく本部長に報告しなければならない。
- 2 町民に対する広報は、応急情報連絡班が他班の応援を得て担当する。
- 3 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対する発表は、災害対策本部を通じて行うものとする。

第2 町の広報活動

1 広報内容

町は、災害の規模、態様等に応じて、住民に関係ある次の事項について広報を行う。

- (1) 災害対策本部の設置状況及び応急対策の実施状況
- (2) 被害状況の概況（人的被害、住家被害、道路・河川等公共施設被害等）
- (3) 二次災害の危険性に関する情報
- (4) 安否情報（死者・安否不明者等の氏名等公表基準に基づく公表内容を含む）
- (5) 応急対策の実施状況
- (6) 防災関係機関の防災体制及び応急対策の実施状況
- (7) 避難情報
- (8) 避難路・指定緊急避難場所・指定避難所の指示、指定避難所開設状況等
- (9) 応急救護所の開設状況
- (10) 給食、給水等実施状況
- (11) 電気、ガス、水道等の供給状況
- (12) 防疫に関する事項
- (13) 道路交通、交通機関に関する事項
- (14) 民心の安定に関する事項
- (15) 一般的な住民生活に関する情報
- (16) 被災者生活支援に関する情報
- (17) その他必要な事項

2 広報手段

(1) 行政無線による広報

地区	担当	方法	施設
土庄	総務課及び大鐸、 北浦、四海豊島、 大部各公民館職員	屋外拡声子局 及び各家庭の 戸別受信機	土庄町役場親局
淵崎			〃
大鐸			親局、公民館
北浦			〃
四海			〃
豊島			〃
大部			〃

(2) 自治会放送施設による広報

地区	担当	方法	施設
土庄 淵崎	生涯学習課	屋外放送	鹿島、柳、千軒、小瀬、大木戸、吉ヶ浦、 港新町、大谷、淵崎、要鉄、平木、北山、 上庄、赤穂屋、川西
大鐸	大鐸公民館職員		大鐸公民館
北浦 (小海)	北浦公民館職員		小海公民館
四海	四海公民館職員		伊喜末、小江、長浜、滝宮
豊島	豊島公民館職員		唐櫃岡、浜、甲生、家浦岡、浜、硯
大部	大部公民館職員		琴塚、田井、上野、向町、小部、灘山

(3) 広報車による広報（生涯学習課）

土庄、淵崎、大鐸、北浦、四海、豊島、大部地区消防分団の消防車及び町広報車

(4) 報道機関による広報

ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。

(5) 広報紙の発行、ポスター等の配布及び掲示

(6) 指定緊急避難場所・指定避難所への広報担当者の派遣

(7) 県防災情報システムによるメール配信

(8) Lアラート（災害情報共有システム）による情報配信

(9) インターネット（町ホームページ、ソーシャルメディアなど）の活用による広報

(10) 自主防災組織等を通じた連絡

(11) 戸別受信機を含む防災行政無線（同報系）、有線放送、CATV、オフトーク通信等による広報

(12) 防災アプリによる情報配信

第3 防災関係機関の広報活動

1 広報内容

防災関係機関は、住民が必要とする情報について、積極的に広報を行う。

- (1) 所管する施設等の被害状況
- (2) 応急対策の実施状況
- (3) その他必要な事項

2 広報手段

防災関係機関は、それぞれの情報の出所を明確にし、多様な広報媒体を利用して広報を行う。

- (1) ラジオ、テレビ、新聞等の報道機関に対し、情報及び資料を提供し、広報について協力を要請する。
- (2) 広報車による広報
- (3) 広報紙の発行、チラシやパンフレット等の掲示及び配布

第4 広聴活動

町、県及び防災関係機関は、災害発生後速やかに、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため総合的な窓口を開設する。

なお、町及び県は、被災者の安否についての照会に対しては、被災者等の権利利益を不当に侵害しないように配慮し、応急措置に支障を及ぼさない範囲で回答するよう努める。

第5 関係機関への通報

町は、知事及び関係機関に対して、遅滞なく被害状況の概要写真等の速報を行うものとする。

第8節 災害救助法適用計画

(健康福祉課)

災害救助法が適用される災害が発生した場合、法第2条の規定に基づき、被災者の保護と社会秩序の保全を図るため、応急的な救助を行う。

第1 適用基準

1 適用基準

災害救助法による救助は、市町単位の被害が以下の基準に該当する場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態であるときに実施される。

なお、町の人口は12,846人（令和2年国勢調査）を基準に算定する。

- (1) 住家の滅失した世帯が40世帯以上であること。

なお、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯にあつては滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては滅失世帯の3分の1世帯とみなして換算する。以下同じ。

- (2) 県下の滅失世帯数が1,000世帯以上であつて、町の住家の滅失した世帯が20世帯以上であること。
- (3) 県下の滅失世帯数が5,000世帯以上であつて、町の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど、被災者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したものであるとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

第2 適用手続

- 1 町は、町の被害が前記の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちに次の事項を県に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

- (1) 災害発生の日及び場所
- (2) 災害の原因
- (3) 災害発生時の被害状況
- (4) 既にとった措置及び今後の措置等

- 2 町からの報告又は要請に基づき、災害救助法による救助を実施する必要があると認めたときは、県は直ちに救助を実施する。また、県において迅速かつ適切な救助が実施できないと認められる場合は、救助に関する事務を、町において実施するよう通知する。

3 災害報告

町は、災害救助法の適用にかかる災害報告（災害発生の時間的経過に伴い、発生報告、中間報告、決定報告の3種類の報告）を県へ行うものとする。

第3 救助の種類等

1 救助の種類

災害救助法による救助の実施は、知事が行う。ただし、次の各号に掲げる救助については、災害ごとに知事が救助の事務の内容及び期間を町長に通知することにより、町長が救助を実施する。この場合において、町長は、速やかにその内容を詳細に知事に報告しなければならない。

- (1) 指定避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 埋葬
- (9) 死体の搜索及び処理
- (10) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去

2 救助の程度、方法及び期間

(1) 一般基準

災害救助法を適用した場合の救助の程度、方法及び期間は、国の定める基準に基づき県が定める。

(2) 特別基準

一般基準では救助の万全を期することが困難な場合、県は、町の要請に基づき、災害等の実情に即した救助を実施するため、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定める。

第9節 救急救助計画

(総務課、消防署、警察署、海上保安署、医師会)

災害時において、生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を早急に救出し、必要な保護を図る。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助に必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

第1 町の活動

- 1 町は、救急救助を必要とする状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を実施するとともに、医療機関と連携し救急活動を実施する。
- 2 町は、単独では十分に救急救助活動ができない場合は、県、他の町などに救助の実施、これに要する要員及び資機材等について応援を要請する。

第2 県の活動

- 1 県は、町の被害状況、救急救助活動状況等を把握し、警察等関係機関に情報を提供するとともに必要な調整を行う。また、消防機関等と連携し、救急救助活動に関し、防災ヘリコプターやドクターヘリを効果的に運用する。
- 2 県は、町から要請のあったとき又は緊急の必要があるときは、次のとおり応援活動を行う。
 - (1) 他の町に対して、応援の指示等を行う。
 - (2) 消防庁に対して、緊急消防援助隊の派遣等について要請する。
 - (3) 自衛隊に対して災害派遣要請を行う。

第3 小豆警察署の活動

- 1 災害現場を管轄する警察署は、救出救助を要する者を発見したとき、同様な通報等を受けたときは、救助関係機関等と連携し、人命救助や行方不明者の捜索を行う。
- 2 小豆警察署は、被害状況に基づき、迅速に機動隊の派遣要請を行うなど、救出救助活動等にあたらせる。

第4 小豆島海上保安署の活動

- 1 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等によりその捜索救助を行う。
- 2 町又は関係機関の要請に基づき、海上における海難救助活動等に支障をきたさない範囲において、陸上における救急救助活動等について支援する。

第5 部隊間の活動調整

災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手段、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。

また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図り

つつ、連携して活動するものとする。

第6 住民及び自主防災組織、事業者の活動

- 1 被災地の地域住民等災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、自らに危険が及ばない範囲で救助活動に当たるものとする。
- 2 災害の現場で警察、消防等救急救助活動を行う機関から協力を求められた者は、可能な限りこれに応じなければならない。

第7 惨事ストレス対策

- 1 救急救助活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。
- 2 消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

第 10 節 医療救護計画

(総務課、健康福祉課、医師会)

災害により医療機関が混乱し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合、関係機関は連携して必要な医療救護活動を行う。

なお、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。

第 1 現地医療体制

1 医療救護班の派遣要請

- (1) 町は、医療救護が必要と認めたときは、土庄町医療救護計画に基づいて、小豆郡医師会等の協力を得て医療救護班を編成派遣し、医療救護活動を実施する。
- (2) 町は、単独では十分に医療救護活動ができない場合は、県、他の市町などに広域医療救護班の派遣等について応援を要請する。

2 応急救護所の設置

- (1) 町は、医療救護を行うため、土庄町医療救護計画に基づいて応急救護所を設置する。
- (2) 医療救護班は、応急救護所において次の活動を行う。
 - ① トリアージ
 - ② 重症患者及び中等症患者に対する応急措置と軽症者の処置
 - ③ 救護病院等への患者搬送の支援
 - ④ 助産活動
 - ⑤ 死亡の確認及び死体の検案
 - ⑥ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告
 - ⑦ その他必要な事項

第 2 後方医療体制

1 救護病院の医療救護

- (1) 町は、土庄町医療救護計画に定める救護病院に対して、医療救護の実施について要請する。
- (2) 救護病院は、次の活動を行う。
 - ① トリアージ
 - ② 重症患者の応急処置
 - ③ 中等症患者の受入及び処理、軽症者の処置
 - ④ 広域救護病院等への患者搬送
 - ⑤ 助産活動
 - ⑥ 死体の検案
 - ⑦ 医療救護活動の記録及び町災害対策本部への措置状況等の報告

2 広域救護病院の医療救護

- (1) 県は、県立病院において医療救護活動を行うとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、県医療救護計画に定める広域救護病院に対して、医療救護の実施を要請

する。その際、災害医療コーディネーターは、県に対して助言を行うものとする。

(2) 広域救護病院は、次の活動を行う。

- ① トリアージ
- ② 重症患者の受入及び処置
- ③ 救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置
- ④ 広域医療救護班の派遣
- ⑤ 県内広域医療搬送の支援
- ⑥ 死体の検案
- ⑦ 医療救護活動の記録並びに町対策本部及び県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告

第3 傷病者の搬送

重症患者の後方医療機関（必要に応じ、県外の医療機関）への搬送は、原則として消防本部が救急車で行うものとするが、救急車が確保できない場合又は緊急を要する場合等は、次により搬送するものとする。

- 1 町又は医療救護班が確保した車両により搬送する。
- 2 県に対して、ドクターヘリ又は防災ヘリコプターによる搬送を要請する。
- 3 自衛隊に対して、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- 4 小豆島海上保安署に対して、巡視船艇、ヘリコプター等による搬送を要請する。
- 5 船舶等を借り上げ、海上搬送する。

第4 医薬品及び救護資機材の確保

- 1 町は、救護所における救護活動に必要な標準的医薬品及び医療資機材を備蓄する。
- 2 町は、救護所等から医薬品等の供給要請があった場合は、災害時用備蓄医薬品等を活用するとともに、あらかじめ定めている土庄町医薬品等調達計画に基づき調達する。なお、医薬品等の不足が生じた場合は、県に調達又は斡旋を要請する。

第5 輸血用血液の確保

- 1 香川県赤十字血液センターは、災害時の医療救護に必要な血液について、医療機関から供給要請を受けたときは、血液を供給する。
また、災害時に必要な血液が確保できない場合は、中四国ブロック血液センターに応援を要請する。
- 2 医療機関への血液の輸送は、原則として香川県赤十字血液センターにより行うものとする。

第6 医療機関等の非常用通信手段の確保

県、町及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努めるものとする。

第 1 1 節 緊急輸送計画

(総務課、建設課、消防署、警察署、海上保安署、医師会)

災害時において、救助、救急、医療活動を迅速に行うために、また、被害の拡大の防止、さらには避難者に緊急物資を供給するためにも、緊急輸送路を確保し、緊急輸送活動を行う。

なお、国又は県が市町に対して行う飲料水、食料等の生活必需品に係る供給については、市町からの要請に基づく「プル型」を原則とするが、市町の被災状況によっては、被災市町からの要請を待たずに、物資を緊急輸送する「プッシュ型」による供給を行うものとする。

第 1 輸送の対象

輸送活動は、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の円滑な実施等に配慮し、次のものを輸送対象として実施する。

1 第 1 段階

- (1) 救急救助活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- (2) 消防、水防活動等災害防止のための人員、物資
- (3) 後方医療機関等へ搬送する負傷者等
- (4) 地方公共団体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等初動期の応急対策に必要な要員、物資等
- (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資

2 第 2 段階

- (1) 上記 1 の続行
- (2) 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- (3) 被災地外に搬送する傷病者及び被災者

3 第 3 段階

- (1) 上記 2 の続行
- (2) 災害復旧に必要な人員、物資
- (3) 生活必需品

第 2 輸送車両等の確保

- 1 町及び防災関係機関は、自ら保有し、又は直接調達できる車両、船舶、航空機等を利用し、緊急輸送を実施するものとする。
- 2 町は、自ら利用する車両等が不足する場合、香川県に応援を要請する。
- 3 小豆島海上保安署は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する巡視船舶、航空機等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。
- 4 自衛隊は、必要に応じ、又は県等からの要請に基づき、自ら保有する航空機、車両、船舶等を用いて緊急輸送活動を実施するものとする。

第 3 緊急輸送路の確保

- 1 町及び防災関係機関は、県が主要な道路、港湾等の被害状況、復旧見込みなど必要な情報を

把握する際に協力する。

- 2 道路管理者等は、選定された緊急輸送路の交通確保に努めるとともに、輸送確保路線について、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去や交通安全施設の応急復旧を行う。
- 3 町民は、災害時にはできるかぎり車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両等の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。
- 4 緊急輸送路は、道路被害状況等の調査結果に基づいて、あらかじめ指定している輸送確保路線のうちから、道路管理者、県及び警察等との協議により選定される。

第4 緊急輸送拠点等の確保

緊急物資、救援物資等の輸送を円滑に行うため、県は一次（広域）物資拠点等を、町は二次（地域）物資拠点を開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

また、ヘリコプターによる緊急輸送のため、町は臨時ヘリポートの確保を行い、県は場外離着陸場の情報管理を行うものとする。

第 1 2 節 交通確保計画

(総務課、建設課、警察署、海上保安署)

災害時の交通の確保のため、交通規制、緊急通行車両の通行確保等を行うとともに、海上交通、航空交通についても必要な措置を行う。

第 1 陸上交通の確保

1 情報収集

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、警察ヘリコプター等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 道路交通規制等

警察は、災害が発生した場合、危険防止又は災害の拡大防止を図るとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を実施する。(※風水害の発生のおそれの場合も交通規制を行う場合はある。)

また、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者(本節において「道路管理者等」という。)等は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関と連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

(1) 交通規制の基本方針

- ① 被災地域での一般車両の走行は原則として禁止する。
- ② 被災地域への一般車両の流入は原則として禁止する。
- ③ 被災地域外への流出は、交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。
- ④ 避難路及び緊急輸送路については、原則として一般車両の通行を禁止又は制限する。

その他防災上重要な道路についても必要な交通規制を行う。

- ⑤ 高速道路については、被災地域を中心に広域的に通行禁止とし、緊急輸送路としての活用を図るため、一般車両の流入を禁止又は制限する。

(2) 交通規制のための措置

- ① 警察は、効果的な交通規制を行うため、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。
- ② 警察は、緊急輸送を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。
- ③ 警察は、緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者等に対し車両の移動等の措置命令を行う。
- ④ 警察は、交通規制に当たっては、町の総務課、道路管理者等と相互に密接な連携を図る。

(3) 交通規制の周知

交通規制が実施された場合は、危険個所の表示、迂回路の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

(4) 降雪予測等による通行規制予告

道路管理者等は、他の道路管理者をはじめその他関係機関と連携して、降雪予測等から

通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。
その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

3 道路啓開等

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国土交通省又は農林水産省等に報告するほか、道路啓開等（雪害においては除雪を含む。）を行い、道路機能の確保に努める。

- (1) 路上の障害物の除去（火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。）について、道路管理者、警察、消防及び自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。
- (2) 道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 県は、道路管理者等である町に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。
- (4) 道路管理者等は、民間団体等との間の応援協定等に基づき、道路啓開等（雪害における除雪を含む。）に必要な人員、資機材等の確保に努める。

4 車両の運転者のとるべき措置

- (1) 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を当該道路の区間以外の場所に移動し、区域に係る通行禁止等が行われたときは、速やかに車両を道路外の場所に移動する。
- (2) 速やかな移動が困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害にならない方法により駐車する。
- (3) 通行禁止区域等において、警察官等から車両の移動等の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動し、又は駐車する。

5 緊急通行車両の確認

- (1) 災害対策基本法第 76 条の規定に基づき、県公安委員会が一定の区域又は道路区間を緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限した場合、町は、災害応急対策用に使用する車両について、県又は県公安委員会に申し出、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。
- (2) 災害応急対策活動を迅速かつ円滑に行うために、あらかじめ災害応急対策用として申し出があった車両について、災害発生前においても緊急通行車両としての確認を行い、当該車両の使用者に対して、緊急通行車両の標章及び証明書を交付される。町は、町有車両等については、あらかじめ緊急通行車両としての届出を行い、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受けておく。
- (3) 町有車両等では不足するために、町が調達した車両についても、緊急通行車両の標章及び証明書の交付を受ける。

第2 海上交通の安全確保

道路等の被災により陸上輸送が不可能になった場合及び患者等の輸送に際しては、小豆島海上保安署等に所属する船艇の派遣を要請するとともに、なお不足する場合は民間保有船を借り上げ、輸送力を確保するものとする。

1 情報収集

町及び小豆島海上保安署等防災関係機関は、県が港湾等の被害情報、航路等の異常の有無など海上交通の安全確保に必要な情報の収集を行う際に協力する。

2 海上の障害物除去等

港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、県に報告するとともに、その障害物の除去等に努める。

なお、防災機能強化港の耐震岸壁の前面泊地について、沈船、漂流物等により岸壁が使用できない場合には、関係企業・団体等に協力を求め、速やかに障害物の除去等ができるよう努める。

3 海上交通の規制等

町は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への避難等が円滑に実施できるよう措置を講じるものとし、予想される津波の高さ、到達時間を踏まえ、その具体的内容を定めるものとする。

4 港湾利用調整等の管理業務

港湾管理者は、必要に応じて、当該港湾管理者が行う利用調整等の管理業務を、国土交通省に要請するものとする。

第3 航空輸送の確保

町は、緊急物資等のヘリコプターによる輸送を円滑に行うため、必要に応じて臨時ヘリポートを確保する。

第4 障害物除去

1 除去した障害物の集積場所

山くずれ等の災害により、土砂、立木類の障害物が道路等の交通路を遮断するおそれがある箇所は、付近の適当な場所に障害物の除去集積所を選定し、必要な措置を講じておくものとする。

2 機械器具及び人員不足の補充

障害物の種類及び規模により、町本部の人員で不足する場合は、自衛隊の派遣及び地元自治会等の協力を得るとともに、建設業者又は機械保有者による応急復旧工事をするものとする。

第5 交通規制

1 被災地内の交通規制

道路管理者は、小豆警察署と連絡協調して、災害時における道路の損壊等に伴う通行の禁止、制限及び迂回路線の設定、又は制限の緩和等に関する交通規制を行い、被災地内の交通を

確保するように努めるものとする。

2 緊急輸送確保のための交通規制

警察は、被災者の避難、被災地への緊急物資の輸送等の通行を確保するために、次のとおり、交通規制等を実施する。

- (1) 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるよう、通行を優先すべき「緊急通行車両」以外の車両の通行を禁止又は制限する。
- (2) 前項の措置により、通行を禁止又は制限された車両に対する迂回路線の設定を講ずる。

3 交通規制の周知

警察及び道路管理者は、交通規制を行った場合には、危険個所の表示、迂回路線の指示、交通情報の提供、車両の使用自粛の広報等により、危険防止及び混雑緩和のための措置を講ずる。

第 1 3 節 避難計画

(総務課、健康福祉課、住民環境課、教育総務課、生涯学習課)

災害時において、住民等を速やかに避難させるため、適切に避難情報を発令するとともに、指定避難所を開設し運営管理を行う。

災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。

第 1 避難指示

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、人命の保護、災害の拡大防止等のため、特に必要があると認めるときは、次により避難指示を発令する。

また、県は、町から求めがあった場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について、時機を失することなく避難指示が発令されるよう、市町に積極的に助言するものとする。さらに、町は、避難指示の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

なお、避難指示の解除に当たっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

区分	実施責任者	根拠法令	災害の種類	実施の基準	内容等
避難指示	町長	災害対策基本法 第 60 条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町は県に報告)
	知事			町長が上記の事務を行うことができないとき。	
	警察官 海上保安官	災害対策基本法 第 61 条	災害全般について	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の保護等のため特に必要があると認めるときで、町長が指示できないと認めるとき又は町長から要求があったとき。	避難のための立退きの指示、必要があると認めるときは立退き先を指示 (町に通知)
	知事、その命を受けた職員又は水防管理者	水防法 第 29 条	洪水、雨水出水、津波、高潮について	洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(水防管理者のときは、当該区域を管轄する警察署に報告)
	知事又はその命を受けた職員	地すべり等防止法 第 25 条	地すべりについて	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	避難のための立退きの指示(当該区域を管轄する警察署に報告)
	警察官	警察官職務執行法 第 4 条	災害全般について	人の生命、身体に危険を及ぼすおそれがある災害時において、特に急を要するとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (公安委員会に報告)
	災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	自衛隊法 第 94 条	災害全般について	上記の場合において、警察官がその場にいないとき。	危害を受けるおそれのある者を避難させる。 (防衛大臣の指定する者に報告)

第2 高齢者等避難

- 1 町は、災害が発生するおそれがある状況において、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等のうち特に避難行動に時間を要する者に対しては、避難を開始しなければならない段階として、その避難行動支援対策と対応しつつ、高齢者等避難を発令するものとする。
- 2 町民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、町が高齢者等避難を発したときには、必要に応じて速やかにこれに応じて行動するものとする。

第3 緊急安全確保

- 1 町は、災害が発生・切迫している状況を把握した場合、立退き避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要するときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、緊急安全確保を発令する。
- 2 住民は、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動するなど、命を守るための行動を速やかにとる。

第4 避難情報の具体的な発令基準

- 1 避難情報の種類と住民がとるべき行動
避難情報は、以下の3類型に分けて発令する。

	避難情報の類型	住民がとるべき行動
警戒レベル3	高齢者等避難	避難に時間のかかる高齢者等の要配慮者は危険な場所から避難する。
警戒レベル4	避難指示	危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
警戒レベル5	緊急安全確保	命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等する。

2 避難情報の発令基準

(1) 河川の氾濫等

具体的な基準を作成する対象を伝法川、桂川とし、次の基準を参考に、気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

① 避難すべき区域

対象河川周辺区域

② 発令基準

避難情報は以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令する。

区分	判断基準
高齢者等避難	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 ●大雨・洪水警報が発表されたときで、必要と判断した場合 ●各水位観測所の水位が水防団待機水位を超え、今後相当量の時間雨量が予想される場合 ・伝法川 西條橋 0.9m 蓬萊橋 1.0m ・桂川 田中橋 0.7m
避難指示	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●相当な豪雨で、短時間後に危険が予想される場合 ●大雨・洪水警報が発表されたときで、必要と判断した場合 ●各水位観測所の水位が氾濫注意（警戒）水位を超え、今後相当量の時間雨量が予想される場合 ・伝法川 西條橋 1.5m 蓬萊橋 1.7m ・桂川 田中橋 1.7m ●各水位観測所の水位が、計画高水位に達するおそれがある場合 ●河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認した場合
緊急安全確保	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●大雨特別警報（浸水害）が発表された場合 ●決壊や越水・溢水が発生した場合
観測所等	雨量観測所 土庄、四方指、殿川、豊島 雨量観測局 大部、銚子、長浜、畝木、豊島 水位観測所 西條橋、蓬萊橋、田中橋
避難情報の解除	●解除については、大雨・洪水警報等の解除、河川水位の低下、今後の気象状況、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。

(2) 土砂災害

① 避難すべき区域

土庄町は、土砂災害警戒区域が全町に広範囲に点在していることから、避難すべき区域の選定に当たっては、土砂災害警戒区域を原則としつつ、土砂災害警戒区域の巡視情報や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換を行い避難情報の対象となる「避難すべき区域」を判断するものとする。

香川県と高松気象台が共同して、区域内の1kmメッシュごとに危険度を判定して発表する「土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域」のうち、香川県が公表した土砂災害警戒区域で「避難すべき区域」と判断された範囲内とする。

② 発令基準

避難情報は以下の基準を参考に、今後の気象予測や巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令する。

区分	判断基準
高齢者等避難	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●当町に大雨警報（土砂災害）が発表された場合 ●大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報または香川県砂防情報システムの土砂災害警戒状況図（1 kmメッシュ）で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ●大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜中～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ●強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合
避難指示	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●土砂災害警戒情報が発表された場合 ●大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒メッシュ情報または香川県砂防情報システムの土砂災害警戒状況図（1 kmメッシュ）の予測値で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ●国土交通省より、土砂災害防止法による「土砂災害緊急情報」（H23 年 5 月施行）が発表された場合 ●大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ●前兆現象の発見があった場合（斜面の亀裂・はらみ、擁壁・道路等にクラック発生等） ●土砂災害警戒区域付近にて前兆現象の発見があった場合（湧水・地下水が濁り始めた、水量が変化、小石が斜面からぱらぱら落ち出す、斜面の湧水・表面流の発生、腐った土の臭い等） ●山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合
緊急安全確保	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●土砂災害が発生した場合 ●大雨特別警報が発表された場合
観測所等	雨量観測所 土庄、四方指、殿川、豊島 雨量観測局 大部、銚子、長浜、畝木、豊島
注意事項	●避難情報の発令にあたっては、町周辺の雨量観測局の各種気象情報を含め総合的に判断する。 ●上記の情報のほか、気象予警報、近隣の雨量などを関連づける方向で検討する必要がある。
避難情報の解除	●解除については、土砂災害警戒情報等の解除、今後の気象状況、土砂災害の発生状況等を総合的に判断して行う。

(3) 高潮災害

① 避難すべき区域

土庄町津波・高潮浸水予測図（平成17年2月香川県公表）及び香川県高潮浸水想定区域図〔想定最大規模〕（令和3年3月香川県公表）を参照とする。

② 発令基準

避難情報は以下の基準を参考に、今後の気象予測、海岸巡視の報告等を含めて総合的に判断して発令する。

区分	判断基準
高齢者等避難	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●土庄東港の潮位が、2時間後に東京湾平均海面（T P）上 2.0mを超えると予想される場合 ●風向・風速などから、越波・越流の危険が高いと判断される場合
避難指示	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ●土庄東港の潮位が、1時間後に東京湾平均海面（T P）上 2.0mを超えると予想される場合 ●高潮注意報が発表され、当該注意報に夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が言及される場合 ●風向・風速などから、越波・越流の危険が高いと判断される場合 ●潮位が危険潮位を超えた場合 ●水門、陸閘等の異常が発生した場合
緊急安全確保	■以下の状況時において、地区の個別情報等より判断して実施する。 ●海岸堤防等が倒壊した場合 ●異常な越波・越流が発生した場合
観測所等	潮位観測所 土庄東港
避難情報の解除	●解除については、高潮警報等の解除、被害の発生状況等を総合的に判断して行う。

第5 避難情報の内容及び周知

- 町は、次の事項を明らかにして、住民等に避難情報の周知を行う。
 - 警戒レベル
 - 避難を必要とする理由
 - 避難の対象となる地域
 - 避難先（指定緊急避難場所、指定避難所）
 - 避難経路
 - その他必要な事項（避難に際しての注意事項、携行品など）
- 町は、避難情報が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努めるものとする。また、危険の切迫性に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。
- 町が避難情報を発令する際には、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、自治会放送、広報車、防災情報システムを利用した防災情報メール、一斉同報機能を活用した緊急速報メール

配信（エリアメール等）、Ｌアラート（災害情報共有システム）への配信、避難情報に関する申し合わせ（放送事業者等）等、あらゆる伝達手段を複合的に活用するものとする。

また、放送局、警察官、海上保安官、消防団、自主防災組織などの協力を得て、住民等に確実に伝わるよう周知徹底を図るものとする。

なお、情報の伝わりにくい高齢者、障害者等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うものとする。

- 4 町は、必要に応じ避難に関する放送を、県に対し要請する。県は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、次の事項を明らかにして報道機関にラジオ、テレビによる放送を要請する。

なお、事態が急迫している場合又は県への連絡が困難な場合においては、町は直接報道機関に放送要請を行うものとする。

- (1) 放送要請の理由
- (2) 放送事項
- (3) 希望する放送日時及び送信系統
- (4) その他必要な事項

- 5 災害発生により、町が事務を行うことができなくなった場合は、町に代わって県が、一斉同報機能を活用した緊急速報メール配信（エリアメール等）等を活用し、避難情報を配信するものとする。

- 6 町は、避難情報の発令中は、継続的な周知を図るものとする。

- 7 町民は、町が避難情報を発したときは速やかにこれに応じて行動するとともに、継続的に避難情報や気象情報などの情報収集に努めるものとする。

第6 避難誘導

- 1 町は、警察、消防機関等防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、避難対象地区の住民等に逃げ遅れがないよう、自主防災組織等の単位ごとに避難誘導を実施するものとする。特に、高齢者、幼児、病人、障害者、外国人等の要配慮者に対する支援や外国人、出張者、旅行者に対する誘導などについて、支援を行う者の避難に要する時間を配慮しつつ適切な対応を実施するものとする。

また、避難経路は、周囲の状況等を的確に判断して、できるだけ安全な経路を選定する。

- 2 町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。
- 3 町職員、消防職団員、水防団員、警察官など防災対応や避難誘導にあたる者は、現場の状況について迅速かつ的確に判断し、自らの安全確保を図るとともに、防災関係機関は、危険が切迫している場合、必要な情報提供や措置を行うなど防災対応や避難誘導にあたる者の安全確保に努める。

第7 避難方法

住民は、次の事項に留意して避難を行うものとする。

- 1 高齢者、障害者など避難行動要支援者の安否確認、移動補助等を行いながら、できるだけ自治会、町内会単位の集団避難を行うものとする。

- 2 避難は、原則として徒歩で行うものとする。自動車は、火災時に燃料が危険であることや、道路が混雑し、かえって避難に時間を要することなどから、避難には利用しない。

自転車は、倒壊家屋、垂れ下がった電線及び道路の損壊等により危険なので、できるだけ避難には使用しない。

第8 指定避難所の開設

- 1 町は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれがある者で、避難しなければならない者を一時的に収容するため、安全かつ適切な指定避難所を選定し、指定避難所を開設するものとする。また、要配慮者のため福祉避難所を開設するものとする。

町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。

なお、被災者が被災動物を伴い避難してくることに備え、衛生面に留意しつつ、被災動物を収容するスペースを確保するよう努める。

- 2 指定避難所は、学校、公民館その他公共施設等の既存の建物を応急的に整備して使用する。ただし、これら適当な施設が確保できない場合には、仮設物等を設置する。

なお、学校を指定避難所として使用する場合には、避難所としての機能は応急的なものであることを認識し、代替施設の確保に努めるなどにより、できる限り早期に閉鎖するなどして、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化を図る。

- 3 町は、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、福祉避難所を開設する。また、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

- 4 町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

- 5 町は、指定避難所を開設したときは、速やかに被災者等にその場所等を周知するとともに、指定避難所に収容すべき者を誘導し、保護するものとする。

町は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページや防災アプリ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

また、直ちに開設の日時、場所及び期間、収容人員等を県に報告するものとする。

第9 指定避難所の運営管理等

- 1 町は、関係機関、自主防災組織、防災ボランティア、住民及び避難所運営について知識を有した外部支援者等の協力を得て、指定避難所を運営するものとする。その際には、あらかじめ、指定避難所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して作成した、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した避難所運営の行動基準に基づいて行う。また、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、マニュアルの作成、訓練などを通じ、住民等が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立上げを支援する。この際、避難生活支援に関与する知見やノウハウを有

する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

- 2 町は、避難者の協力を得て、負傷者、災害による遺児、衰弱した高齢者、障害者等に留意しながら、避難者名簿を作成し、避難者情報の早期把握及び指定避難所で生活せず水や食料を受取りに來ている被災者等に係る情報の把握に努める。また、民生委員・児童委員、福祉事業者等は、避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

- 3 指定避難所においては、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品やテレビ、ラジオ、仮設トイレ等必要な設備・備品を確保するものとする。

- 4 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。

なお、指定避難所では情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に提供するよう努める。

- 5 指定避難所の運営に当たっては、良好な生活環境を確保するため、照明、換気、食事供与の状況、トイレの設置状況等の整備に努め、また、各種情報の伝達に留意するものとする。

また、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。

特に、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の生活環境の確保、健康状態の把握、情報提供等には十分配慮し、必要に応じて、社会福祉施設、病院等と連携を図るものとする。

- 6 町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 7 町は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。

特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。

また、指定避難所における性的少数者への配慮を講じるよう努めるものとする。

- 8 町は、必要に応じて、その運営を行うために町職員を配置するものとする。

- 9 町は、保健師等を派遣し、巡回健康相談等を実施するとともに、指定避難所での生活が長期にわたる場合は、感染症予防対策に努める。また、指定避難所の安全の確保と秩序の維持のため必要な場合には、警察官を配置するものとする。

- 10 町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

第 10 指定避難所外避難者等への配慮

町は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない在宅避難者や車中避難者を含む指定避難所外避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

第 11 広域避難

- 1 町は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、当該町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の県内の市町に協議することができる。
- 2 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第 12 広域一時滞在

町は、災害の規模、被災住民の避難・収容状況、避難の長期化等にかんがみ、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。

第 1 4 節 食料供給計画

(総務課、健康福祉課、住民環境課)

災害時において、被災者等の食生活を確保するため、被災地のニーズに応じて、応急的に炊き出し等による食料の供給を行う。

第 1 食料の調達

1 平常時における緊急食料の調達

(1) 町

- ・食料等の確保目標の設定
- ・食物アレルギーに配慮した食料の確保等
- ・緊急食料の集積場所の選定及び、物資の集積
- ・備蓄物資の輸送体制等の整備
- ・緊急食料の備蓄量の定期的な調査の実施
- ・緊急食料の保有者との供給協定の締結
- ・住民が実施する緊急食料の確保対策の指導

(2) 町民

- ・最低 3 日分の食料、飲料水や医薬品等の生活物資の備蓄

2 地震発生後における緊急食料の調達

町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した食料保有者から緊急食料を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県に対して調達又は斡旋を要請する。

3 物資輸送体制の整備

県は一次（広域）物資拠点、町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。

第 2 炊き出しその他による食料の供給

1 実施者

給食は、町が実施するものとする。

なお、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。

2 対象者

(1) 災害救助法が適用された場合に、炊き出しその他による食品の給与を受ける者

- ① 指定避難所に避難している者
- ② 住宅の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者
- ③ 旅館等の宿泊者、一般家庭の来訪客等

(2) 災害救助法が適用されない場合の被災者

(3) 災害応急対策に従事する者

3 供給する食品等

- (1) 精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン等の主食のほか、必要に応じて、缶詰、漬物等の副食も供給する。
- (2) 食品は、被災者等が直ちに食することができる状態にあるものを供給する。
- (3) 乳児に対しては、原則として粉ミルクを供給する。
- (4) 飲料水（ペットボトル等）

4 災害救助法適用時の給食実施期間

- (1) 炊き出しその他による食品の供給を実施する期間は、災害救助法施行細則（昭和39年香川県規則第9号）に定める基準により、災害発生の日から7日以内とする。
ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができる。
- (2) 災害が大規模で基準内の期間で炊き出しその他による食品の供給を打ち切ることが困難な場合には、町は、県に期間延長について内閣総理大臣あて特別基準の適用申請を行うよう要請することができる。

5 給食基準

- (1) 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う場合
1人1食当たり精米換算200グラム以内
- (2) 災害応急対策に従事する者に対し、炊き出しによる給食を行う場合
1人1食当たり精米換算300グラム以内

6 炊き出しの実施

- (1) 町は、指定避難所又はその付近の適当な場所において、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の協力を得て、迅速、公平に炊き出し及び食料の配分を行う。
- (2) 町は、炊き出しの実施が困難な場合は、県に対して応援を要請するものとする。
県は、町から要請があれば、次の措置を行うものとする。
 - ・日本赤十字社香川県支部に応援を要請する。
 - ・調理不要な乾パン、食パン等を供給する。
 - ・指定避難所等における炊き出しボランティアの派遣について、関係団体に対し協力を要請する。
 - ・プロパンガス等燃料の調達については、関係業界に対して協力を要請する。
 - ・自衛隊に対して派遣要請を行う。

7 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

8 燃料の確保

- (1) 町は、炊き出しに必要なプロパンガス及びガス器具等の支給又は斡旋を行う。
- (2) 町は、炊き出しに必要なプロパンガス及びガス器具等の調達の調整ができないときは、次の事項を示して、県に調達の斡旋を要請する。
 - ・必要なプロパンガスの量
 - ・必要なガス器具の種類及び個数

第 1 5 節 給水計画

(総務課、健康福祉課、住民環境課、香川県広域水道企業団)

災害時において、被災者等の生命の維持、人心の安定等を図るため、被災地のニーズに応じて、飲料水及び生活用水の供給を行う。

なお、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町、水道事業者が行う。

第 1 給水の確保

1 平常時における給水の確保

(1) 水道事業者

- ・給水資機材等の備蓄を推進する。
- ・(公社) 日本水道協会への支援要請を含めた応急給水計画を定める。
- ・関係業界等との協力体制を確立する。

(2) 町

- ・飲料水の確保に係る計画を定め、必要数量について備蓄を推進する。
- ・住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について指導する。

(3) 町民（家庭における飲料水の確保）

- ・貯水すべき水量は1人1日3リットルを基準とし、所帯人数の3日分を目標とする。
- ・貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- ・貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高く、地震により水漏れ、破損しないものとする。

(4) 自主防災組織等による飲料水の確保

- ・応急給水を円滑に実施するために、給水班の編成を準備しておくものとする。
- ・給水タンク、ポリタンク等給水資機材を備蓄する。

2 災害発生後における給水の確保

(1) 被災地等において飲料水等が確保できないときは、被災地に近い配水池等から給水車又は容器により運搬して確保する。

(2) 飲料水等が汚染されているおそれがあるときは、水質検査を実施し、衛生の確保に努める。

第 2 給水量の基準

1 飲料水については、生命維持に必要な最低必要量として1人1日3リットルの給水を基準とする。

2 生活用水については、給水体制及び復旧状況等を勘案して給水量を定める。

第 3 給水の実施

1 水道事業者は、次の給水活動を行う。

(1) 水道施設に被害がない場合は、給水先の町の被害状況を調査して、水道水の供給を継続する。

(2) 浄水施設や送水施設が被災した場合は、関係機関と情報を共有するとともに、浄水場内

の浄水池や配水池等において、給水車等へ飲料水等を補給する。

- (3) 飲料水の確保が困難な地域に対して、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。
- (4) 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
- (5) 給水用資機材が不足するときや給水の実施が困難なときは、県又は(公社)日本水道協会香川県支部に対して、応援等を要請する。

2 県は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。

- (1) 住民に対して、給水活動に関する除法の提供を行う。
- (2) 自ら飲料水を確保する町民に対して、町と連携して衛生上の注意を広報する。
- (3) 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
- (4) 自ら飲料水を確保する町民に対して、町と連携して衛生上の注意を広報する。

3 町は、水道事業者の給水活動が円滑に実施されるよう次の措置を行う。

- (1) 応急給水を実施する場所を決定し、水道事業者に飲料水等の輸送を依頼する。
- (2) 水道事業者の給水活動に協力するとともに、給水車等による応急給水においては、自主防災組織、自治会、赤十字奉仕団等の各種団体等の協力を得るよう努める。
- (3) 住民に対して、給水活動に関する情報の提供を行う。
- (4) 自ら飲料水を確保する町民に対して、県と連携して衛生上の注意を広報する。

第 16 節 生活必需品等供給計画

(総務課、健康福祉課、住民環境課)

災害時において、被災者等の日常生活を維持するため、被災地のニーズに応じて、被服、寝具、日用品等生活必需品の供給を行う。

なお、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。

第 1 実施体制

町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し生活必需品等の供給を行う。

第 2 生活必需品等の調達

1 町は、原則として、自らの備蓄物資を利用し、又はあらかじめ供給協定を締結した民間業者等から生活必需品等を調達するとともに、必要に応じて、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、県等に対して調達又は斡旋を要請する。

2 町は、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

3 物資輸送体制の整備

県は一次（広域）物資拠点、町は二次（地域）物資拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するものとする。

第 3 生活必需品の配分

1 対象者

- (1) 災害によって住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
- (2) 災害時の社会混乱等により、資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない者

2 供給する品目は、原則として、次の 8 種類とする。

- | | |
|-----------|------------------------------|
| (1) 寝具 | 就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等 |
| (2) 外衣 | 洋服、作業着、子供服等 |
| (3) 肌着 | シャツ、パンツ等の下着 |
| (4) 身の回り品 | タオル、靴下、サンダル、傘等 |
| (5) 炊事道具 | 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等 |
| (6) 食器 | 茶碗、皿、はし等 |
| (7) 日用品 | 石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー、生理用品等 |
| (8) 光熱材料 | マッチ、プロパンガス等 |

3 災害救助法適用時の生活必需品供給期間

- (1) 生活必需品供給を実施する期間は、災害救助法施行細則（昭和 39 年香川県規則第 9 号）に定める基準により、災害発生の日から 10 日以内とする。
- (2) 災害が大規模で交通通信が途絶え、物資の買付けが困難であるような場合には、知事は、事前に内閣総理大臣あて期間延長についての特別基準の申請を行う。

4 配分方法

- (1) 町は、配分計画を作成し、それに基づき、自主防災組織や防災ボランティア等の協力を得て、被災者等に対し生活必需品等の配分を行う。
- (2) 町は、物資の配分に当たっては、事前に地域住民に広報を行うとともに、自治会、防災ボランティア等の協力を得て公平に実施する。
- (3) 町は、生活必需品の供給の実施が困難な場合は、他の市町又は県に対して応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町に応援の指示をするなど必要な措置を行う。
- (4) 被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、指定避難所外避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても供給されるよう努めるものとする。

第 17 節 防疫及び保健衛生計画

(住民環境課、健康福祉課、医師会)

被災地における感染症の流行を未然に防止するとともに、被災者の健康状態を良好に維持するために、健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動を行う。

第 1 防疫対策

- 1 町は、感染症の発生リスクを考慮しながら感染症発生の予防のための啓発を行うとともに、感染症の発生状況の把握を行う。
- 2 町は、感染症の発生を予防又はその蔓延を防止するため必要があると認めたときは、県の指示のもと、感染症法に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、物件に係る措置等を実施する。
- 3 町は、県が感染症予防上必要と認めたときには、県の指示に基づき、臨時の予防接種を実施する。
- 4 町は、災害時においても、定期予防接種の実施継続や臨時的な予防接種が的確に実施できるよう、対象者の把握、接種体制の確保、薬品・材料等の調達、実施方法の周知などに努める。
- 5 町は、感染症予防のため、防疫活動を実施するものとする。特に、指定避難所は感染症発生のリスクが高いことから、周辺の清掃や飲料水の消毒等衛生の確保について住民に協力を求めるとともに、的確な衛生指導に努める。また、収集したごみ、汚物、し尿等は衛生的に処分する。
- 6 町は、防疫用医薬品及び資機材が不足したとき又は防疫業務が実施できないときは、他の市町又は県に応援を要請する。県は、要請があったときは、他の市町等と連携して、迅速に必要な措置を行う。また、防疫対策を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。
- 7 町は、災害時に感染症の発生、拡大が見られる場合は、総務課と健康福祉課が連携して、発熱等症状が出た場合の対応を含め、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。さらに、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、健康福祉課は、総務課に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとし、県はこれを支援する。
- 8 住民等は、飲食物の衛生的取扱い、トイレでの手洗いと消毒の徹底、地域周辺の清潔保持等衛生の確保に努め、感染症の発生を防止する。

第 2 保健衛生対策

1 健康相談等

- (1) 町は、県、医療機関や関係団体等と密接な連携を図りながら、定期的に指定避難所等を巡回して、被災者の健康状態を調査するとともに、医師、看護師、保健師、助産師等により、特に高齢者など要配慮者に配慮しながら必要に応じて保健指導及び健康相談を行う。
 - ・ 在宅医療を受けている患者等への生活指導
 - ・ 助産師等による妊産婦への保健指導

- ・ 乳幼児、高齢者、障害者、慢性疾患患者等への健康相談
 - ・ 被災生活の長期化に伴い生じる健康、保健衛生面の問題に対するケア
- また、健康相談等を実施する要員が不足するときは、他の都道府県に対して応援要請を行う。

(2) 町は、県と連携し、指定避難所等の衛生状態を良好に保つため、生活環境の整備に努める。

2 精神保健相談

町は、県、医療機関等と密接な連携を図りながら、精神科医、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士、保健師等により、被災者等の精神的ダメージに対する心理的ケアのため、次の者に対して、精神保健に関する相談、カウンセリング、診察・治療（精神療法、各種表現療法、薬物療法等）等を行う。

- (1) 精神障害あるいは精神疾患で治療を受けている者
- (2) 子ども、妊産婦、障害者、難病患者、外国人等の要配慮者でストレスにさらされやすい者
- (3) 被災又は被災後の生活により精神症状を呈する者
- (4) ボランティアなど救護活動に従事している者
- (5) その他精神保健に関する相談等が必要とされる者

3 栄養相談等

町は、県や栄養士会等の関係団体と密接な連携を図りながら、栄養相談等に応じるとともに、巡回相談・指導の実施及び栄養相談に関する広報活動を行う。また、栄養相談・指導の内容は、次のとおりである。

- (1) 乳幼児、妊産婦、障害者、難病患者、高齢者などの要配慮者に対する栄養指導
- (2) 在宅治療を受けている糖尿病等の慢性疾患患者に対する栄養指導
- (3) 感染症や便秘などを予防するための栄養指導
- (4) 被災生活の長期化に伴い生じる食生活上の問題に対するケア
- (5) その他必要な栄養相談・指導

第3 食品衛生対策

1 指定避難所等において、食中毒防止に関するリーフレット等を活用し、次の事項について広報を行う。

- (1) 救援食品の衛生的取扱い
- (2) 食品の保存方法、消費期限等の遵守
- (3) 配布された弁当等の適切な保管（通風のよい冷暗所等）と早期喫食（期限を過ぎた弁当等は速やかに廃棄）
- (4) 手洗い、器具・容器等の消毒の励行

2 町は、食中毒が発生したときには、県が編成する食品衛生監視員を中心とする調査班に協力し、原因を究明する。

3 住民等は、飲食物の衛生に注意して、食中毒の発生を防止する。

第4 薬剤及び資機材の備蓄、調達

- 1 救護所等で使用する防疫用薬剤及び資機材については、町が調達確保する。
- 2 防疫用医薬品、資材等が不足したときは、卸売業者から調達するほか、県に調達を要請する。

第18節 廃棄物処理計画

(住民環境課、総務課)

災害時において、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図る。

第1 処理体制

- 1 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況、処理対象となる廃棄物の発生量等について把握し、廃棄物の処理を適正に行う。また、ボランティア、NPO等の支援を得て災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物の搬出を行うものとする。
- 2 県は、町が行う廃棄物処理について必要な助言を行うとともに、町から要請があったとき又は被災状況から判断して必要と認めるときは、他の市町、他の都道府県、関係団体等に対して、応援を要請するとともに、その活動調整を行う。また、災害廃棄物の一時的な置き場として、必要に応じて県有未利用地等を提供する。
- 3 住民、自主防災組織等は、廃棄物を決められた場所に分別して搬出するなど、市町の廃棄物処理活動に協力するものとする。

第2 処理方法

1 ごみ処理

(1) 町

- ① 町は、ごみ処理の連絡体制、実施体制、収集処理方法、臨時集積場（仮置場、一時保管場所）等を定めた応急処理計画に基づき、住民及び自主防災組織・自治会等の協力を得て、応急処理に努める。
- ② 町は、速やかに一時保管場所及び収集日時を定めて、自主防災組織、自治会及び住民に周知する。
- ③ 町は、自主防災組織・自治会に対し、仮置場の設置、ごみの分別整理及び仮置場から一時保管場所への運搬方法について指導する。
- ④ 町は、自主防災組織・自治会等によって集められた仮集積場のごみを管理し、できるだけ速やかに、あらかじめ選定した処理場に運び処理する。
- ⑤ ごみの収集は、被災状況を考慮して、住民生活に支障がないよう適切に行う。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、ごみ保管場所等の衛生状態を確保する。
- ⑥ 町は、消毒用又は防臭用の薬剤、ごみ袋等を住民に配布するとともに、防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理するものとする。また、住民に対し、優先的に処理するよう指導、周知する。
- ⑦ 収集したごみは、適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限りリサイクルに努める。
- ⑧ フロン類回収の観点から、エアコン、冷蔵庫の回収、保管、処理に際しては、冷媒の

漏洩に留意する。

(2) 自主防災組織・自治会

- ① 地域ごとに、住民が搬出するごみの仮置場を選定し、住民に周知する。
- ② 仮置場のごみの分別整理、流出の防止等の管理を行う。
- ③ ごみは、定められた日時に、町の協力を得て、仮置場より仮集積場へ運搬する。

(3) 町民

- ① 自分で処理できるごみは、努めて処理し、自分で処理できないごみは、指定された仮置場へ搬出する。
- ② ごみは、指定された仮置場以外へは搬出しない。

2 し尿処理

(1) 町

- ① し尿処理施設の被害状況を把握し、住民生活に支障がないよう速やかに仮設トイレを設置する。併せて、消毒剤、散布機器等を確保し、仮設トイレの衛生状態を確保する。
- ② 町は、あらかじめ、仮設トイレや消毒剤などの備蓄に努めるとともに、その調達ルートを確認しておくものとする。
- ③ 町は、必要に応じて、水洗トイレの使用中止や仮設トイレの使用等について、住民に周知を行う。また、し尿の収集は、仮設トイレ、指定避難所等緊急を要する地域から、速やかに行う。
- ④ 収集したし尿は、し尿処理施設に搬入し処理する。

なお、計画収集が可能になるまでの期間は、仮設トイレの使用、必要に応じて素掘りでの処理を行うよう指導し、計画的な仮設トイレの設置及びし尿凝固剤の配布を行う。

(2) 自主防災組織・自治会

自主防災組織・自治会を中心に仮設トイレ、素掘りの維持管理、消毒を行う。

(3) 町民

町からの指示に従って、水洗トイレの使用を中止し、仮設トイレの使用、必要に応じて素掘りでの処理を行う。

3 産業廃棄物処理

- (1) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む）は、事業者の責任において自己処理し、又は他の産業廃棄物処理業者に委託することにより適正に処理するものとする。
- (2) 県は、産業廃棄物の処理について、県内外の自治体及び事業者から要請があった場合、必要に応じて、広域的処理を含め、その活動の調整を行う。

4 災害廃棄物処理

- (1) 災害廃棄物の発生量を把握し、選別、保管、焼却等のため長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物の最終処分まで処理ルートの確保を図る。
- (2) 災害廃棄物処理は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬及び処理する。
- (3) 災害廃棄物の適切な分別、処理、処分を行うとともに、可能な限り木材、コンクリート等のリサイクルに努める。
- (4) 災害廃棄物は、町が直接一時保管場所及び処分場に運搬する。
- (5) 石綿等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定に基づき、適正

な処理を行う。

第3 廃棄物処理施設の復旧

1 町

- (1) 一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、速やかに復旧計画を定め、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行う。
- (2) 応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、工事業者に協力を要請する。
- (3) 一般廃棄物処理施設の損壊等により、処理を中止する場合、又は処理の中止の必要が生じたときは、他の処理施設への処理依頼など応急的な処理に努めるとともに、住民、県及び関係団体に、速やかに通知する。また、復旧の時期についても随時、住民、県及び関係団体に情報の提供を行う。

2 産業廃棄物処理業者

産業廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を実施し、処理機能の支障及び二次災害のおそれがあるものについては、応急復旧を行うとともに、県に速やかに通知する。

第4 災害廃棄物処理計画の策定

- 1 町は、災害廃棄物の処理主体であることから、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力のあり方等について、具体的に示した町災害廃棄物処理計画を策定し、災害発生時には、本計画を踏まえ、廃棄物の処理を行う。
- 2 町及び県は、災害廃棄物処理計画を補完し、発災後の緊迫した状況においても担当職員が円滑に業務を遂行するため作成した行動マニュアルについて、訓練等を通じてより実効性の高いものとなるよう見直しを図る。

第5 町民への周知

県及び町は、災害廃棄物に関する情報、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.WasteNet）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地方公共団体等の関係者によって組織する地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努めるものとする。

第6 損壊家屋の解体

- 1 県及び町は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力を要請を行うものとする。
- 2 県及び町は、石綿の飛散防止及びフロン類の適正処理のため、解体前に石綿及びフロン類の残量について確認を行うよう解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等に対して周知を図る。

第 19 節 遺体の搜索、処理及び埋葬計画

(住民環境課、総務課、消防署、警察署、海上保安署)

災害時において、死者（行方不明者で、周囲の状況から既に死亡していると推測される者を含む。）が発生した場合は、搜索、処置及び埋葬を速やかに行う。

なお、災害救助法が適用された場合も、知事の通知を受けて町が行う。

第 1 遺体の搜索

- 1 町は、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状況から既に死亡していると推測される者の搜索を行う。
- 2 遺体の搜索は、防災対策部が行うものとする。なお、防災対策部のみでは困難な場合には、町職員、県又は他市町その他関係機関に応援を要請するものとする。
- 3 遺体の搜索に当たっては、小豆警察署、小豆島海上保安署等の協力を得て、搜索に必要な資機材等を借上げ、速やかに行う。

第 2 遺体の処置等

- 1 町は、遺体について、救護班又は医師により死因その他の医学的検査を行う。
- 2 小豆警察署及び小豆島海上保安署は、収容した遺体について医師等の協力を得て、遺体の検視、身元確認を行う。また、身元確認に必要な資料の重要性を踏まえ、効果的な身元確認が行えるよう、町、県及び指定公共機関等と密接に連携するものとする。
- 3 町は、検視又は医学的検査を終了した遺体について、遺体の識別のため、洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。
- 4 町は、遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死者が多数のため短期間に埋葬又は火葬ができない場合等においては、適当な場所（寺院、公共施設等）に遺体の収容所を開設し、遺体を一時保存する。
- 5 町は、遺体の身元識別を行った後、遺族に引き渡すものとする。

第 3 遺体の埋葬又は火葬

- 1 町は、災害による社会混乱等のため遺族が埋葬又は火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者に遺族がない場合に、遺体の埋葬又は火葬を行う。
- 2 町は、棺、骨つぼ等埋葬又は火葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供を行う。原則として、遺体は火葬に付し、遺骨を遺族に引渡す。
- 3 町は、火葬場の被災や火葬する遺体が多数にのぼるなど実施が困難な場合には、火葬場の斡旋等について県に要請する。また、町から棺及び葬祭用品の調達や遺体の搬送等について協力要請があった場合は、県は香川県葬祭業協同組合等に協力を要請する。

第 2 0 節 住宅応急確保計画

(建設課、総務課)

災害により住宅を失った被災者に対して、一時的な居住の安定を図るため応急仮設住宅を建設するとともに、公営住宅の空室や借上げた民間賃貸住宅を提供するほか、宅地建物取引業者の媒介により、民間賃貸住宅の情報を提供し、入居に際しての利便を図る。

また、住宅に被害を受けた被災者に対して、日常生活が可能な程度の応急修理等を行う。

第 1 実施体制

1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理

町は、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理を知事から委任された場合は、これらを実施する。

2 被災住宅の調査

(1) 町は、災害により家屋に被害が生じた場合、次の項目について応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を早急を実施し、知事に報告する。

- ① 被害状況
- ② 被災地における住民の動向及び町の住宅に関する要望事項
- ③ 町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定
- ④ 応急仮設住宅建設に係る現地活動上の支障事項等
- ⑤ その他住宅の応急対策上の必要な事項

(2) 町が、調査を実施できない場合は、知事に応援を要請する。

第 2 応急仮設住宅の建設

災害救助法が適用された場合、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住家を確保することができない者に対して、次により応急仮設住宅を建設する。

1 建設用地の選定

町は、あらかじめ具体的な建設候補地の検討を行い、県と協議のうえ、できるだけ集団的に建設可能な場所とし公共用地から優先して選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

2 建設方法

応急仮設住宅の建設は、(一社)香川県建設業協会等の建設事業者団体の協力を得て行う。ただし、香川県からの通知がある場合は、これを町において実施する。この場合は、建設戸数、規模、構造、単価等の要件を定めて行う。

3 建設戸数

建設戸数は、町内の全壊、全焼及び流失世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において設置戸数の融通を行う。

4 構造及び規模

応急仮設住宅は、軽量鉄骨組立方式等による5連戸以下の連続建て又は共同建てとする。

5 応急仮設住宅の管理等

町は、知事の委任を受けて、入居者の選定、仮設住宅の修繕等応急仮設住宅の管理を行う。
なお、入居者の選定等に当たっては、高齢者、障害者など要配慮者に十分配慮する。

また、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性、子ども、若者、高齢者、障害者等の多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

なお、必要に応じて応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

応急仮設住宅の入居基準は、次のとおりとする。

- (1) 災害のため、全壊又は流出した者
- (2) 居住する住家がない者
- (3) 自力で応急住宅を建設する資力のない者
- (4) 同一地域内に同居できる近親者のない者

第3 住宅の応急修理

災害救助法が適用された場合、住家が半焼又は半壊し、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受けた場合、①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理や、②日常生活に必要な最小限度の部分の修理を、県が行う。ただし、状況に応じて県の通知により町が実施する場合がある。

1 応急修理の内容

- ①雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して緊急の修理を行う。
- ②日常生活を営むことができない被災者のうち自らの資力では住家の修理ができない者に対して、必要最小限の部分の修理を行う。

2 対象の選定

町は、県が実施する応急修理対象住宅の選定に協力する。

3 修理方法

応急修理は、建設事業者団体の協力を得て、県が行う。

4 修理範囲

- ①住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。
- ②居室、炊事場、トイレ等日常生活に必要な最小限の部分に限る。

5 修理戸数

修理戸数は、町内の半壊及び半焼世帯数の3割以内とする。ただし、やむを得ない場合は、市町相互間において修理戸数の融通を行う。

6 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

災害のため住家が半壊、半焼又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがあるものに対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて緊急の修理を行う。

第4 障害物の除去

- 1 県は災害救助法が適用された場合、住宅に土石、竹木等の障害物が運びこまれ、一時的に

居住できない状態にあり、かつ、自らの資力では除去することができない者に対して、障害物の除去を行う。

- 2 県より町において実施するよう通知があった場合、町は、必要に応じ県に対し、他の市町、建設事業者団体、自衛隊などの応援を要請する。

第5 公営住宅の特例使用

町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空室を提供することができる。（行政財産の目的外使用許可手続による。）

第6 民間賃貸住宅の借上げ

県は、町及び不動産関係団体の協力を得て、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅を借上げて被災者に提供する。特に、民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、積極的な活用を図るものとする。

第7 宅地建物取引業者による民間賃貸住宅の媒介

県の協力要請により、（公社）香川県宅地建物取引業協会及び（公社）全日本不動産協会香川県本部は、会員業者を県に報告し、県は市町に会員業者の情報を提供する。

また、町は民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に会員業者の情報を提供し、被災者から相談のあった会員業者は、民間賃貸住宅を無報酬で媒介する。

第 2 1 節 社会秩序の維持計画

(総務課、警察署、海上保安署)

災害時において、社会的な混乱や心理的な動揺等により不測の事態の発生が予想されるので、被災地域を中心として犯罪等の予防、警戒を行う。

第 1 陸上における防犯

1 小豆警察署

小豆警察署は、独自に、又は自主防犯組織等と連携し、被災地及び指定避難所等において、パトロールを強化し犯罪の予防、不法行為の取締り等を行うとともに、生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努めるものとする。

2 自主防災組織、消防団等

自主防災組織、消防団等は、互いに連携し、被災地及び指定避難所等において、次の事項に留意してパトロールを実施する。

- (1) 居住者のいない被災住宅の防犯
- (2) 被災住宅における出火の防止
- (3) 在宅の高齢者、障害者等の支援
- (4) 地域の安全確保

第 2 海上における防犯

小豆島海上保安署は、海上における治安を維持するため、情報収集に努め、必要に応じ災害発生地域に巡視船艇等を配備し、犯罪の予防や取締り等を行うものとする。

第 2 2 節 文教対策計画

(教育総務課、生涯学習課)

災害により文教施設・設備が被災し、又は児童生徒等の被災により通常の実育を行ふことができない場合、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得て、文教施設・設備の応急復旧、児童生徒等の応急教育等必要な措置を行うとともに、文化財の保護措置を行う。

第 1 児童生徒等の安全確保

1 町の対応

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、情報収集に努め、所管する学校に対して必要と思われる情報を伝達し、適切な指導及び支援を行うとともに、関係機関相互の連絡・協力体制を確立する。

2 各学校の対応

校長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、児童生徒等の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

(1) 在校時の場合

- ① 地震の状況を的確に判断し、速やかに児童生徒等の避難の指示、誘導を行う。
- ② 負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- ③ これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。
- ④ 状況に応じて、所管する教育委員会等に報告する。

(2) 在校時外の場合

- ① 登下校時、夜間、休日等に災害が発生したときは、保護者等と連絡をとり、児童生徒等の安否確認及び状況把握に努める。
- ② 状況に応じて、所管する教育委員会等と連絡の上、臨時休業等適切な措置を講じる。

第 2 学校施設・設備の応急措置

- 1 校長等は、管理する施設・設備が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。
- 2 報告を受けた教育委員会等は、速やかに被害状況を調査し、関係機関への報告等所要の措置を講じ、必要な場合は、施設・設備の応急復旧を行う。
- 3 校長等は、可能な範囲で、教職員を動員して、施設・設備の応急復旧を行うものとする。また、高等学校においては、教職員の指導のもとで、希望する生徒を応急復旧作業に参加させることができる。
- 4 校長等は、指定避難所の開設等災害対策に協力するとともに、学校管理に必要な体制を確立する。

第3 応急教育の実施

- 1 町及び県は、応急教育に関する対応を促進するため、所管する学校に対して、適切な指導及び支援を行う。
- 2 校長等は、児童生徒等、教職員の被災状況、学校施設・設備の被害及び復旧状況、交通・通信機関の復旧状況等を考慮して、教育委員会等関係機関と緊密な連携を図り、次により教育活動を再開する。
 - (1) 必要な教職員を確保するとともに、応急教育計画を策定し、児童生徒等及び保護者に対して、必要な連絡を行う。
 - (2) 教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
 - (3) 被災したことにより心理的なストレスを受けた児童生徒等に対して、心のケアを行うよう努める。
 - (4) 施設の被害が大きく、児童生徒等を収容しきれないときは、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用した分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。
 - (5) 指定避難所に提供したため学校が使えないときは、付近の公共施設や仮校舎等を確保し、速やかに授業の再開に努める。
 - (6) 他地域へ避難した児童生徒等に対しては、教職員の分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、応急教育を行う。
 - (7) 災害復旧状況の推移を十分把握し、できるだけ早く平常授業に戻すよう努める。
- 3 文教施設が使用可能な場合の措置
 - (1) 校長等は、教育活動再開にかかわる諸措置について、的確な状況判断のもと町教育委員会をはじめ、関係諸機関と緊密な連携をとり万全を期する。
 - (2) 校長等は、教職員を掌握するとともに、速やかに応急教育計画を確定し、児童生徒等及び保護者に連絡する。
 - (3) 校長等は、教育活動の再開に当たっては、児童生徒等の登下校の安全確保に万全を期すよう留意し、指導に当たっては、災害後の健康安全教育及び生活指導に最重点を置くようにする。
- 4 文教施設が使用不能な場合の措置
 - (1) 校長等は、災害復旧に係る諸措置について、的確な状況判断のもと町教育委員会をはじめ、関係諸機関と緊密な連携をとり万全を期する。
 - (2) 校長等は、学校管理に必要な教職員を確保するとともに、速やかに応急教育計画を確定し、児童生徒等及び保護者に連絡する。
 - (3) 校長等は、教職員を動員し、施設・設備の応急復旧を行い、授業再開に努める。
 - (4) 校長等は、応急教育計画に基づく教育活動を学校及び地域の復旧状況に即して行う。学校に児童生徒等を収容しきれない場合は、町教育委員会等に連絡をし、短縮授業、二部授業又は地域の公共施設等を利用して分散授業を行う。場合によっては、家庭学習や他校との合併授業を行う。また、避難場所に学校を提供したため、学校が使用不可能な場合は教育委員会等に連絡し、他の公共施設の確保を図り、速やかに授業の再開に努める。
 - (5) 校長等は、他地域へ避難した児童生徒等について応急教育を実施する場合は、教職員の

分担を定め、地域ごとの状況の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記 3 (3) に準じた指導を行う。

- (6) 校長等は、災害復旧状況の推移を十分把握し、町教育委員会等と緊密な連携の上、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その実施時期については、速やかに保護者に連絡する。

第 4 就学援助等

1 授業料の減免等

町は、被災した児童生徒等に対して、授業料の減免猶予、育英資金の貸与等適切な措置を講じる。

2 学用品の給与

災害救助法が適用された場合、知事から救助の事務の内容及び期間について通知を受けた町は、災害救助法の基準に基づき、学用品の給与を行うものとする。

3 学校給食の実施

町は、指定製パン業者、指定炊飯委託業者、指定牛乳供給事業者等の協力を得て、パン、米飯、牛乳等による応急給食を行うとともに、学校給食の正常化のため、速やかに必要な施設、設備等の応急復旧を行う。

なお、学校給食に当たっては、近接地域の学校の余剰教室及び使用可能な公共施設を臨時的に活用するものとする。

第 5 学校以外の教育機関等の応急措置

- 1 館長等は、災害が発生したとき又は関係機関から情報を受けたときは、来館者等の安全の確保を図るため、災害の状況を的確に判断し、速やかに避難の指示、誘導を行うとともに、負傷者の有無、被害状況の把握に努める。
- 2 館長等は、管理する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、所管する教育委員会等に被害状況を報告する。また、被害の状況に応じて、施設の臨時休館等適切な措置を講じる。
- 3 館長等は、可能な範囲で職員を動員して、速やかに施設・設備の応急復旧を行うものとする。

第 6 文化財の保護

1 被災時の応急措置

- (1) 国・県・町指定文化財（以下「文化財」という。）の所有者又は管理者は、災害により文化財の被害が発生した場合、速やかに町教育委員会を通じて県教育委員会に連絡する。
- (2) 連絡を受けた県教育委員会は、文化庁に報告するとともに、所有者、管理者及び関係機関と協力し、被害の拡大を防ぐための応急措置等を講じる。

2 被害状況の調査

- (1) 被害の状況調査は、町教育委員会が行う。
- (2) 県教育委員会は、被害の程度によっては専門の職員等を現地に派遣し、被害の状況調査を行う。

3 復旧対策

県教育委員会は、町教育委員会を通じて、所有者等による復旧計画の指導、助言を行う。

第7 埋蔵文化財対策

- 1 町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。
- 2 町教育委員会及び県は、それぞれの埋蔵文化財調査計画を作成し、必要があれば、国及び他の都道府県の支援を得て、埋蔵文化財の発掘調査を行う。

第 2 3 節 公共施設等応急復旧計画

(総務課、建設課、農林水産課、健康福祉課、住民環境課)

道路、河川、港湾などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活及び社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるので、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

第 1 道路施設

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、関係機関・団体等の協力を求め、障害物の除去、応急復旧等を行い道路機能の確保に努める。この場合、被害の拡大が予想され二次災害の可能性がある箇所、緊急輸送道路に指定される路線等を優先する。

第 2 河川管理施設

- 1 河川管理者は、その管理する河川について、早急に被害状況を把握し、河川管理施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。
- 2 ダム施設等が被害を受けたときは、必要に応じて、下流域の町、小豆警察署等に状況を連絡するなど、二次災害の防止に努める。

第 3 港湾及び漁港施設

- 1 管理者は、その管理する港湾又は漁港について、早急に被害状況を把握し、速やかに施設の応急復旧、障害物の除去等を行う。この場合、緊急輸送に必要な岸壁等については、海上輸送路の確保のため優先して応急復旧を行う。
- 2 小豆島海上保安署を含む航路標識の管理者は、航路標識が破損し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるとともに、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

第 4 海岸保全施設

海岸管理者は、その管理する海岸について、早急に被害状況を把握し、海岸保全施設が被災したときは、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を図るとともに、被災施設の重要度等を勘案し、緊急度の高い箇所から速やかに応急復旧を行う。

第 5 砂防、地すべり防止、急傾斜地崩壊防止施設

県は、砂防施設等について、早急に被害状況を把握し、危険性が高いと判断されるときは、町に状況を報告し、関係機関や住民に周知するとともに、応急工事を行う。

第 6 治山、林道施設

町及び県は、治山施設、林道施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて、応急復旧を行う。

第7 ため池等農地防災施設

ため池の管理者は、その管理するため池について、速やかに被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに、県、町との協議を行い、応急復旧工法を検討するとともに、必要な応急復旧を実施する。

また、ため池等が被害を受けたときは、町及び警察署等に状況を連絡し、必要に応じて、下流域の住民に避難を指示するよう要請する。

第8 公園施設

公園管理者は、公園施設について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

第9 病院、社会福祉施設等公共施設

町及び県は、その所管する施設に関する被害情報等を把握するとともに、施設管理者に対して、災害時における施設の機能確保及び利用者等の安全確保のため、必要な応急措置、応急復旧等について指導を行う。

第10 廃棄物処理施設

- 1 町は、災害による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等を行うとともに、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。

- 2 町は、一般廃棄物処理施設の被害状況の調査、施設の点検を行い、処理機能に支障があるもの、二次災害のおそれがあるものなどについては、速やかに応急復旧を行う。

また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給の拠点としても活用するよう努める。

- 3 県は、産業廃棄物処理施設について、必要に応じて、擁壁、水処理施設、焼却炉等の被害状況の調査や漏出水等の検査を行い、施設設置者に対して、廃棄物の飛散及び流出の防止、二次災害の防止、周辺環境の汚染防止等が図られるよう、必要な指導、助言を行う。

第11 放送施設

- 1 放送事業者は、放送施設、設備等の被害状況を早急に把握し、必要に応じて応急復旧、仮設放送施設の設置等を行い放送の確保を図る。
- 2 放送事業者は、県、町等と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、防災関係機関や住民等及び観光客等が円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努める。

また、県、町等から放送要請があったときは、状況に応じて臨時ニュースを挿入し、又は通常番組を中断し特別番組へ切り替えるなどの対応を行う。

第 1 2 海域関連施設

町は、洪水等により大量のごみや流木が海に流出したときは、情報を的確に把握し、迅速に回収、処理できるよう国、県との役割分担について連絡調整を行う。

第24節 ライフライン等応急復旧計画

(総務課、香川県広域水道企業団)

電気、ガス、通信サービス、上下水道等は、日常生活及び産業活動に欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けたときでも、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急措置を行う。

第1 電気施設

- 1 中国電力ネットワーク(株)小豆島ネットワークセンターは、災害が発生したとき、災害対策本部を設置して早急に被害状況を把握し、復旧の難易度等を勘案して、病院、公共機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- 2 中国電力ネットワーク(株)小豆島ネットワークセンターは、感電事故、漏電による火災など二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用について、次の内容の広報を行うとともに、報道機関等の協力を得て、電気施設等の被害状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等を周知する。
 - ・ 垂れ下がった電線には、絶対にさわらない。
 - ・ 避難するときは、ブレーカー又は開閉器を必ず切る。
 - ・ 屋内配線、電気器具等を再使用するときは、必ず絶縁状態等の安全確認を行う。
- 3 災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、強風、浸水等により危険と認められるとき又は二次災害の危険が予想され、警察、消防機関等から要請があったときは、送電停止等適切な危険予防措置を講じる。

第2 電気通信施設

- 1 NTT西日本香川支店は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。また、応急復旧は、復旧工事に要する要員、資機材、輸送手段等を最優先で確保して行うとともに、必要に応じて、災害対策用機器等を使用して仮復旧を行う。
- 2 NTT西日本香川支店は、災害時において、通信の輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、必要に応じて次の措置を講じる。
 - (1) 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置を講じる。
 - (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、臨時に利用制限の措置を講じる。
 - (3) 非常緊急通話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
 - (4) 警察、消防、鉄道通信その他諸官庁等が設置する通信網との連携をとるものとする。
 - (5) 災害救助法が適用されたときなどには、指定避難所に臨時公衆電話の設置に努める。
- 3 NTT西日本香川支店は、報道機関等の協力を得て、通信の途絶又は利用制限の状況、電気通信施設等の復旧状況、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安等について、広範囲に渡って広報活動を行う。

第3 水道施設

- 1 水道事業者は、災害が発生したとき、その管理する施設について早急に調査を行い、水道の各施設（貯水、取水、導水、浄水、送水、配水施設等）ごとに被害状況を把握し、二次災害の発生防止又は被害の拡大防止のため、速やかに次の応急措置を行うとともに、関係機関等に状況を報告する。
 - (1) 取水堰等の取水施設及び導水施設にき裂、崩壊等の被害が生じたときは、必要に応じて、取水、導水の停止又は減量を行う。
 - (2) 送、配水管路の漏水により道路陥没等が発生し、道路交通上非常に危険と思われる箇所については、断水後、保安柵等による危険防止措置を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - (3) 倒壊家屋、焼失家屋や所有者が不明な給水装置の漏水については、止水栓により閉栓する。
- 2 水道事業者は、水道施設に被害が生じたときは、次の応急復旧を行う。
 - (1) 取水、導水施設の被害については、最優先で復旧を行う。
 - (2) 浄水施設の被害については、施設の機能と復旧効果とを勘案して、重要なものから速やかに復旧を行う。また、管路の被害による断水区域を最小限にとどめるため、配水調整を行う。
 - (3) 管路の被害については、被害の程度及び復旧の難易度、被害箇所の重要度、浄水場、送水施設等の運用状況等を考慮して、配水のために最も有効な管路から順次復旧する。また、資機材の調達、復旧体制、復旧の緊急度等を勘案し、仮配管、路上配管等の仮復旧を行う。
 - (4) 被害が甚大で広範囲に及ぶ場合などにおいては、他事業者との広域的な応援体制や民間団体からの協力体制を活用し、早期の復旧に努める。
- 3 水道事業者は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。
- 4 県及び町は、水道事業者の復旧活動に必要な応じて協力する。

第4 下水道施設（雨水公共下水道及び都市下水路）

町は、災害が発生したとき、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる等、その管理する施設（下水道施設（雨水公共下水道及び都市下水路）、し尿処理施設及び農業集落排水施設）について、早急に被害状況を把握し、適切な応急復旧を行う。

- 1 応急復旧は、施設の重要性、二次災害の可能性などを考慮し、緊急度の高いものを優先する。
- 2 管渠施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知し、また、防護柵等を設置して、道路交通への危険を回避するとともに、管渠の閉塞、漏水などに対して、下水道機能の維持に必要な応急復旧を行う。
- 3 ポンプ場、終末処理場等が被災したときは、速やかに応急復旧を行い、また、自家発電設備等を運転して、機能の維持及び復旧に努める。また、施設からの漏水や薬品、消化ガスな

どの漏洩は、二次災害につながるおそれがあるため、優先的に点検して、安全を確認する。
これらの、施設が被災したときは、速やかに住民、関係機関等へ周知するとともに、適切な措置を講じる。

- 4 町は、復旧に当たり、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第5 液化石油ガス施設

- 1 液化石油ガス事業者は、災害が発生したとき、早急に被害状況を把握し、被害が拡大しないよう応急措置を行うとともに、病院、公共機関、報道機関、指定避難所等緊急度の高い施設や復旧効果の高いものから、順次応急復旧を行う。
- 2 液化石油ガス事業者は、ガス漏洩による火災、爆発など二次災害の発生するおそれがあるときは、関係機関の協力を得て、住民の避難等の措置を講じる。
- 3 液化石油ガス事業者は、報道機関等の協力を得て、ガス施設の被害状況、復旧状況、今後の復旧見込みやガス使用上の注意事項等について、住民、関係機関等へ周知する。

第 2 5 節 農林水産関係応急対策計画

(農林水産課)

災害による農林水産関係被害を最小限にとどめるため、農業用施設、農作物、家畜等に対して、的確な応急対策を行う。

第 1 農業用施設等に対する応急措置

- 1 町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水したときは、ポンプ排水等による湛水排除を行い、できる限り被害が拡大しないよう努める。
- 2 町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土のう積み等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災して機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。
- 3 町、県及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水施設を開放し、下流への影響を考慮のうえ、水位を低下させるなどの応急措置を講じるとともに、関係機関における情報共有に努める。
- 4 町及び土地改良区は、取水樋門、立切等操作あるいは応急工事を実施することにより水路の決壊防止に努めるとともに、頭首工の保全についても必要な措置を講じる。

第 2 農作物に対する応急対策

- 1 町は、被害の実態に応じて、県、農業協同組合等農業団体と協力して、災害対策に必要な技術指導を行う。
- 2 町は、病虫害の異常発生又はまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、県、農業団体等との緊密な連携により適切な防除指導を行う。
- 3 個別対策
 - (1) 水稻
 - ① 台風等災害により浸冠水及び倒伏し、病虫害被害が多発するおそれがある場合は、農業改良普及センター、農業共済組合小豆支所、農協等の緊密な連携のもとに指導の徹底を期するものとする。
 - (2) 果樹対策
 - ① 倒伏樹は起こし、根際を十分かため、支柱を立て、枝葉の剪除を行う。
 - ② 折損枝は切断し、接ぎろう等で損傷部位の保護を行う。
 - ③ 病害防除に努める。
 - ④ 災害の実情に適応する肥培管理を行い、樹勢の回復をはかる。
 - ⑤ 排水溝の整備を行い、次の災害に備える。
 - ⑥ 海岸で潮風害を受けたものは、速やかに樹冠散水を行い、塩分を洗浄する。
 - (3) 野菜花卉対策
 - ① 排水対策を徹底する。
 - ② 茎葉に付着した土を洗い流す。

- ③ その他果樹に準ずる。

第3 家畜に対する応急対策

- 1 町及び畜産関係団体は、県が家畜及び畜舎の被害状況を把握し、災害時の家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う際に協力する。
- 2 町及び畜産関係団体は、家畜伝染病の発生のおそれがあるときは、県が必要に応じて家畜等の消毒、予防注射等を行う際に協力する。また、家畜伝染病が発生したときは、県が家畜等の移動を制限する等の措置を講じる際に協力する。
- 3 家畜の診療は、必要に応じて農業共済組合中央家畜診療所小豆出張所が行う。緊急時やむをえない場合、家畜保健衛生室が行う。

第4 林産物に対する応急措置

- 1 町及び森林組合は、県が種苗生産者、森林所有者に対して、被災苗木、森林に対する措置等の技術指導を行う際に協力する。
- 2 町及び森林組合等は県が森林所有者に対して、風倒木の円滑な搬出、森林病虫害等の防除等について、必要な技術指導を行う際に協力する。

第5 水産物対策

- 1 町は、漁業協同組合等の協力を得て、水産物及び水産施設の被害状況を把握するとともに、二次災害を防止するため必要な指示又は指導を行う。
- 2 町及び漁業協同組合等は、県が被害の状況に応じ水産物生産者、団体等の応急対策について指導、助言を行う際に協力する。

第26節 ボランティア受入計画

(健康福祉課)

災害時において、ボランティアが救援活動等で大きな役割を果たすことから、その活動が円滑かつ効率的に行えるよう、ボランティアの受付、調整等必要な支援活動を行う。

第1 受入体制の整備

- 1 町は、災害が発生したとき、速やかに土庄町社会福祉協議会にボランティア活動の必要性の有無について判断するための被災状況の情報等の提供を行うとともに、協議を行う。
- 2 土庄町社会福祉協議会は、被災状況に応じて、土庄町災害ボランティアセンターを設置し、町や関係団体等の連携協力のもと、ボランティア活動を支援する。
- 3 県及び香川県社会福祉協議会は、香川県災害ボランティア支援センターを設置する必要があると判断した時は、協議のうえ香川県社会福祉協議会が設置し、被災地での状況調査等の情報を収集するとともに、日本赤十字社香川県支部をはじめとする関係団体、機関の連携協力のもと、土庄町災害ボランティアセンターの活動を支援する。
- 4 町は、ボランティア活動に関する情報提供の窓口を設け、香川県災害ボランティア支援センターの設置及び土庄町災害ボランティアセンターの活動等について協力するとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努め、またボランティアの活動環境について配慮するものとする。
- 5 町は、ボランティア活動又はその支援活動の拠点となる土庄町災害ボランティアセンターへの施設、設備等の提供のほか、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努めるとともに、活動に必要な資材の調達等の支援活動を行う。
- 6 町は、県から事務の委任を受けた場合、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担を活用して、必要に応じて支援を受けることができる。

第2 ボランティアの受入方法

- 1 土庄町災害ボランティアセンターは、ボランティアの受入体制が整い次第、町内を対象に土庄町災害ボランティアセンターの設置の周知及びボランティア募集を呼びかけるとともに、香川県災害ボランティア支援センターに情報提供を行う。
- 2 香川県災害ボランティア支援センターは、土庄町災害ボランティアセンターからの情報提供を受け、報道機関、ホームページなどを通じて、災害ボランティア活動の広報を行うとともに、関係団体に協力を呼びかける。
- 3 土庄町災害ボランティアセンターは、被災地のニーズの把握に努め、ボランティア活動に

参加を希望する個人又は団体を受け付け、被災地に派遣するなど、被災地の支援活動を行う。

第3 ボランティアの活動分野

1 香川県災害ボランティア支援センターの主な役割

- ・災害ボランティア情報の収集、発信
- ・ボランティアと県等との連絡、調整
- ・活動資材の調整
- ・土庄町災害ボランティアセンターへの支援
- ・その他円滑な災害ボランティア活動のための支援業務等

2 土庄町災害ボランティアセンターの主な役割

- ・被災地のボランティアニーズの把握
- ・被災地へのボランティアの派遣
- ・ボランティア情報の収集、発信
- ・ボランティアと市町等との連絡、調整
- ・ボランティアへの対応
- ・その他円滑なボランティア活動のための支援業務等

第4 その他ボランティアへの対応

- 1 砂防、危険度判定、外国語通訳など専門知識、技術を有する専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が中心となって、受入れ、派遣等に係る調整を行う。
- 2 町は、県と連携し、香川県災害ボランティア支援センター及び土庄町災害ボランティアセンターを窓口として全国規模の災害ボランティアネットワークと連携し、その機能の積極的な活用を図り、被災地の情報発信や各種の協力要請などを行う。

第 2 7 節 要配慮者応急対策計画

(総務課、健康福祉課)

災害時において、高齢者、障害者、難病患者、小児慢性特定疾病児童、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者の安全確保を図るため、町及び関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、年齢、性別、障害の有無といった要配慮者の事情から生じる多様なニーズに十分配慮した応急活動を行う。

第 1 高齢者、障害者、難病患者等対策

- 1 町は、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、直ちに避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用するなどして、避難行動要支援者の安否確認、被災状況等の把握に努める。
- 2 町は、難病患者への対応のため、県との連携を図る。
- 3 町は、援護の必要な者を発見したときは、医療機関・指定避難所への移送、施設への緊急入所などの措置を、また、居宅での生活が可能な者については、居宅サービスニーズの把握等を行う。
- 4 町は、関係団体等の協力を得ながら、居宅や指定避難所、仮設住宅等で生活している援護が必要な高齢者、障害者、難病患者等への医療やホームヘルプサービス、デイサービスなどの居宅サービスを早急に開始できるよう努める。また、車椅子、障害者用携帯トイレなど必要な機器や物資の提供に努める。
- 5 町は、被災により、居宅、指定避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。
- 6 町及び県は、災害に関する情報、医療・生活関連情報等が高齢者、障害者、難病患者等に的確に伝わるよう、掲示板、ファクシミリ等の活用、報道機関等の協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用など、情報伝達手段を確保する。また、手話奉仕員、点訳奉仕員、要約筆記奉仕員等の確保に努める。

第 2 児童対策

- 1 町は、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力等により、要保護児童を発見したときの保護及び子ども女性相談センター等への通報についての協力を呼びかける。
- 2 町及び県は、被災により保護を必要とする児童を発見したときは、親族による受入れの可能性を探るとともに、児童福祉施設への受入れや里親への委託等の保護を行う。
- 3 町及び県は、関係団体等の協力を得ながら、被災により保護者が災害復旧等を行うため一時的に保育が必要な児童等を保育所等において保育できるよう、緊急一時保育の実施体制の整備に努める。

第3 外国人対策

- 1 町は、必要と認めるときは、通訳ボランティア等の協力を得て、外国人の安否確認、避難誘導等を行う。
- 2 町及び県は、報道機関等の協力を得て、被災した外国人に対して、災害に関する情報、生活必需品や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。情報等の提供に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在住外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることに配慮する。
- 3 町は、指定避難所等に相談窓口等を開設し、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズを把握するものとする。
- 4 町は、県に対して他の市町、他県、関係団体等からの通訳ボランティア等の派遣を要請することができる。
- 5 町は、外国人の安否情報を取りまとめ、県に報告する。
- 6 県と公益財団法人香川県国際交流協会が、香川県災害時多言語支援センターを設置した場合には、町は、県を通じて、外国人の避難状況に関する情報提供や必要な支援に関する要請を行い、同センターは、多言語及びやさしい日本語による災害関連情報の提供、翻訳・通訳の支援及び関係機関との連絡調整、外国人住民からの相談・問い合わせへの対応を行う。

第4 社会福祉施設等の対応

- 1 社会福祉施設等は、公共的機関として、利用者の安全確保を図ることはもとより、避難所としての機能を求められるので、町、県等の協力を得て、早急に施設機能の回復を図るとともに、関連施設、ボランティア等との連携のもとに、可能な限り余裕スペース等を利用して、高齢者、障害者、難病患者等の緊急一時受入れを行う。
- 2 町及び県は、ライフラインの優先的復旧、飲料水、食料等生活必需品の補給、マンパワーの確保など、社会福祉施設等の機能維持に努める。

第5 配慮すべき事項

町及び県は、要配慮者対策を行うに当たって、次の事項について特に配慮するものとする。

- 1 多様なメディアによる手話通訳、外国語通訳等を活用したきめ細やかな情報提供
- 2 自主防災組織、民生委員・児童委員、地域住民の協力による避難誘導
- 3 条件に適した指定避難所等の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じた対応
- 4 おむつ、補装具等生活必需品や粉ミルク、やわらかい食品等食事についての配慮
- 5 手話通訳者や要約筆記ボランティア等の協力による生活支援
- 6 巡回健康相談、栄養相談等の重点実施や継続的なこころのケア対策の実施
- 7 医療福祉等総合相談窓口の設置

第28節 被災動物の救護活動計画

(健康福祉課、住民環境課)

災害時には、動物の飼い主が、飼っている動物とともに指定避難所に同行避難して来たり、飼い主とはぐれたり、負傷した動物など被災動物が多数生じることが予想される。

町は、災害時に動物に起因する混乱や動物由来感染症等の危害の防止を図るため、動物の飼い主が、飼っている動物とともに安全に避難ができ、指定避難所等での動物の適正な飼養管理や、保護収容、治療等が的確（スムーズ）に実施できるよう、市町等関係機関や（公社）香川県獣医師会、動物愛護団体等と連携、協力して、飼い主への支援及び被災動物の救護活動を実施する。

第1 同行避難した動物の適正飼養対策（飼い主の役割）

災害時に指定避難所へ動物と同行避難した飼い主は、動物を飼っていない又は動物が嫌いな避難者へも配慮し、各指定避難所に作成したルールと指定避難所設置者や責任者の指示に従い、その運営に協力するとともに、その地域で一時保護された飼い主不明の動物も含め、飼い主同士で協働して飼養管理するよう努める。

第2 特定動物対策

特定動物（危険な動物）の飼い主は、災害発生時には、自身の安全を確保した上で、当該動物が脱出していないか確認し、万一脱出した場合には、直ちに、捕獲措置を講じるとともに、関係機関に通報し、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止するための必要な措置をとるよう努める。

町は、災害発生時に、特定動物の飼い主に対して、特定動物に関する情報の収集や発信を行い、関係機関と連携しながら当該動物に係る危害発生の防止を図る。

第3 指定避難所における動物の適正飼養対策

町は、県や指定避難所設置者等と協力して、指定避難所での被災動物に関する情報収集及び情報発信に努め、指定避難所全体での動物に関する理解を求めるための周知や、指定避難所で動物が適正に飼養できるための必要な措置をとるよう努める。

第4 被災動物救護活動対策

町は、災害時には、（公社）香川県獣医師会、関係機関及び動物愛護団体等と協働して、指定避難所に同行避難した、あるいは飼い主とはぐれ、又は負傷した被災動物に対して、それぞれが役割分担して救護活動できるよう協力、支援する。

また、町は、県と連携を図り、各指定避難所を通じて、住民への被災動物救護活動に関する情報収集及び情報提供を図る。

第 2 9 節 水防等活動計画

(建設課、総務課、農林水産課)

洪水、高潮等による災害が発生し、又は発生が予想されるときは、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防活動等を行う。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

第 1 従事者の安全確保及び水防と河川管理者等の連携強化

県及び町は、水防計画の策定に当たっては、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得た上で、河川管理者又は下水道管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化する。

第 2 水防活動

水防活動のための具体的な内容については、町の水防計画の定めるところによる。

- 1 河川管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、河川に関する情報の提供など町が行う水防のための活動に協力するものとする。
- 2 町は、河川管理者から通知があったとき又は、水防上危険が予想されるときは、水防計画の定めるところにより水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。
- 3 町及び県は、水防上危険が予想されるときは、水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見したときは、直ちに関係機関等に連絡するとともに、危険な箇所には応急措置を行う。
なお、必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。
- 4 町及び消防関係機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。
- 5 河川管理者、海岸管理者、ため池管理者及びダム管理者等は、洪水等の発生が予想されるときは、水位等の変動を監視し、必要に応じてダム、せき、水門等の適切な操作を行う。その際、下流地区に対して迅速な連絡を実施する等危険を防止するため必要な措置を行う。特に、ダムで異常洪水時防災操作を行う場合等には、小豆総合事務所等から、直接、町長等へ情報伝達するホットラインを活用する。
- 6 町は、河川、海岸堤防、ため池等が漏水、がけ崩れ、越水等の状態にあり、放置しておくと危険となったときは、応急措置として、現場の状況、堤防の構造及び使用材料等を考慮し最も有効で使用材料が調達しやすい水防工法を行う。
- 7 町は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちに県及び氾濫する方向の隣接市町に通報しなければならない。また、決壊箇所については、県、町、関係機関等が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- 8 洪水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

第3 土砂災害防止活動

- 1 町は、土砂災害警戒区域等がある地域については、降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象や発生した災害の状況の把握に努める。
- 2 町は、土砂災害が予想されるときは、住民、要配慮者利用施設管理者等に対して、早急に注意を喚起し、警戒避難等の指示を行う。特に、具体的に危険が予想される箇所周辺の住民等に対しては、極力戸別伝達に努める。
- 3 町及び県は、土砂災害が発生したときは、早急に被害状況や被害の拡大の可能性等について現地調査を行い、町は、必要に応じて、不安定土砂の除去、仮設防護柵の設置等の応急工事を行う。

第4 風倒木対策

町及び県は、風倒木の流出による二次災害を防止するため、風倒木の除去等必要な応急対策を講じる。

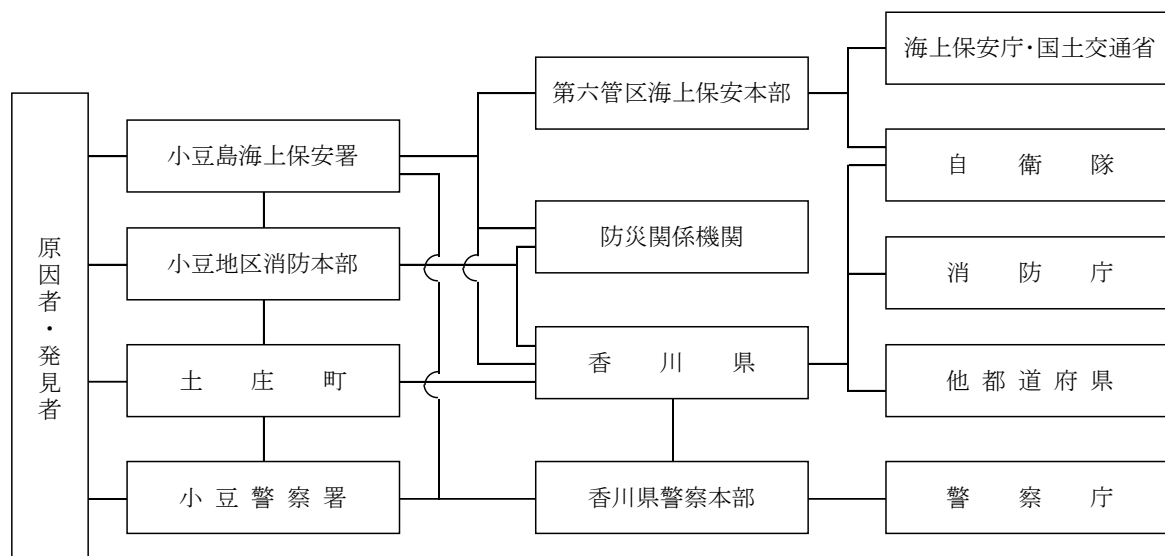
第 3 0 節 海難等災害対策計画

(総務課、建設課、農林水産課、消防署、警察署、海上保安署)

船舶の衝突、転覆、火災等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生したとき、航行船舶、沿岸住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

第 1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりである。



第 2 町の応急対策

- 1 小豆島海上保安署等が行う人命救助等に協力するとともに、負傷者の搬送にあたる。
- 2 速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、次のとおり「海上保安庁の機関と消防機関との業務協定の締結に関する覚書」に基づき、小豆島海上保安署と連携し、港湾関係団体等の協力を得て、迅速に消火活動を行う。
 - (1) 消防機関が主として消火活動を担当する船舶
 - ・ ふ頭又は岸壁にけい留された船舶及び上架又は入渠中の船舶
 - ・ 河川及び湖沼における船舶
 - (2) 海上保安部署が主として消火活動を担当する船舶
 - ・ 上記以外の船舶
- 3 被害のおよぶおそれのある沿岸住民に対して、被害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気の使用禁止等の措置を講じ、場合によっては、町民の立入制限、退去等を命じる。

第3 小豆島海上保安署の応急対策

1 情報の収集伝達等

- (1) 気象、海象等に関する特別警報、警報、その他船舶の安全に重大な影響をおよぼすおそれのある情報を知ったときは、既存の警報等の伝達経路で伝達するほか、航行警報、安全通報、巡視船艇等による巡回等により速やかに周知する。
- (2) 防災関係機関等と密接に連絡をとり、次の事項に係る情報を積極的に収集する。
 - ① 海上及び沿岸部における被害状況等
 - ・被災地周辺海域における船舶交通、漂流物等の状況
 - ・船舶、海洋施設、港湾施設、石油コンビナート等の被害状況
 - ・水路、航路標識の異常の有無
 - ・港湾等における避難者の状況
 - ② 関係機関等の対応状況
 - ③ その他応急対策の実施上必要な事項
- (3) 通信施設の保守に努め、また、施設が損傷したときは、あらゆる手段を用いて必要な資材を確保し、早急にその復旧に努める。
- (4) 多重通信装置、非常用電源、携帯無線等を搭載した巡視船艇により、通信の代行を行う。
- (5) 防災関係機関等との通信の確保は、携帯無線機、携帯電話等により行うものとし、必要に応じて職員を派遣し、又は防災関係機関の職員の派遣を要請する。

2 海難救助等

船舶の海難、人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇、航空機等により、その捜索救助を行う。

3 緊急輸送

医師、傷病者、避難者等の人員搬送又は緊急物資等の緊急輸送については、必要に応じ、又は要請に基づき、迅速かつ積極的に実施する。特に、機動力のある航空機及び大量輸送が可能な船舶を必要に応じ使い分け、有効に活用する。

4 海上火災の防除

- (1) 船舶に火災が発生した場合、又は石油類等の危険な物質が海面に流出し火災が発生した場合等海上において火災が発生したときは、直ちに現場に出動し、人命救助、消火活動、延焼防止等必要な措置を講じる。
- (2) 二次的な災害を防止するため、火災船舶の安全な場所への移動、当該海域での火気の使用の制限又は禁止、当該海域への船舶及び人の出入の制限又は禁止等必要な措置を講じるとともに、必要に応じて、消防機関、関係事業所等に協力を要請する。
- (3) 火災の状況により陸上施設等に波及するおそれがあるときは、現地の消防機関、防災関係機関等に対して、住民等に対する避難指示、自衛消防措置等を要請する。

5 海上交通の安全確保

- (1) 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて、船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- (2) 海難の発生その他の事情により、船舶交通に危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- (3) 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通に危険が生じ、又は生じるお

それがあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対して、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ又は勧告する。

- (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段等船舶の安全な運航に必要と考えられる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
- (5) 小豆島海上保安署等は、水路の水深に変化が生じたときは、必要に応じて調査を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
- (6) 小豆島海上保安署を含む航路標識の管理者は、航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて、応急標識の設置に努める。

第4 警察本部の応急対策

- 1 警察ヘリコプター等を活用して、海難等の災害に関する情報を収集し、その状況の把握に努め、関係機関等に伝達する。
- 2 警察船等の資機材を活用し、小豆島海上保安署と協力し、人命救助、行方不明者の搜索等を行う。
- 3 交通状況を迅速に把握するとともに、緊急輸送を確保するため交通規制を行う。

第5 事業者等の応急対策

- 1 海上災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、事故原因者等関係事業者は、直ちに小豆島海上保安署に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。
- 2 消防機関、小豆島海上保安署等の指示に従い、積極的に消火活動、防除活動等を行う。

第 3 1 節 海上大量流出油等災害対策計画

(総務課、建設課、農林水産課、消防署、警察署、海上保安署)

船舶又は海洋施設等から、海上に大量の油等が流出したとき、被害を最小限に抑えるため、迅速かつ効率的に流出油等の拡散及び防除等の応急対策を行う。

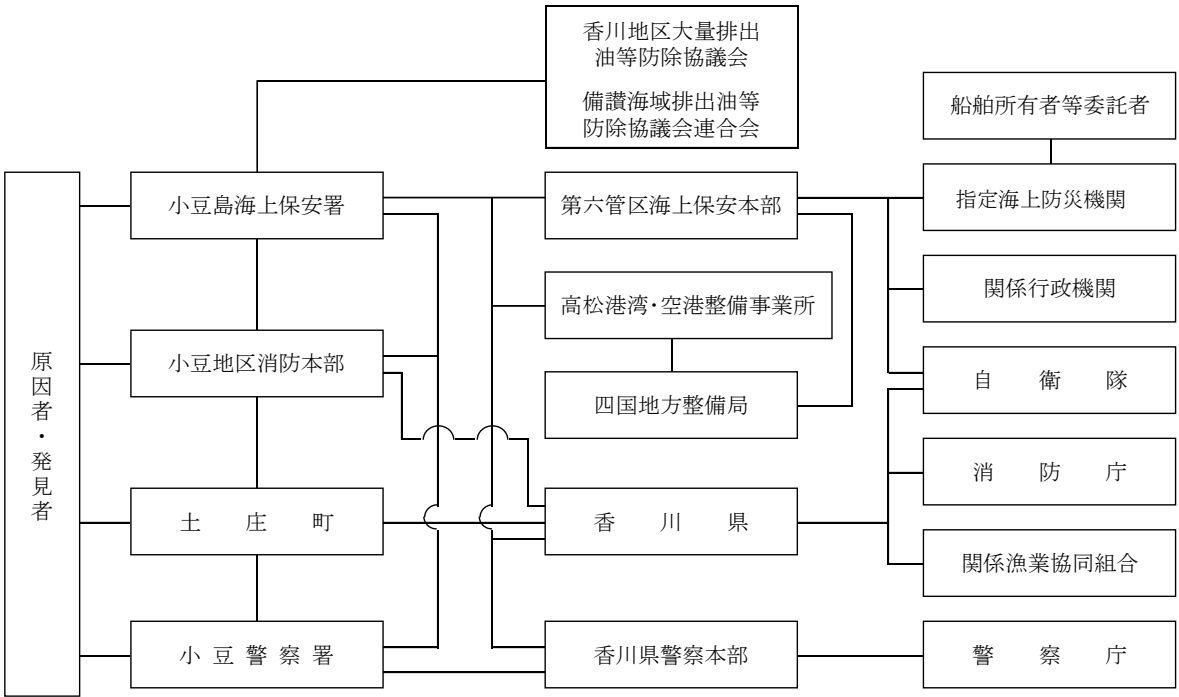
第 1 情報の収集及び伝達

町は、海上において大量の油等の流出事故が発生し、又は発生のおそれがある場合は、次の情報を把握し、県や関係機関に通報、連絡する。

1 通報事項

- (1) 事故発生又は発見の日時、場所
- (2) 事故の概要
- (3) 流出油等の状況（種類、量、範囲等）
- (4) 現場の気象及び海象
- (5) その他必要事項

2 通報連絡系統



第2 町の応急対策

1 情報の収集及び連絡・通報

関係者、関係機関から情報を収集するとともに、小豆島海上保安署、県関係部局、漁業組合等へ必要な情報を連絡・通報する。

2 流出油等の防除作業

必要に応じて、流出油等の防除、沿岸に漂着した油等の除去、回収した油等の処理を行う。
また、関係機関の要請等に応じて、流出油の防除に必要な資機材を調達し提供する。

3 警戒区域の設定及び立入禁止等の措置

災害の危険がおよぶおそれのある沿岸住民に対して、災害状況の周知を図るとともに、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、火気使用の禁止等の措置を講じ、場合によっては、一般住民の立入制限、退去等を命じる。また、この周知のため、広報活動を行う。

4 その他の応急対策

必要に応じて、その他の応急措置を講じる。

第3 事業者の応急対策等

1 油等の流出が発生したとき、又は発生するおそれがあるときは、事業者は、直ちに小豆島海上保安署に通報するとともに、現場付近の者又は船舶に対して、注意を喚起する。

2 付近の住民に危険がおよぶと判断されるときは、住民に対して避難するよう警告する。

3 現場の状況に応じて、オイルフェンスの展張、破損箇所の修理、油等の回収など流出油等の防除作業を行う。

4 必要に応じて、指定海上防災機関に防除措置を委託する。

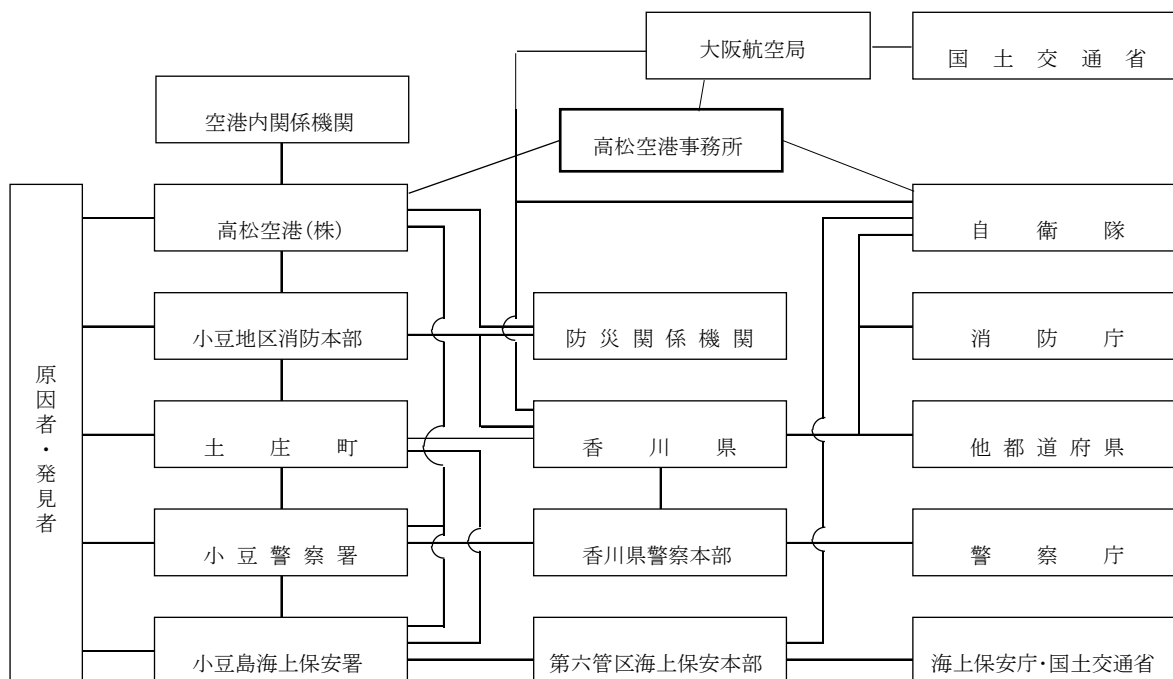
第 3 2 節 航空災害対策計画

(総務課、消防署、警察署)

航空機の墜落炎上等の災害が発生したとき、乗客、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

第 1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



第 2 町及び小豆地区消防本部の応急対策

- 1 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、「高松空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」に基づき、消火救難活動を行う。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- 4 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- 5 災害の規模が大きく、町のみで対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第3 小豆警察署の応急対策

- 1 墜落現場が不明又は航空機が行方不明になるなど航空機災害発生のおそれがある場合は、情報収集にあたりとともに、警察ヘリコプター等を活用して捜索活動を行う。
- 2 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- 3 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示（緊急）、誘導等を行う。
- 4 関係機関と連携し、乗客、乗務員等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- 5 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

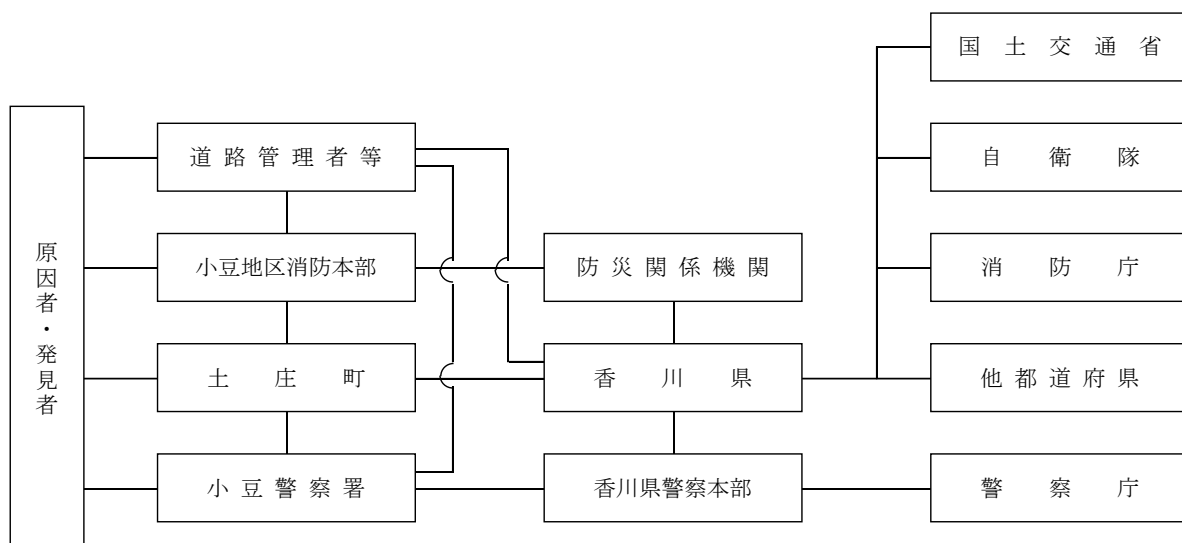
第 3 3 節 道路災害対策計画

(建設課、消防署、警察署)

トンネル、橋梁等の道路建造物の被災等による災害が発生したとき、被災者、地域住民等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

第 1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。



第 2 道路管理者等の応急対策

- 1 大規模な道路事故が発生したときは、事故の状況、被害の状況等を把握し、速やかに四国地方整備局、県、町、小豆警察署等に連絡する。
- 2 大規模な道路事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに通行の禁止・制限又は迂回路の設定、付近住民の避難等必要な措置を講じる。
- 3 県、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出、消火等の初期活動に協力する。
- 4 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努める。
また、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。
- 5 災害の状況、安否情報、交通情報（通行の禁止・制限、迂回路等）、施設の復旧状況等の情報を適切に関係者等へ伝達する。

第 3 町及び小豆地区消防本部の応急対策

- 1 道路災害の発生を知ったときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所

等の設置又は手配を行う。

- 4 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保するとともに、必要に応じて、被災者等に食料及び飲料水等を提供する。
- 5 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示(緊急)、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- 6 災害の規模が大きく、町のみで対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第4 小豆警察署の応急対策

- 1 道路災害の発生を知ったときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- 2 関係機関と連携し、被災者の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、搜索、処理活動等を行う。
- 3 危険物等が流出したときは、地域住民等に対する避難指示(緊急)、誘導等を行うとともに、危険物等の防除活動を行う。
- 4 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。
- 5 災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため、必要な措置を講じる。また、被災現場及び周辺地域等において、交通安全施設の緊急点検を行う。

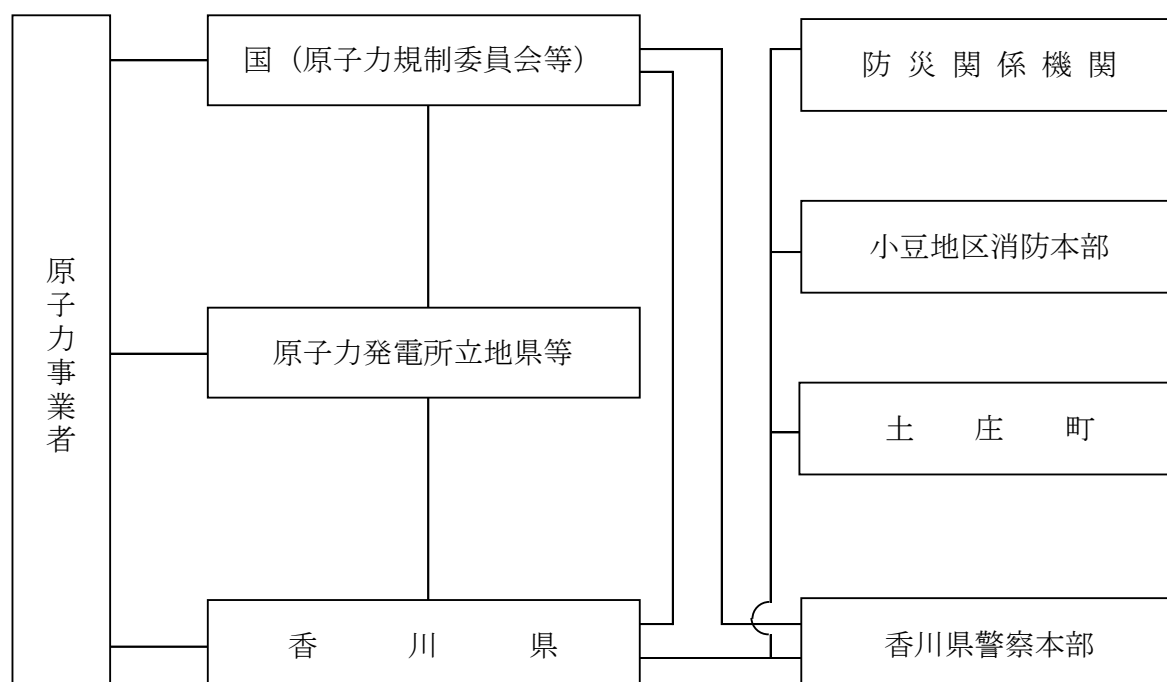
第 3 4 節 原子力災害対策計画

(総務課)

原子力発電所の事故等によって放射性物質又は放射線が大量に放出され、被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、住民等の安全を確保するため、情報の収集及び連絡、広報・相談活動の実施、緊急時の環境放射線モニタリングの実施、農作物・飲食物・水道水等の検査体制の強化等の実施、緊急時の保健医療活動の実施等の応急対策を行う。

第 1 情報の収集及び連絡

被害情報等の収集及び連絡系統は、次のとおりとする。



第 2 原子力事業者の応急対策

1 原子力災害の発生及び拡大の防止

原子力発電所周辺等において放射性物質又は放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合は、原子力災害の発生及びその拡大を防止する。

2 速やかな連絡の実施

原子力災害に至る可能性のある原子力災害対策特別措置法第 10 条に規定する特定事象（原子炉冷却材の漏えい等）等（以下「特定事象等」という。）を把握した場合は、速やかに県へ連絡する。

3 継続的な情報の提供

県に対し、特定事象等に関する情報を適時かつ適切に提供する。

第3 町の応急対策

1 広報相談活動の実施

(1) 情報の伝達

県、警察本部等と連携し、事故の現状、応急対策、住民等のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、防災行政無線(戸別受信機を含む。)、広報車、自主防災組織との連携等により、住民等に対して、確実かつ速やかに伝達する。

(2) 相談活動の実施

県と連携し、住民等からの原子力災害に関する相談、問合せに対応するため、必要な分野において、相談窓口を設置する。

2 緊急時の保健医療活動の実施

県、保健医療機関と連携し、住民等からの健康についての相談、問合せに対応するため、必要に応じ、健康相談窓口を設置する。

3 避難等の実施

県内で測定された大気中の放射線量の状況等を踏まえ、独自の判断により、必要と認める場合、若しくは、国又は県から避難等に関する指示等を受けた場合、速やかに住民等の避難等を実施する。なお、国が、原子力災害の観点から、屋内退避指示を出している中で、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、人命最優先の観点から、当該地域の住民に対し、独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には、国と緊密な連携を行うものとする。

また、複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

4 県外からの避難者の受入れと支援の実施

県又は他県から要請があれば、県と協議のうえ、県外からの避難者に対し、指定避難所の開設や避難者用住宅の提供等を行う。また、県と連携し、避難者の住居や生活、医療、教育、介護など、避難者の多様なニーズを把握するように努め、必要な支援を行う。

5 放射性物質による汚染の除去等の実施

国が示す放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物等の処理に関する方針等に従い、国、県、原子力事業者等と連携し、除染作業や汚染廃棄物の処理を行う。また、必要に応じ、国、県等に対して支援を要請する。

第4 水道事業者の応急対策

1 水道水の安全性の確保

(1) 検査の実施

県等と連携し、水道水中の放射性物質についての検査を実施する。

(2) 摂取制限等の実施

検査結果が国の定める基準値を超え、又は超えるおそれがある場合には、国及び県の指導・助言・指示等に基づき、水道水の摂取制限等を行う。

第 3 5 節 危険物等災害対策計画

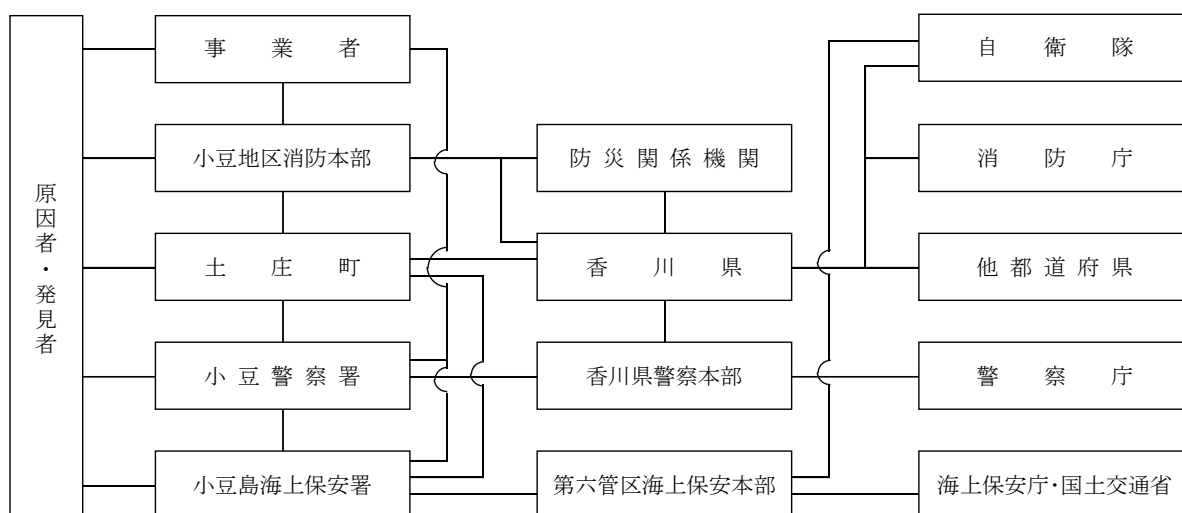
(総務課、消防署)

危険物、高圧ガス、毒物劇物等の危険物施設等に事故が発生したとき、地域住民、従業員等の安全を確保するため、人命救助、消火活動等の応急対策を行う。

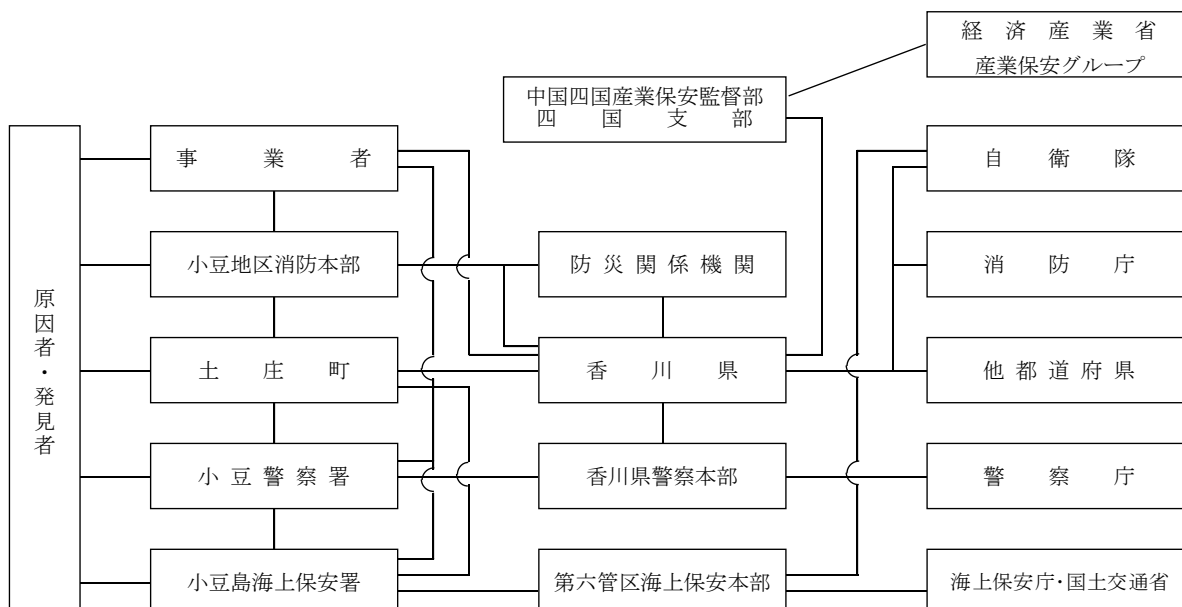
第 1 情報の収集及び伝達

被害情報等の収集伝達系統は、次のとおりとする。

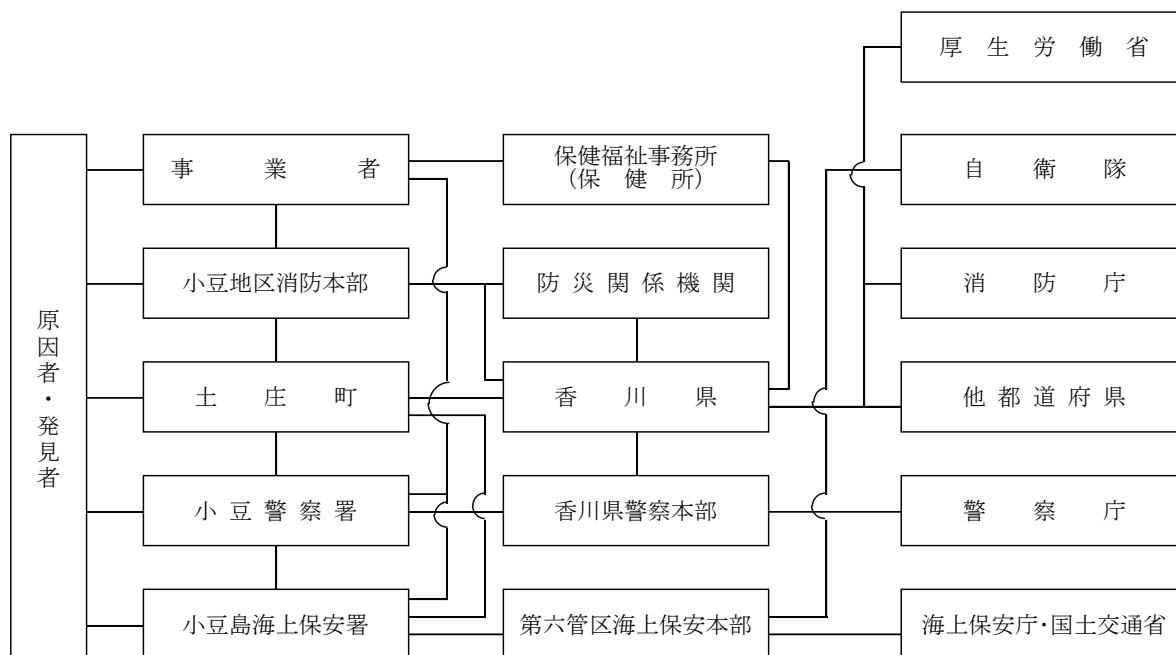
1 石油类等危険物



2 高圧ガス、火薬类等



3 毒物・劇物



第2 事業者の応急対策

- 1 危険物等による事故が発生したときは、直ちに、町、小豆警察署等に通報するとともに、当該事故の拡大防止のための応急措置を講じ、事故状況等を関係機関に連絡するものとする。
- 2 大規模な事故が発生したときは、災害の拡大の防止のため、速やかに的確な応急措置及び応急点検等必要な対策を講じるものとする。
- 3 事故に伴い火災が発生したときは、速やかに状況を把握し、消防機関と協力して自衛消防組織等により迅速に消火活動を行うものとする。

第3 町及び小豆地区消防本部の応急対策

- 1 大規模な危険物等災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、県及び関係機関に通報する。
- 2 事故に伴い火災が発生したとき又は救助を要するときは、速やかに状況を把握し、消火活動、救助・救急活動を行う。
- 3 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- 4 事故発生地及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行うとともに、必要に応じて、避難場所等において食料、飲料水等を提供する。
- 5 危険物等関係施設に事故が発生したときは、危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、事業者に対する応急措置命令、施設の緊急使用停止命令等の適切な応急対策を講じるものとする。
- 6 災害の規模が大きく、町のみで対処できないときは、県又は他の市町に応援を要請する。また、必要に応じて、県に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第4 小豆警察署の応急対策

- 1 大規模な危険物等災害が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- 2 事故発生地及びその周辺地域において、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難指示（緊急）、誘導等を行う。
- 3 関係機関と連携し、被災者等の救出救助活動を行うとともに、死者が発生したときは死体の収容、捜索、処理活動等を行う。
- 4 必要に応じて、事故発生地及びその周辺の交通規制を行う。

第5 小豆島海上保安署の応急対策

- 1 大規模な危険な物質等による海上災害が発生したときは、事故の状況、被害の規模等を把握し、関係機関に通報する。
- 2 海上における消火活動を行うとともに、必要に応じて、消防機関が行う活動を支援する。
- 3 安全確保のため、又は緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて、船舶の交通を制限し、又は禁止する。
- 4 危険物等が海上に流出したときは、応急的な防除活動を行い、航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに、排出の原因者が必要な措置を講じていないときは、措置を講じるよう命じる。

第 3 6 節 大規模火災対策計画

(総務課、消防署)

大規模な火災が発生し、又は大規模化が予測されるとき、延焼拡大防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

第 1 町及び小豆地区消防本部の応急対策

- 1 大規模な火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- 2 直ちに現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用して、消防活動を行う。
- 3 火災の規模が大きく、町のみで対処できないときは、近隣市町等に応援を要請する。
- 4 救助活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行う。
- 5 負傷者が発生したときは、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急措置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じて、救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。
- 6 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

第 2 小豆警察署の応急対策

- 1 大規模な火災が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- 2 必要に応じて、立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等の避難誘導を行う。
- 3 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、搜索、処理活動等を行う。
- 4 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第 3 7 節 林野火災対策計画

(総務課、消防署)

林野火災が発生したとき、広範囲な林野の焼失防止及び地域住民等の安全を確保するため、消火活動等の応急対策を行う。

第 1 町の応急対策

- 1 林野火災が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等の情報を収集し、県及び関係機関に通報する。
- 2 直ちに現場に出動し、防火水槽、自然水利等を利用して、消防活動を行う。
- 3 火災の規模が大きく、町のみで対処できないときは、近隣市町に応援を要請する。
- 4 火災現場の偵察又は空中消火活動の必要があると認められるときは、県に対して、防災ヘリコプターの出動を要請するとともに、防災航空隊と連絡をとり水利の確保を行う。
- 5 消防活動等に関し必要があると認めるときは、県に対して、自衛隊の災害派遣要請を行うとともに、自衛隊の集結地、自衛隊ヘリコプターの臨時場外離着陸場の確保及び化学消火薬剤等資機材の準備を行う。
- 6 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。

第 2 小豆警察署の応急対策

- 1 林野火災が発生したときは、必要に応じて、警察ヘリコプター等を利用して、火災状況、被害状況等の情報を収集し、関係機関に連絡する。
- 2 必要に応じて、火災現場及びその周辺地域の住民等の避難誘導を行う。
- 3 死傷者が発生したときは、関係機関と連携し、救出救助活動を行うとともに、死体の収容、搜索、処理活動等を行う。
- 4 必要に応じて、火災現場及びその周辺の交通規制を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧復興基本計画

(総務課、建設課)

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとする。

また、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、公共施設管理者の意向等を勘案しながら、県等関係機関と協議を行い、原状復旧あるいは中長期的課題の解決を図る計画的復興のいずれにするか検討を行い、よりよい地域社会を目指した復旧・復興の基本方針を定めるものとする。

第1 原状復旧

- 1 町、県及び防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画等を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行うものとする。
- 2 町、県及び防災関係機関は、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本とするが、再度の災害を防止する観点等から、可能な限り改良復旧を行うものとする。
- 3 県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた市町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の執行に支障のない範囲で、当該市町に代わって工事を行うものとする。
- 4 県又は町は、指定区間外の国道、県道または自らが管理する道路と交通上密接である町道について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- 5 町は、町長が管理を行う二級河川以外の河川で町長が指定したもの（以下「準用河川」という。）における河川の改良工事若しくは修繕又は、災害復旧事業に関する工事について、工事の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に、権限代行制度による支援を要請する。
- 6 県及び町は、災害が発生した場合において、二級河川又は町長が管理を行う準用河川に係る維持（河川の埋塞に係るものに限る。）について、河川の維持の実施体制等の実情を勘案して、国（国土交通省）に権限代行制度による支援を要請する。

第2 計画的復興

- 1 町及び県は、大規模な震災により壊滅的被害を受けた被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変に伴う高度かつ複雑な大事業となることから、この事業を円滑にかつ速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関と調整しながら計画的に復興を進めるものとする。

- 2 町及び県は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、作成した復旧計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復旧を図るものとする。

なお、復興計画の作成に際しては、地域コミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分配慮するとともに、復旧復興のあらゆる場に女性や障害者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。
- 3 町及び県は、復興のための市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについて、できるだけ速やかに住民の合意（コンセンサス）を得るように努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。
- 4 町及び県は、災害に強いまちづくりに当たっては、必要に応じて、避難路、避難場所、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、公園、河川、港湾など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等、ライフラインの耐震化等、建築物や公共施設の耐震・不燃化、耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。
- 5 町及び県は、被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組みを推進するものとする。
- 6 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧、復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第2節 公共施設等災害復旧計画

(総務課、建設課、農林水産課、健康福祉課、教育総務課、生涯学習課、香川県広域水道企業団)

被災した公共施設の管理者は、応急措置を講じた後に、各施設の原形復旧に併せて再度災害の防止のため必要な施設の新設又は改良を行う事業計画を立て、早期に復旧事業が完了するよう努めるものとする。

第1 災害復旧事業の種別

町等は、管理する公共施設の被害の程度を十分調査、検討し、おおむね次の災害復旧事業計画を速やかに作成するものとする。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- ①河川 ②海岸 ③砂防設備 ④林地荒廃防止施設 ⑤地すべり防止施設
⑥急傾斜地崩壊防止施設 ⑦道路 ⑧港湾 ⑨漁港 ⑩下水道 ⑪公園

2 農林水産業施設災害復旧計画

3 都市災害復旧事業計画

4 水道施設災害復旧事業計画

5 公営住宅災害復旧事業計画

6 社会福祉施設災害復旧事業計画

7 公立医療施設病院等災害復旧事業計画

8 公立学校教育施設災害復旧事業計画

9 その他の災害復旧事業計画

第2 災害復旧事業に係る資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、国庫補助の申請、起債の協議又は許可、短期融資の導入、基金の活用、交付税の繰上交付等について所要の措置を講じ、災害復旧事業の早期の実施が図られるようにするものとする。

第3 激甚災害に関する調査

町は、県が行う激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

第4 施設復旧に伴う埋蔵文化財発掘調査体制の整備

1 埋蔵文化財の調査事業量の推定

町教育委員会は、速やかに埋蔵文化財包蔵地における施設等の被害状況から復旧に伴う調査事業量を推定し、県教育委員会に報告する。

第3節 被災者等生活再建支援計画

(総務課、建設課、農林水産課、税務課、健康福祉課、商工観光課)

被災者等の生活再建が速やかに図られるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、生活相談、災害弔慰金等の支給、生活資金等の貸付、税の減免及び納税の猶予、応急金融対策、雇用対策など必要な措置を講じる。

第1 生活確保に関する計画

1 生活相談・情報提供

- (1) 町及び県は、国や金融機関等が設置する相談窓口の開設に協力するとともに、被災者等からの幅広い相談に応じるため、自らも総合的な情報提供及び相談窓口を開設し、必要に応じて防災関係機関等と連携、共同して相談業務を行う。
- (2) 町及び県は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。
- (3) 居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体及び避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

第2 被災証明・罹災証明書の交付

1 早期交付のための体制確立

町は、被災者に対する支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者から申請があれば速やかに被災証明を交付する。

また、災害による住家等の被害の程度の調査や、罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

県は、発災後速やかに住家被害の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町に映像配信を行うなど、より多くの市町担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

なお、県及び町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

2 体制確立に向けた平時の取組み等

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のた

め、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

3 体制確立に向けた平時の取組み等

町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。併せて、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

また、町は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

県は、町担当者の研修の充実や、育成した担当者名簿の作成、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等を通じて市町の支援体制強化を図るものとする。

第3 被災者台帳の作成

町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や支援措置の実施状況、配慮に要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者台帳の作成に被災者支援システムを活用し、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るものとする。

県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第4 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

町は、災害弔慰金の支給に関する法律及び町の条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金を貸し付ける。

第5 生活福祉資金の貸付

民生委員及び土庄町社会福祉協議会は、県社会福祉協議会が被災した低所得者等の生活再建を支援するため、生活福祉資金貸付制度により、予算の範囲内において災害援護資金等の各種貸付を行う際に協力する。

第6 被災者生活再建支援金の支給

町は、被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、その生活の再建を支援し、もって住民の安定と被災地の速やかな復興を資するため、被災者生活再建支援金の支給のための手続きを行う。

なお、支援金の支給は、都道府県からの委託先である（公財）都道府県センターが行う。

第7 税の減免及び納税の猶予等

町、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、税の減免、納税の猶予及び納期限等の延長の措置を、被災の状況に応じて講じる。

第8 国民健康保険税等の減免等

町は、被災した国民健康保険等の被保険者に対して、必要に応じて医療費の一部負担金や保険税等の減免、徴収猶予等の措置を講じる。

第9 応急金融対策

1 現金供給の確保及び決済システムの維持

日本銀行高松支店は、現金の供給安定と決済機能維持のため、必要な措置を講じる。また、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡を取り、輸送及び通信の確保を図る。

2 金融機関の業務運営の確保

被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じるものとする。また、日本銀行高松支店及び四国財務局は、このための要請を行う。

3 非常金融措置の実施

四国財務局及び日本銀行高松支店は、協議の上、災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と連携を図り、民間金融機関（保険会社を含む。）に対し、必要と認められる範囲内で、次の措置を適切に運用するものとする。

(1) 災害関係の融資に関する措置

災害の状況、応急資金の需要等を勘案して、融資相談所の開設、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

(2) 預貯金の払戻及び中途解約に関する措置

① 預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流出した預貯金者については、罹災証明書の呈示その他実情に即する簡易な確認方法をもって、預貯金の払戻の利便を図ることを要請する。

② 事情やむを得ないと認められる被災者等に対して、定期預金、定期積立等の中途解約又は当該預貯金等を担保とする貸出に応じる等の措置を講じることを要請する。

(3) 手形交換、休日営業等に関する措置

災害時における手形交換又は不渡処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても配慮することを要請する。また、窓口営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮したうえで、現金自動預払機等において預金の払戻を行う等被災者の便宜を考慮した措置を講じることを要請する。

(4) 保険金の支払及び保険料の払込猶予に関する措置

生命保険金又は損害保険金の支払については、できるかぎり迅速に行うよう配慮し、生命保険料又は損害保険料の払込については、契約者の罹災状況に応じて、猶予期間の延長を行う等の措置を講じることを要請する。

(5) 営業停止等における対応に関する措置

窓口営業停止等の措置を講じたときは、当該営業店舗名等を、ポスターの店頭掲示等の

手段で告示するとともに、その旨を新聞やインターネットのホームページに掲載し、取引者に周知徹底するよう要請する。

(6) 損傷日本銀行券等に関する措置

損傷日本銀行券及び貨幣の引換について、実情に応じて必要な措置を講じること要請する。

第10 雇用対策等

1 被災者に対する職業斡旋

- (1) 公共職業安定所は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、臨時職業相談窓口の設置、巡回職業相談の実施、職業訓練受講の指示、職業転換給付金制度の活用等の措置を講じ、離職者の早期再就職への斡旋を行う。
- (2) 香川県就職・移住支援センターは、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、就職相談及び職業紹介を行う。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

- (1) 公共職業安定所は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。
- (2) 公共職業安定所は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に規定する措置を適用した場合は、災害による休業のため、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず就労することができず、賃金を受けとることができない雇用保険の被保険者に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

3 労働保険料等の納付の猶予

香川労働局は、災害により労働保険料等を所定の期限までに納付することができないと認められる事業主に対して、保険料等の納付の猶予措置を講じ、また、納付猶予期間については、延滞金や追徴金を徴収しない。

第11 職業訓練の実施

県は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、職業訓練の受講希望者に対して、必要な職業訓練を行う。

第12 生活関連物資の供給確保及び価格安定対策

1 生活関連物資の供給状況及び価格動向の調査・監視及び情報提供

県は、職員等による店頭での供給状況、価格動向等の聴取り調査等を行い、広く情報を収集する。また、必要に応じて業界事情聴取を行い、供給状況等の正確な情報の把握に努める。これにより得られた情報は、適宜、広報誌等を通じて県民に提供する。

2 関係機関との連携

県は、関係部局、町との連携を密にし、関係事業者団体等に対して必要物資の円滑な供給などの協力要請を行うとともに、他の都道府県に対しても情報提供、本県への必要物資の集中出荷等の要請を行う。

3 生活関連物資に関する緊急措置

県は、住民の生活に重要な生活物資に需給の逼迫、価格高騰などの異常がある場合には、香川県消費生活条例による指定物資として、立入検査、勧告などを行う。

4 国に対する協力要請

県は、経済秩序が全国的に混乱し、社会生活に重大な影響を及ぼす事態が予想される場合には、国に対して緊急措置の実施の要請を行う。

第13 被災中小企業者の復興支援

- 1 町は、あらかじめ商工会と連絡体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。
- 2 県は、被災した中小企業者に対する資金対策として、一般金融機関及び政府系金融機関の融資、信用保証協会による融資の補償等が、迅速かつ円滑に行われるよう必要な措置を講じる。

第14 被災農林漁業者の復興支援

町は、被災した農林漁業者又はその組織する団体に対して、復旧を促進し農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、株式会社日本政策金融公庫法等に基づく融資等について広報するとともに、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるように、県に協力して必要な措置を講ずる。

県は、農林水産業共済団体に対して、補償業務の迅速、適正化を図るとともに早期に共済金の支払いができるよう指導する。

第15 恒久住宅への円滑な移行に向けた取組

町及び県は、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、既存公営住宅への正式入居をはじめ、円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

第4節 義援金等受入配分計画

(会計課、健康福祉課)

町は、日本赤十字社香川県支部、香川県共同募金会等関係機関と連携を図りながら、県民及び他の都道府県等から寄託された義援金等を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受付、保管、配分等の業務を円滑かつ公正に実施する。

第1 義援金等の受付及び保管

- 1 県は、県に寄託された義援金・義援物資及び知事あての見舞金の受付を行い、義援物資については、所有する施設等を使用し、配分するまでの間の一時保管を行う。
- 2 県は、可能な範囲で関係機関等の協力を得ながら、義援物資ごとの受け入れ希望の有無を記載したリストを作成し、報道機関等を通じて当該リストと配分先を公表する。なお、需給状況に応じ、リストは逐次改定を行う。
- 3 県は、義援物資の送付に当たっては、被災地のニーズに応じた物資であること、梱包時に品名を明示し、円滑な仕分けに配慮した方法とするよう周知するものとする。
- 4 町は、義援金・義援物資の受入体制を確立しておくものとする。
- 5 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、それぞれに寄託された義援金の受付を行う。

第2 義援金等の配分等

- 1 県は、受け付けた義援金の市町に対する配分を義援金収集体等で構成する第三者機関である配分委員会で決定する。その際、あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなど、迅速な配分に努める。また、義援物資について、市町に対する配分を決定し、市町の指定する場所まで輸送し市町に引き渡すものとする。
- 2 日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、配分委員会に参画し、受け付けた義援金の市町に対する配分を、配分委員会で決定する。
- 3 町は、県等から送付された義援金・義援物資を関係団体の協力を得て被災者に配分するものとする。

第3 義援金の募集

日本赤十字社香川県支部及び香川県共同募金会は、義援金を募集するに当たっては、募集方法、募集期間等を定めて実施するものとする。

なお、全国的に募集する必要があると認められる場合は、日本赤十字社香川県支部にあっては本社を通じて各都道府県支部に、香川県共同募金会にあっては直接各都道府県の共同募金会に募集の依頼を行うものとする。